

目次

8. 資料編.....	1
8.1. 普及委員会.....	1
8.1.1. 普及推進 WG.....	1
(1) 普及推進活動概況報告.....	1
(2) 日建連（東京建設会館）説明会 アンケート集計結果.....	18
(3) 「CI-NET を活用した電子商取引説明会」アンケート集計結果.....	27
(4) 発注企業における実用化実態調査結果.....	51
(5) 導入のための参考資料サイト ダウンロード件数.....	84
8.1.2. 設備見積 WG.....	88
(1) 設備見積拾い区分(中項目区分) DRAFT IV(最終版) 採番.....	88
(2) 建設資機材コード Ver.1.80（統合版）.....	101
8.2. 標準委員会.....	103
8.2.1. 標準 BPWG.....	103
8.2.1.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコル 改善要求（2018年度分）.....	103
(1) B-2016-002：データ交換協定書、B-2016-003：データ交換運用マニュアル.....	103
(2) B-2017-004：データ項目「本文」の新設.....	107
(3) B-2017-006：打切精算区分のコード追加、B-2017-007：消費税計算区分のコード追加、B-2017-008：明細データ属性コードの追加.....	111
3. CI-NET 標準データコード（CD）.....	112
3.19 明細データ属性コード.....	115
3. CI-NET 標準データコード（CD）.....	116
3.19 明細データ属性コード.....	119
3.36 打切精算区分コード.....	120
3.37 消費税計算区分コード.....	121
(4) B-2018-001：基本契約メッセージの新設.....	125
(5) B-2018-002：基本契約書の印刷出力様式を指定するためのコードの新設.....	132
3. CI-NET 標準データコード（CD）.....	132
3.19 明細データ属性コード.....	136
3. CI-NET 標準データコード（CD）.....	137
3.19 明細データ属性コード.....	140
3.36 打切精算区分コード.....	141
3.37 消費税計算区分コード.....	142
3.38 様式コード.....	142

(6) B-2018-003 : 軽減税率を指定するためのコードの追加	146
3. CI-NET 標準データコード (CD)	146
3.11. 課税分類コード	146
3. CI-NET 標準データコード (CD)	147
3.11. 課税分類コード	147
(7) B-2018-009 : 適格請求書発行事業者登録番号の新設 (インボイス制度における適格 請求書発行事業者の登録番号の新設)	151
(8) B-2017-010 : バイト数の拡張	155
8.2.2. LITES 規約 WG	159
8.2.2.1. CI-NET LiteS 実装規約 改善要求 (2018 年度分)	159
(1) L-2017-004 : データ項目「本文」の新設	159
(2) B-2017-010 / L-2017-010 : バイト数の拡張	180
(3) L-2017-011 : メッセージへのデータ項目追加	184
(4) L-2018-001 : 基本契約メッセージの新設	187
(5) L-2018-004 : [1058]支払条件 : 部分払い割合のセット方法に関する追記	191
(6) L-2018-006 : [1313]請求算定方式コードのセット方法に関する追記	195
(7) L-2018-008 : [1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの追加に伴う メッセージ個別ルールの変更	199
(8) L-2018-009 : 適格請求書発行事業者登録番号の新設 (インボイス制度における適格 請求書発行事業者の登録番号の新設)	223

別紙

8.1.2. 設備見積 WG

- (2) 建設資機材コードの変遷 一覧表

8.2.2. LiteS 規約 WG

- (1) 電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) および電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) 運用マニュアル (運用仕様書と改称) (参考例)
- (2) CR 別添① 新設データ項目の属性および摘要 一覧表
- (3) CR 別添② メッセージと新設データ項目の対応 一覧表
- (4) CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.8 (基本契約メッセージ系抜粋)
- (5) CI-NET 標準 BP および CI-NET LiteS 実装規約 改訂要望一覧
- (6) EDI データの保存について

8.2.3. 技術検討 WG

- (1) 新規 CI-NET サービス開発事業者の加入に関する手引き
- (2) 電子契約および電子署名文書長期保存のあり方について

8. 資料編

8.1. 普及委員会

8.1.1. 普及推進 WG

(1) 普及推進活動概況報告

【区分欄の凡例】

- ・説：CI-NET 説明会 勉：勉強会
- ・個：個別支援及びベンダー支援（個 1、2、3 の数値は企業を示す）

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
北海道		北海道開発局 事業振興部 建設産業課	2018/6/21 CI-NET 説明訪問						
	説	土木技術会 建設マネジメント研究委員会 建設経営革新小委員会	高野先生経由の 依頼 高野政策委員会 委員長が建設マネジメント研究 委員会委員長		2013/8/29 建設経営革新 小委員会主催 セミナーにて 広報セミナー 開催（民間企業 11社、北海道 開発局、北海道 庁等合計 33名参加）				
	個 1	土屋ホールディングス							2013/8/30 導入後のフォロー
	個 2	伊藤組土建(株)	2017/3/13 CI-NET 説明訪問						
	個 3	岩田地崎建設(株)	2017/3/13 CI-NET 説明訪問 2018/6/21.22 CI-NET 説明訪問 2018/9/18 基金に来訪	発注業務における 電子商取引に 関する調査 電子化の検討中 進捗状況について 継続的なフォロー していく					
宮城県		東北地方整備局	2016/11/10 石塚係長に CI-NET 説明						

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			その後要請がありパンフレット送付 2017/6/9 CI-NET 説明 建設業法令遵守等講習会でCI-NET 説明機会を頂きました (青森県 11/8、山形県 11/10、福島県 11/15、秋田県 11/27、岩手県 11/30) 2018/11/12 CI-NET 説明						
	個 1	橋本店	2013/3 CI-NET 導入を公表	2013/3 社長を訪問	2016/11/22 説明会参加	→→→	→→→	→→→	2013/3/15 導入発表 2013/7 段階的運用開始(76社、うち新規36社)
	勉	公共工物品質 確保安全施工 協議会(9社)	2013/3 上記企業からの 発案により活動 開始	2013/4 9社(上記の1 社を含む)訪問	※9社の導 入・導入検討 が進捗する段 階で、建設業 協会と連携し た勉強会を実 施	→→→	2013/6/10 勉強会開催(9 社参加) 2013/7/23 勉強会第2回 導入検討担 当者を対象に開 催(8社参加) 2013/8/20 勉強会第3 回、1社参加 にて開催	2013/12/16 勉強会参加担 当者が入院の ため稟議遅延	
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう 2014/4号特集 「CI-NET 地域企 業への展開」に て橋本店導入事 例」掲載。協会 員に配布						
	個 2	㈱丸本組	2017/2/20 CI-NET 概要資料 送信						
	個 3	1社	2017/6/9 調達関係担当者 業務多忙の欠席 総務の方に資料 を渡した						
	個 4	1社	2017/6/12 経理部と情報シ						

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			システムの方にCI-NET説明						
新潟県 (重点)	説	建設業協会	2012/8 新潟県内総合建設企業3社による合同導入により活動開始	→→→	2013/2 広報セミナー開催(34社37名参加) 2016/7/27 電子商取引説明会開催 10社14名	2013/5 関心のある会社(3社)と地域5大企業(1社)を個別訪問	2013/7/31 県協会巻支部で勉強会実施(3社参加)	2013/12/16 他社動向様子見とする	2014/12/19 新潟3社地域意見交換会実施
	個1	㈱水倉組	以前よりCI-NET関心あり	ベンダ営業	2016/7/27 説明会参加	2015/12/11 主要取引先にアンケートをし、検討開始しようとしていた。検討が動き出したら連絡する	2013/7/31 勉強会参加	2014/12/19 訪問	
	個2	1社			2016/7/27 説明会参加 2018/6/11 CI-NE説明	2016/8/5 システム部門で情報収集段階 発注業務における電子商取引に関する調査			
	個3	1社			2016/7/27 説明会参加	2016/8/8 業界全体の動きを注視し検討を進めたい			
	個4	1社			2016/7/27 説明会参加	2016/8/8 受注側ではCI-NET利用中発注側でも導入検討をしたい			
	個5	㈱かねこ							2014/11/25 創和ジャステック建設-かねこ間でCI-NET導入 2017/6/20 創和ジャステック建設-かねこ間状況ヒアリング
	個6	㈱植木組	2017/6/21 CI-NET説明(依頼済み)						
	説	北陸地方整備局	2014/6/6 CI-NET資料持参 2015/9/30 CI-NET説明 地整主宰の説明会があるので来年度説明メニューに入れる場合は連絡しますと						

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			のこと 2016/7/27CI-NE T説明						
石川県	説	石川県建設業協会	2017/3/22 いしけん e コマ ースについてヒ アリング実施						
	個1	真柄建設㈱	2017/3/22 CI-NET説明						
富山県	説	富山県建設業協会	2017/3/21 CI-NET説明 2017/6/20 建築委員会にて CI-NET説明						
茨城県	個1	1社	2013/7/3 担当者が経営層 より導入に関し 検討するよう指 示あり	2013/7/18 CI-NET説明 2013/8/8 社内システム改 善構想より開始 する、電子商取 引導入はまずは 棚上げ	2017/1/20 説 明会参加				
	説	建設業協会	2014/8/29 協会事務局へ説 明						
東京都	説	(社)日本埋立 浚渫協会	2012 セミナー開催を 依頼	→→→	2012/11/1 部会にて広報 セミナー開催 (11社11名参 加)	2013/7/25 1社に説明			
	説	(社)日本ソー パフォー建 築協会	2012 セミナー開催を 依頼	→→→	2012/12 広報セミナー 開催(6社6名 参加)	2013/5 1社より問合せ受け、 CI-NET説明実施			
	個2	1社				2013/11/14 工務部と上位10社で 始めようと話をし ている 2014/2/20 説明日程調整回答待 ち(調整できず)			
	個3	1社	2013/10/22 購 買 部 等 に CI-NET説明		2014/9/5 CI-NET説明会 参加 2017/1/20 説 明会参加				
個4	1社	2013/12/4 請負工事のほと んどはメンテナ ンスなので契約 金額が100万未							

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			満のものが多く受注者側は個人も多いので、導入に係る負担費用がネックとなる 2014/1/14 業務システムベンダと業務・電子商取引の共同提案説明						
	個5	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会案内						
	個6	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会案内						
	個7	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会案内						
	個8	1社	2014/9/18 CI-NET 説明	2014/11 グループ会社に対し、説明会を予定したが、調整できず					
	個9	1社	2015/8/25 CI-NET 説明		2017/1/20 説明会参加				
	個10	松下産業			2015/11 東京説明会参加決算期なので2月以降で願いたい				
	個11	銭高組			2015/11 東京説明会参加ベンダに相談している費用面で社内説得が暗礁 2016/11/16 説明会参加				2018/3/8 社内システム(原価管理等)刷新の一環でCI-NET導入を検討中。(担当は、大阪の調達の方)
	個12	ツツミワークス			2015/11 東京説明会参加	2016/1 下旬説明			
	個13	トビー実業			2015/11 東京説明会参加。西松建設と取引先にて実施				
	個14	パナソニックES ネットワークス			2015/11 東京説明会参加。電気通信業許可あり、発注	2016/1 システム刷新の検討開始を検討。電子商取引は其中で考えたい			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
					側希望				
	個 15	日本建設			2015/11 東京説明会参加。 長澤 現在別案件で多忙。 2016/3以降検討を開始したい。同規模の実施状況を知りたい				
	個 16	オムロンワールドエンジニアリング			2015/11 東京説明会参加。 社内で勉強中。概要が分かった時点で説明等の依頼を連絡する。 2016/11/16説明会参加				
	個 17	1社	2016/1/22 受注側で実施済み。 発注側で電子商取引を検討開始したい						
	個 18	1社	2017/2/6 CI-NET説明 2017/3/2 検討開始 アンケート実施中						
	個 19	1社	2017/4/27 CI-NET説明 2017/9/14 実施確定						
	個 20	㈱ピース三菱	2017/2/21 電話問い合わせ有り CI-NET 注文書形式を送信						
	個 21	クボタ環境サービス㈱	2017/4/13 電話問い合わせ 取引先に CI-NET アンケート実施中						
	個 22	都築電気㈱	2017/4/20 CI-NET説明						
	個 23	1社	2017/4/25 2017/7 よりグループ内で実施、その後展開を指向						

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 24	1社	2017/7/14 愛知電子商取引説明会に出席。 電子商取引について非常に興味があり。説明を提示						
	個 24	1社		2017/8/2 CI-NETの2次展開を希望する企業へのヒアリング					
	個 25	1社		2017/8/21 CI-NETの2次展開を希望する企業へのヒアリング					
	個 26	1社		2017/8/24 CI-NETの2次展開を希望する企業へのヒアリング					
	個 28	1社(土木)	2017/8/21 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 29	1社(鉄筋)	2017/8/24 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 30	1社	2017/9/12 CI-NET説明。電子商取引について非常に興味があり						
	個 31	1社(電気)	2017/11/6 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 32	1社(空調)	2017/11/16 2次協力会社の展開についてヒアリング						
	個 33	鹿島建設							2017/11/8 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 34	大林組							2018/1/17 民間発注者の契約形態に関するヒアリング

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個 35	西松建設							2018/1/22 メールにて 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 36	戸田建設							2018/1/23 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 37	日鉄住金環境							2018/1/26 民間発注者の契約形態に関するヒアリング
	個 38	1社	2018/5/22 CI-NET 説明訪問	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個 39				2018/2/8 来訪 鉄道関連工事が多く、契約金額も小さい 保守工事が多い。契約業務を電子契約としたい				
	個 40	1社	300億アプローチ対象	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個 41	1社	300億アプローチ対象	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個 42	1社	2018/11/21 300億アプローチ対象	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個 43	1社	2018/11/22 300億アプローチ対象	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個 44	1社	2019/1/30 300億アプローチ対象	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個 45	1社	2019/2/1 300億アプローチ対象	発注業務における電子商取引に関する調査					
埼玉県	説	埼玉電業協会			2014/1/16 広報セミナー 「建設産業における電子商取引」 埼玉県電業協会主催				

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
					(20社20名参加)				
	説	埼玉建産連	2014/9/3 事務局へ説明						
	個1	1社			2014/8/27 CI-NET説明会 出席	個別に連絡	2014/11/12 勉強会実施		
	個2	1社	2018/11/28 300億アプローチ 対象	発注業務におけ る電子商取引に 関する調査					
神奈川県	説	神奈川県建設 業協会	2013/2 CI-NET 説明、広 報セミナー開催 を依頼	→→→	2013/7/17 広報セミナー 開催 (9社9 名参加)				
	広2	横浜建設業協 会	2015/10/23CI-N ET 説明予定						
	個1	小俣組	2014/5 建設業しんこう 2014/4号特集 「CI-NET 地域企 業への展開」に て小俣組導入事 例」掲載。関係 先に配布依頼						2013/4/24 導入発表。3月取引先 20社開始、8月より 拡大予定。 2013/10/10 事例作成用ヒアリン グ 2015/2/24 地域意見 交換会実施
	個2	大洋建設							2014/4 稼働 2014/5 導入済 2015/6/8 地域意見交 換会実施
	個3	1社							2014 度稼働
	説	横浜建設業協 会	2013/8/28 広報セミナー開 催を依頼した が、集客の目処 たらず断念。勉 強会など他の方 法にてアプロ ーチする 2015/10/23 協会 幹部会議にて CI-NET 説明 2015/2/4 訪問、 CI-NET 説明 2016/6/15 会員 向け案内と合わ せ CI-NET パンプ を配布してもら う						
	個3	1社	2014/8/7 CI-NET 説明会案						

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料 1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			内						
	個4	1社							2014 導入済
	個5	1社(鉄筋)	2017/8/2 2次協力会社の展開についてヒアリング						
山梨県	説	建設業協会	2013/6/25 協会事務局へ説明						
長野県	説	建設業協会	2013/2 協会来訪時にCI-NETを紹介	2013/2 支部長会合にてセミナー開催を申し入れ	2013/12/19 広報セミナー開催(31社31名参加)				
	説	長野県	2014/1/30 長野県庁へ説明						
	個1	北野建設	2013/4 ベンダ主催研究会を通じてCI-NET紹介を依頼	2013/4 購買部へCI-NETの説明実施 2014/5/23 CI-NETの説明 2013/6/25 コストシミュレーション説明		2014/12/12 進捗状況確認(内部資料を作成し、購買部と調整中) 2015/5/27 実務者が長期離脱。よって中断。 2016/1/13CI-NET 説明			
	個2	ヤマウラ			2015/7/17 電子商取引説明会(愛知)参加。個別説明希望(2015/12)	2016/01/13CI-NET 説明。基幹システム刷新計画。電子商取引はその後			
静岡県	説	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2~5 協会にセミナー開催を申し入れ 新聞社に開催案内記事依頼	2013/6/7 広報セミナー開催(9社11名参加)	2014/2/7 浜松地区で個別1社訪問			
	個1	1社	2016/07/11 CI-NET 説明	2017/2/17 2/21の週にデモを実施					
愛知県(重点)	説	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2~3 協会にセミナー開催を申し入れ	2013/4 県建設業協会にて広報セミナー開催(19社29名参加) 2013/10 土木委員会にて広報セミナー開催(8社8名参加)	2013/7/23 関心のある会社へアプローチ フォロー、1社導入に向けて前向き)			
	説	愛知県建設業協会	2015/6/22、7/17 説明会支援依頼		2015/7/17 電子商取引説				

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料 1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			(専務理事)		明会 14 社 21 名 2016/7/22 電子商取引説明会開催 13 社 22 名				
	勉 1	アイシン開発	2012/12 CI-NET 説明の依頼受け		→→→	→→→	2013/2～3 勉強会 (計 3 回) 開催	→→→	2014/4 導入。 2ヶ月で67社と取引、 電子化率 28% (取引件数ベース) 2015/6/22 地域意見交換会実施
	個 2	近藤組			2013/4 広報セミナー参加				2013/5/28 導入発表。11月15社と試行。 2014/4 注文・出来高請求業務を本稼働 2015/6/22 地域意見交換会実施
	個 3	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加 2016/11/22 説明会参加	2013/7/23 1 社 (概要説明→継続フォロー) 11/18、12/11			
	個 4	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/7/23 2013/10/2 説明			
	個 5	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加 2015/7/6 説明会愛知 7/17 開催案内	2013/10/2 導入検討開始意向			
	個 6	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加 2015/7/17 説明会愛知参加	2013/7/29 1 社 (注文/注文請けから導入検討前向き) 2014/1/27 実施企業の近藤組にヒアリング			
	個 7	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加 2016/7/22 説明会参加	2013/11/18 説明 2015/9/29 良好に検討中 契約業務のみで導入検討中であり、勉強会希望			
	個 8	350 社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/11/19 説明			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
	個9	350社アンケート企業			2013/4 広報セミナー参加	2013/10/16 トップの了承済みで準備を進めている。進め方を検討中で、具体には至っていない			
	個10	350社アンケート企業				2013/12/11 鉄道軌道事業(メンテナンス工事)が1/3あり、少額で、2/3を電子化率70%としても全社で約40%程度の電子商取引年必ず、メリットが小さいと想定			
	個11	350社アンケート企業				2013/10/17 時期尚早			
		建設業協会	2014/5 建設業しんこう 2014/4号特集 「CI-NET 地域企業への展開」にて近藤組導入事例」掲載。協会員に配布						
	個12	1社	2014/07/17 訪問(CI-NET説明会案内) 2015/7/6 説明会愛知7/17開催案内		2014/8/27 説明会参加				
	個13	1社	2014/07/17 訪問						
	説	中部地方整備局	2014/07/17 CI-NET説明 2015/06/22 建設部建設産業課課長補佐、経営支援係長にCI-NET説明 2017/7/14 課長補佐、経営支援係長、CI-NET説明						
岐阜県	個1	1社			2016/7/22 説明会参加	2016/8/8 2016は忙しい。社内で検討し、その後勉強会等をお願いしたい。 2017/7/18 現在の状況をヒアリ			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
						シグ			
	個2	岐建株式会社	2017/7/18 訪問						
大阪府	説	近畿地方整備局 建設部建設業法令遵守指導監督室長	2014/9/2 CI-NET説明 2015/7/30 CI-NET説明 2017/7/13 CI-NET説明 2018/7/12 CI-NET説明						
	説	建設業協会	2013/5 電子商取引研究委員会立ち上げ 2015/7/17CI-NET説明		2013/6/19 建設業協会/電子契約部会でCI-NET説明(9社9名参加) 2015/7/17電子商取引説明会実施 17社28名 2016/7/22電子商取引説明会開催 17社30名		2014/2/4 鴻池組(大阪本社)に建設業協会会員が見学		
	個1					2013/6/18 他社視み			
	個2				2016/7/22 説明会参加	2013/6/18 他社視み			
	個3	浅沼組	2014/9/2 CI-NE説明						
	個4				2015/7/13 説明会大阪参加	2016/1/21 検討開始			
	個5			2016/6/28 2016/11に発注側として導入予定	2016/7/22 説明会参加				
	個6				2016/7/22 説明会参加	2016/8/8 2017から検討を始めた			
	個7	1社			既導入(契約のみ)	2018/3/8書面での取引先リスト提示を了承			
	個8	1社	2018/6/8 CI-NE説明	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個9	1社	2018/6/8 CI-NE説明	発注業務における電子商取引に関する調査					
	個10	1社	2018/6/8	発注業務にお					

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			CI-NE 説明	る電子商取引に関する調査					
	個 11	1 社	2018/6/8 CI-NE 説明	発注業務における電子商取引に関する調査					
兵庫県	個 1	1 社	2014/9/3 CI-NET 説明 2015/7/13 説明会大阪 7/30 開催案内を送信済み						
	個 2	ノバック	2014/9/3 CI-NE 説明 経営陣やシステム関係者にも説明希望 2015/7/6 説明会大阪 7/30 開催案内を送信済み	2015/10/16 大阪支店訪問					
	個 3				2016/7/22 説明会参加	2016/8/5 検討を進めたい、勉強会等について社内調整をする			
島根県	説	島根県建築技術協会(松江地区)			2015/1/28 説明会開催 33社参加				
		島根県建築技術協会(浜田地区)			2015/1/29 説明会開催 20社参加				
	個 1	今井産業㈱	2017/3/17 CI-NET 概要説明						
広島県		中国地方整備局	2017/11/13 CI-NET の概要説明 2018/10/12 CI-NET 説明						
		広島県建設工業協会	2017/11/13 CI-NET の普及促進のため訪問						
	個 1	1 社	2013/5 購買部より CI-NET 検討の要 請受け 2018/6/11 CI-NE 説明	2013/5 CI-NET 説明資料一式を送付 2013/8/26 導入を検討中 発注業務における電子商取引に関する調査		2015/5/26 新基幹システムは 2015/4 稼働。半年くらい慣れるまで待ち、その後電子商取引(CI-NET)を検討			
香川県		四国地方整備局	2014/6/6 CI-NET 説明 2015/10/19CI-N						

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			ET 説明 2017/11/13 CI-NET の概要について説明						
	説	香川県建設業協会	2017/11/13 協会事務局へ説明 協会会員へチラシの配布予定						
福岡県	説	建設業協会	2012/7 定例会にて CI-NET 説明実施 2013/1 デモ実施の要請受け	2013/7/11 建設業協会内の福岡建設協会の会長に CI-NET 説明、試行のための導入					
	説	建設業協会久留米支部	建設業協会の紹介	→→→	2013/11/6 広報セミナー(17社30名参加)				
	個1	1社	2017/9/25 電子商取引はしていない、これからはする予定はない						
	個2	1社			2016/7/22 説明会(大阪)参加 2016/11/22 説明会(東京)参加				
	個3	三軌建設㈱	2017/7/14 CI-NET 説明 JR九州グループ36社の調達システム構築3年計画の2年目で、CI-NET は検討せず						
	個4	㈱サニックス	2017/8/24 CI-NET 説明						
	個5	1社	2017/9/13 CI-NET の2次展開を希望する企業へのヒアリング						
佐賀県	個1	350社アンケート企業	→→→	→→→	→→→	2013/11/21 以前から CI-NET は認識していた長年使用している基幹システムとの連携により社内混乱することと協力会社の現況によ			

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
						り未導入			
熊本県	個1	1社	2014/9/2 CI-NET 説明						
	説	熊本県建築協会	2014/9/2 CI-NET 説明		2014/12/8 説明会実施 14社参加				
		九州地方整備局	2015/11/6 久世課長、小柴係長にCI-NET 説明 2016/11/14 重松課長、小柴係長にCI-NET 説明						
鹿児島県	説	鹿児島県土木部	2017/9/11 建設産業支援策等セミナーにてCI-NE 説明予定(九州地方整備局より紹介)						
	個1	南生建設㈱	2017/9/12 CI-NET 概要説明						
	個2	㈱植村組	2017/9/12 CI-NET 概要説明						
	個	あさかわシステムズ	2015/6/15 福岡支店訪問、西日本をカバー 2015/8/11 連携戦略のヒアリング実施(東京支店、東日本をカバー)						2015/10/20 ベンダ会議届出書受理
	個2	オービック		2015/8/27 CI-NET との連携打合せ 2017/7/14 アイシン開発の社内システムとの連携をヒアリング					
	個3	富士通エンジニアリングテクノロジーズ㈱	2015/10/23 横浜本社訪問届出書提出を依頼						2015/12/16 ベンダ会議届出書受理
	個4	ハynesソリューションズ㈱		2015/3CI-NET との連携打合せ					2016/03/15 ベンダ会議届出書受理
	個5	㈱コア・システムデザイン	2016/5/19 ヒアリング						2016/5/19 ベンダ会議届出書受理
	個6	協栄産業㈱	2016/6/9 ヒアリ						2016/6/9 ベンダ会議

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料 1-2

2019年4月4日

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ	フォロー活動	説明会開催	フォロー活動	勉強会開催	フォロー活動	導入企業における進捗状況
			ング						出書受理
	個7	㈱東計電算 (CI-NET 連携未 実績)	2016/7/19CI-NE T 概要説明						2016/7/20 ベンダ会 届出書受理
	個8	㈱シーエスエ ー (らいでん実 績)	2018/12/3CI-NE T 設備説明						2019/1/9 ベンダ会届 出書受理 2019/2/9 情報化評議 会入会申込受理
	個9	株式会社 福 本工業	2019/3/8CI-NET 説明						2019/3/11 ベンダ会 届出書受理

(2) 日建連（東京建設会館）説明会 アンケート集計結果**(a) 日建連（東京建設会館）****1) 開催実績**

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第1回	2018年6月27日(水) 15:00～17:00 東京建設会館 4F 1号会議室	国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備 一般財団法人建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社大林組 西松建設株式会社 株式会社フジタ	38社69名

2) 主な意見等**a) CI-NETの導入目的について**

- ① 鈴木（西松建設）：購買業務の効率化、情報の迅速化ペーパーレス化推進が大きな理由である。業務プロセスの見直しは、トップダウンの指示により行った。業務システムを再構築し、原価購買システムをすべてパッケージソフトに変更した。
- ② 及川（大林組）：契約・請求業務を電子化することが目的である。業務プロセスでは、システムから契約書等を出力できるように変更した。
- ③ 吉越（鹿島建設）：契約・出来高・請求業務の効率化、情報の共有化が目的である。より精緻なコストの分析をしたいというニーズがあった。電子での取引と紙での取引が並存しているのが現状であるが、内部のプロセス上は電子と紙それぞれのプロセスを作り管理している。

b) 各社の現在の利用状況と電子化率について

- ① 鈴木（西松建設）：購買・契約業務にてスモールスタートし、電子化率は件数ベースでは52%、金額ベースでは70%となっている。
- ② 及川（大林組）：電子化率は全体で78%、建築は82%、土木は54%である。電子契約した案件では出来高請求をほぼ100%電子で行っている。
- ③ 吉越（鹿島建設）：電子化率は土木で約50%、建築は80%強となっている。見積、契約、出来高、請求、支払立替金すべての業務に導入しており全体で80%である。土木の電子化率が低い理由として、利用開始が建築に比べて遅かったこと、ダム等の地方の現場では電子商取引を導入していない協力会社が多いこ

とである。

- ④ 及川(大林組):土木の電子化率が低い理由は、当社も地方の協力会社で CI-NET の導入が進んでいないためだと思う。地場の小さい会社にとって電子化のハードルは高いように思う。
- ⑤ 鈴木(西松建設):現場の導入効果が想定された見積依頼・回答と協力会社への導入効果が大きい注文・注文請けでスモールスタートとした。

c) CI-NET 導入によるメリットについて

- ① 吉越(鹿島建設):業務的観点ではチェック機能が充実することがあげられる。電子は案件単位で、随時承認フローに回せるため、受信した時点で着工までの日数や 30 日ルール・50 日ルール等に対してシステムチェックもできるのがメリットである。案件単位で随時チェックできるので、チェック漏れが少なくなる。契約や請求を協力会社と直接取引できるので、経理でまとめて登録しなくても、工事担当で業務を分散できる。たとえば、内部統制等における監査では、従来の紙による回覧、押印による承認、同書類をエビデンスとして保管するフローから、システム(電子)上の承認ワークフローを提示できればよいため、エビデンスが不要で保管の手間もなくなる。
- ② 鈴木(西松建設):購買部門の事務作業がペーパーレス化により軽減されたと考えている。
- ③ 及川(大林組):時間短縮、支払額誤りの削減につながっている。電子にすると、契約のやり取りが数時間で可能である。出来高まで一気通貫で管理することによって、契約額オーバーの支払い等の誤りもなくなるメリットもある。

d) CI-NET 導入に係る課題について

- ① 吉越(鹿島建設):導入時の社内外の教育、基幹システムとの連携、業務プロセスの確立のため、一時的な業務量の増加は必要であり、その分を吸収できるかが課題であった。初期投資は 2.5 億円、年間ランニングコストは 1 億円ほどである。約 1000 件の現場のうち、概ね 4 割の現場で入力担当の一般職等(事務担当)を現場に配置していたと想定した場合、そのうち 2 割程度の省力化が実現できたと捉えており、人件費を考えるとシステムに係る費用は吸収できていると考えている。別の課題として、データの不具合が発生したときに、現業部門では原因が分からず、システム部門に頼るしかない状況が挙げられる。弊社のサポートセンターに月 500 件程度問い合わせがあるが、エラーの内容がそもそも分からないというケースも多い。現業部門担当者でもエラーの内容が理解できるようにサポートできるとよい。CI-NET の導入から 15 年たち、データを様々な単価の分析に活用しているが、例えば明細の表現を統一しないと、意図したデータを抽出できない可能性があるため注意が必要である。(例:鉄筋の数

量を抽出したいが、「異形棒鋼」「鉄筋」といった表現の揺れがあると抽出できない可能性がある。)

- ② 鈴木(西松建設):導入時の課題としてはシステムの改修が挙げられるが、トップダウンで進められた。システム改修の費用を抑えるために、注文・注文請け業務のみでスタートしてもよかったかもしれない。今後の方針としては、電子化率の向上、出来高業務の導入に取り組んでいく。
- ③ 及川(大林組):電子化率100%にはできないため、紙と電子の両方の処理が必要となる。

e) CI-NET データと社内システムのデータ連携について

- ① 鈴木(西松建設):見積依頼・回答と出来高査定・請求はエクセルでも取り込めるようにパッケージソフト導入時にシステム改修した。

f) 建設業の働き方改革や生産性向上、担い手の確保について、CI-NET は解決手段になりうるか

- ① 吉越(鹿島建設):生産性向上なくして働き方改革はないと考えている。電子商取引は現業部門の仕事が効率化される。案件単位で工種担当者が見積書・請求書を処理できるため個人に仕事が集中しないよう分散される。また、見積依頼から見積回答を受領した際の見積比較表等の作成もシステムが明細と紐づけて自動で作成可能であり、業務効率化に寄与する。一方、データが取りやすくなったことで管理部門から現業部門が入力する管理用のデータ項目を増やしたいという要望が出てくるが、その項目の必要性や利用頻度を確認し、安易に増やさないようにしている。現業部門の作業増加を防ぐためである。
- ② 鈴木(西松建設):働き方改革でいうと、効率化や自動化ペーパーレス化がキーワードになっている。CI-NETの導入は生産性向上につながると考えている
- ③ 及川(大林組):CI-NETは処理時間を短くし、効率化につながっている。CI-NET方式で電子データで保管しており、電子契約ガイドラインの要件であるデータ改ざんを防止する仕組みなので、コンプライアンス面でも寄与している。

g) 基本契約メッセージへの対応について

- ① 吉越(鹿島建設):下請基本契約書を約25000社と締結している。現在は紙で契約しており、双方で収入印紙税も負担している。基本契約をCI-NETを利用した電子のやり取りとすると、締結のやり直しの1回目は苦勞するが、2回目以降は作業が軽減されるのではないかと。基本的に前向きに検討していきたいと考えている。

h) 説明会参加者からの質疑応答

- ① 塩崎(安藤・間):電子化率を上げていくには協力会社の理解が必要だと思うが、収入印紙税の削減以外のメリットを教えてください。電子と紙が併存している状況で、どのように効率化を図っているのか。
- ② 吉越(鹿島建設):建築部門の導入 2,3 年後に、できるだけ電子データで承認するという方針を取って電子化率が上がった。使いやすさや効果を理解してもらったうえで、トップダウンで進めていかないと電子化率 80%まで普及しない。協力会社のメリットとして、収入印紙税以外では移動通信の手間がかからないこと、時間を自分の裁量で管理できることなどがあげられる。紙と電子が併存していることについて、紙の請求書と電子データの請求での 2 重計上が発生しうると想定したため、基幹システムで同じ協力会社名で似た金額の発注があった場合にチェックするようにしている。業務フローが電子と紙の 2 パターン存在しているが、紙の場合は特定の会社であり混乱なく運用できている。
- ③ 鈴木(西松建設):協力会社には、収入印紙税以外に紙契約書の印刷や郵送の手間がなくなることを説明していた。西松建設のみが導入すると思っていた企業もいたため、他の企業も CI-NET を導入していることを丁寧に説明した。
- ④ 及川(大林組):協力会社のメリットとしては、紙の契約書の保管がなくなることも挙げられる。
- ⑤ 千葉(新井組):パッケージに CI-NET の仕組みを組み込むのに苦労したと思うが、どの点に注意したか教えてください。
- ⑥ 鈴木(西松建設):CI-NET の導入により、何を優先してやりたいかと明確にするのがいい。実際のデータ項目と CI-NET のデータ項目の連携が一番重要だと思う。
- ⑦ 西村(安藤・間):CI-NET サービスを提供しているベンダーは規約に対して詳しいので、連携させたい旨を相談すれば丁寧に教えてくれる。ベンダーに問い合わせしてみてもどうか。
- ⑧ 吉越(鹿島建設):原価管理システムを自社で作って連携させている。見積りや実行予算を作るときにあらかじめ発注単位を決めて、実行予算を現場に渡している。発注単位を CI-NET にインターフェースしているため、現場は一から見積り依頼を作る必要がなく、効率化につながる。自社の原価管理システムと CI-NET をいかに連携し、設計変更や追加工事の予実管理の精度向上を実現できるかが課題である。
- ⑨ 山崎(東急建設):注文業務の導入検討を進めている段階である。業務担当者の

抵抗や管理本部や法務の理解が進んでいない。説得方法についてアドバイスがほしい。

鈴木（西松建設）：トップダウンで進めることと、監査等の出口調査については事前に管理本部に説明しておくことは重要である。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1: 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください。

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 3/57 ②ちょうど良い 51/57 ③範囲が狭すぎる 2/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 5/57 ②ちょうど良い 47/57 ③難しすぎる 2/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・スモールスタート〈株木建設(株)〉
- ・一般論が主なので特にはありませんでした〈(株)長谷工コーポレーション〉
- ・全体的によかった〈光が丘興産(株)〉
- ・説明が不十分でわかりません〈吉川建設(株)〉

(2) ① 「CI-NETの概要」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 3/57 ②ちょうど良い 51/57 ③範囲が狭すぎる 1/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 4/57 ②ちょうど良い 47/57 ③難しすぎる 2/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・説明時間が短い〈(株)松村組〉
- ・時間短縮〈光が丘興産(株)〉

(2) ② 「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 3/57 ②ちょうど良い 40/57 ③範囲が狭すぎる 1/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 3/57 ②ちょうど良い 39/57 ③難しすぎる 2/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・説明時間が短い〈(株)松村組〉
- ・よくなかった〈光が丘興産(株)〉

(3) 「CI-NET 導入事例(株式会社大林組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 6/57 ②ちょうど良い 49/57 ③範囲が狭すぎる 0/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/57 ②ちょうど良い 49/57 ③難しすぎる 5/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・範囲に対しての時間が短かった<(株)交通建設>
- ・電子化して良かった点、悪かった点<(株)竹中土木>
- ・導入事例や内容が聞けた事<(株)松村組>
- ・明細の段階から ICT 化することのメリットが感じられた<(株)松村組>
- ・外注以外の導入ハザードは具体的に何が？<(株)長谷工コーポレーション>

(4) 「CI-NET 導入事例(西松建設株式会社)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 3/57 ②ちょうど良い 52/57 ③範囲が狭すぎる 0/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/57 ②ちょうど良い 51/57 ③難しすぎる 3/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・社内稟議の内容<(株)竹中土木>
- ・メリット、デメリットが具体的でわかりやすかった<(株)松村組>
- ・始めて導入する企業は参考になる<(株)松村組>
- ・自社のシステムとの連携について<前田建設工業(株)>
- ・見積を今後増やしていく為にはどのような検討が必要でしょうか？<(株)長谷工コーポレーション>
- ・見積依頼の具体的内容、進まない利用を具体的に、操作性の工夫内容<(株)長谷工コーポレーション>
- ・当社導入の際に最も参考になると思いました<大木建設(株)>
- ・当社が取り組む為が一番参考になりそう<吉川建設(株)>

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社フジタ)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 4/57 ②ちょうど良い 45/57 ③範囲が狭すぎる 1/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 4/57 ②ちょうど良い 40/57 ③難しすぎる 7/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・業務フローの仕分けと対応〈不動テトラ〉
- ・アラートの出方を実際の作業と対比して見てみたい〈(株)長谷工コーポレーション〉
- ・想定外の承認フローが存在というところは自社でもありそうだと感じた〈(株)長谷工コーポレーション〉
- ・よくわからなかった。データも見えなかったし〈光が丘興産(株)〉
- ・代理の方の説明でポイントがわかりにくかった〈不二建設(株)〉
- ・代理の方の説明でポイントがわかりにくかった〈(株)銭高組〉
- ・フジタの方ではなかったもので、わかり難いところがありました〈(株)銭高組〉

(6) 「講演者、オブザーバーとの意見交換」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 4/57 ②ちょうど良い 44/57 ③範囲が狭すぎる 1/57

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/57 ②ちょうど良い 48/57 ③難しすぎる 0/57

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・メリットや問題点を聞いた事〈(株)松村組〉
- ・鹿島の担当の方の話が造詣が深くもつきいてみたかった〈(株)松村組〉
- ・鹿島の方の説明が非常に理解しやすかった〈(株)松村組〉
- ・ペーパーレスを推進していく上で、納品伝票をどう対応していけば良いか? 〈(株)長谷工コーポレーション〉
- ・紙で残された業務への各社の取組方法、単価契約・材料納品への対応方法、アラートの具体例～操作の中での運用〈(株)長谷工コーポレーション〉
- ・当社はこれからの導入なので勉強になった〈光が丘興産(株)〉
- ・導入時、運用(併用)について〈不二建設(株)〉
- ・スペシャルな担当(専門家)を作らない=ブラックボックスを作らない〈三井住友建設〉

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

① 大変満足 4/57 ②満足 39/57 ③どちらでもない 8/57 ④不満 2/57 ⑤大変不満 0/57

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・導入時のメリット、デメリットが分かりやすくて良かったです〈不動テトラ〉
- ・導入時の課題と今後の問題が聞いた事〈(株)松村組〉
- ・メリット・デメリットが聞いて良かった〈大日本土木(株)〉
- ・他社もイメージほどは進んでいないという情報が得られた〈TSUCHIYA(株)〉
- ・実際に導入済の会社から、メリットや課題を聞く事が出来、大変参考になりました。〈(株)〉

長谷工コーポレーション)

- ・操作性の向上、出来高採用の経緯について詳しく知りたかった。かなり駆け足で、質疑内容がまとまらなかった。もっと詳しく働き方改革、発言者以外の話も伺いたかった。基本契約メッセージの話も伺いたかった(株)長谷工コーポレーション)
- ・注文関連のみ利用だが、今後見積、出来高への拡大を検討中(株)長谷工コーポレーション)
- ・今後検討する。協力会社の協力がないと成立しないのだろう。一度に all を進めるのは難しいと感じた(光が丘興産(株))
- ・未定(光が丘興産(株))
- ・CI-NET とは何か?をもっと説明して欲しかった。他社様の取組事例も自社のシステムに置き換えて理解する事が難しい(三軌建設(株))
- ・各社取組みや現状のメリット・デメリットがわかりやすく良かった(不二建設(株))
- ・導入検討の材料になると感じました(大木建設(株))
- ・具体的な事例は参考になりました。(安藤ハザマ)
- ・現実に直面する問題点を正直に語っていただいたこと(大木建設(株))
- ・生の声が聞けて参考になった。内容が具体的なのでわかり易い(株)銭高組)
- ・現在、導入に向けて検討中です(大豊建設(株))
- ・机が無い(三井住友建設)

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している **9/57** (東鉄工業(株)、東急建設、大豊建設(株)、(株)長谷工コーポレーション、光が丘興産(株)、不二建設(株)、安藤ハザマ、(株)銭高組)
 - ② まだ検討段階である **17/57** ((株)竹中土木、(株)浅川組、馬淵建設(株)、不動テトラ、(株)松村組、大豊建設(株)、大日本土木(株)、光が丘興産(株)、大木建設(株)、北野建設(株)、藤木工務店、(株)銭高組)
 - ③ 資料収集中である **19/57** (株木建設(株)、東亜建設工業(株)、日特建設(株)、松井建設(株)、(株)交通建設、馬淵建設(株)、東亜建設工業(株)、ユニオン建設(株)、大豊建設(株)、TSUCHIYA(株)、青木あすなろ建設(株)、鉄建建設(株)、不二建設(株)、大木建設(株)、(株)新井組、青木あすなろ建設(株))
 - ④ 導入の予定はない **3/57** ((株)交通建設、(株)福田組、吉川建設(株))
 - ⑤ その他 **4/57** (前田建設工業(株)、(株)長谷工コーポレーション、三井住友建設)
- ・注文請の所で4月より導入開始(前田建設工業(株))
 - ・導入済(株)長谷工コーポレーション)
 - ・不明(三井住友建設)

Q5:情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しています。希望しますか。

- ① 希望する(Q6へ) **13/57** (株)木建設(株)、(株)交通建設、東急建設、大豊建設(株)、青木あすなろ建設(株)、(株)浅川組、光が丘興産(株)、安藤ハザマ、吉川建設(株)、(株)新井組、)
- ② 希望しない(Q7へ) **34/57**

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) **8件**
- ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) **4件**

(2) 導入・運用費用の検討支援

- ③ 適切なシステム構成方法 **8件**
- ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス **7件**
- ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス **6件**
- ⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 **5件**

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) **4件**
- ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 **3件**
- ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) **3件**
- ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 **3件**
- ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) **5件**
- ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) **2件**
- ⑬ 同業他社状況 **5件**

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

- ・必要があれば連絡します(大日本土木(株))
- ・すでに導入済(株)長谷工コーポレーション)

- ・もう少しレベルを下げた導入手段を検討してほしい<光が丘興産(株)>
- ・現時点ではなし<不二建設(株)>
- ・現在の利用企業数では社内システム構築費用と見合いません。企業識別コード取得費用等、初期費用圧縮を期待します<大木建設(株)>
- ・費用負担の軽減に向けた働きかけをお願いします。<安藤ハザマ>

Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

(1)必要:①CI-NETの最新の動向 10件 ②ASPサービス 5件 ③その他 3件

(2)不要 31件

- ・法令対応について<不動テトラ>

・会員の意見<光が丘興産(株)>

(3) 「CI-NET を活用した電子商取引説明会」アンケート集計結果

(a) 愛知会場

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第2回	2018年7月11(水) 15:00~17:00 ウインクあいち 9F 907会議室	建設業振興基金 情報化評議会 事務局 一般財団法人建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室 株式会社橋本店 株式会社水倉組 株式会社川口組	11社14名

2) 主な意見等

a) 導入経緯・利用方法・メリットについて

- ① 川口組:紙(書面)が電子データとなっただけ業務は変わらない。担当者が時間に追われることなく処理できる。
- ② 水倉組:購買部門単独でできる業務なので、注文・注文請けのスムーズスタートから導入した。
- ③ 橋本店:導入当初は社内システム上、複数個所に同一データを入力する必要があったが、処理に時間がかかるため社内システムを更新して重複入力を解消して、注文・注文請けから出来高・請求まで導入した。

- ④ 榑原:課題が見つければ課題の棚卸しが可能となる。
- ⑤ 水倉組:書類の郵送や現場に出向くコストがかかっていたが、電子データでは削減された。注文・注文請けの作成手間は非生産的な作業だが、CI-NET になればデータ入力だけで済むので無駄作業がなくなる。

b) 導入の工夫について

- ① 水倉組:導入以前から社内決裁システムを導入し、購買データを支店長が閲覧できる仕組みはできていた。CI-NET 導入は、業務改善の絶好の機会だったが、仕事の流れをあまり大きく変えないほうがいい。
- ② 橋本店:導入のタイミングで社内ルールの見直しができる
- ③ 橋本店:出来高入力は CI-NET ルール通り取引先が報告のため入力している。
- ④ 橋本店:導入のこつは、取引先に常に導入の声かけをすることと、社内は失敗しても怒らないこと。

c) 書面（契約書等）と電子データの二重化について

- ① 橋本店:社内システムの不備だが、原価管理と調達業務に入力とそもそも二重だった。それに CI-NET 入力が加わって三重になったので、社内システムを更新して入力を一か所に集約した。
- ② 橋本店:電子商取引でも社内では紙(書面)管理している。
- ③ 川口組:抵抗はなかった。電子データも紙で保管しており、紙で来ても問題ない。
- ④ 水倉組:CI-NET 案件か否かは自動振り分けなので煩雑さはない。

d) CI-NET データと社内システムとの連携について

- ① 水倉組:連携は必要
- ② 橋本店:連携は必要。入力回数を減らすことが必須要件。

e) 働き方改革、生産性の向上の解決手段となるかについて

- ① 水倉組:CI-NET で出来高請求が行えれば大きな効果が期待でき間違いなく、働き方改革や生産性の向上につながる。
- ② 橋本店:データの重複入力が減り、事務処理の生産性が向上する。

f) 説明会参加者からの質疑応答

特に発言はなし。(残り時間もほとんどなかったため)

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1: 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/14 ②ちょうど良い 11/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・生産性向上〈矢作建設工業㈱〉

(2) ① 「CI-NETの概要」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/14 ②ちょうど良い 12/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・CI-NETがどういふものかだいたいわかった〈光が丘興産(株)〉

(2) ② 「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/14 ②ちょうど良い 10/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/14 ②ちょうど良い 10/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・生産性向上〈光が丘興産(株)〉

(3) 「CI-NET導入事例(株式会社橋本店)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/14 ②ちょうど良い 13/14 ③範囲が狭すぎる 0/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・苦勞された点〈太啓建設(株)〉

・出来高・請求まで導入している点〈須山建設(株)〉

・導入経緯とシステム見直し(再構築)の実態をご説明頂いたこと〈協栄産業(株)〉

(4) 「CI-NET 導入事例(株式会社水倉組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/14 ②ちょうど良い 13/14 ③範囲が狭すぎる 0/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 11/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・とても参考になった〈太啓建設(株)〉
- ・導入の実績と今後の目標について〈太啓建設(株)〉
- ・スモールスタートの点〈須山建設(株)〉

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社川口組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/14 ②ちょうど良い 12/14 ③範囲が狭すぎる 2/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/14 ②ちょうど良い 12/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・契約書のデータが現場担当者がサーバー内で確認できる点、参考にできます〈太啓建設(株)〉
- ・元請けが限定されている点〈須山建設(株)〉

(6) 「講演者、オブザーバーとの意見交換」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/14 ②ちょうど良い 9/14 ③範囲が狭すぎる 1/14

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/14 ②ちょうど良い 10/14 ③難しすぎる 0/14

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・シナリオ通りという印象を受けた〈光が丘興産(株)〉
- ・自社システムとの連携対応〈太啓建設(株)〉
- ・紙と電子の混在について〈須山建設(株)〉

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

① 大変満足 3/14 ② 満足 6/14 ③ どちらでもない 5/14 ④ 不満 0/14 ⑤ 大変不満 0/14

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・具体的に入力画面などを見せて説明してほしかった〈光が丘興産(株)〉

- ・システムの見直しをしているところです。将来的には導入もあると思います〈矢作建設工業(株)〉
- ・事例発表等わかりやすかった。現場の働き方改革につながるお話がもっとあればよかったですと思います〈矢作建設工業(株)〉
- ・そうそう取り組まなければと考えております〈太啓建設(株)〉
- ・具体的な苦労点、紙との混在について生の声が聴くことができ、良かった〈太啓建設(株)〉
- ・社内システムとの連携〈須山建設(株)〉
- ・CI-NETを活用してのデータ管理、データの活用についての事例があれば話を聞きたい(資料のみの取り扱いのため)〈光が丘興産(株)〉
- ・CI-NETは興味を持っており、導入の生の声が聞けて有意義でした〈大井建設(株)〉
- ・導入事例が非常に分かりやすく、具体的にすこしイメージがつかまりました。〈(株)アシスト〉

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- | | |
|-------------|---|
| ① 導入を検討している | 1/14 〈(株)アシスト〉 |
| ② まだ検討段階である | 6/14 〈光が丘興産(株)、矢作建設工業(株)、太啓建設(株)、(株)伊藤工務店、シーエヌ建設〉 |
| ③ 資料収集中である | 3/14 〈小原建設(株)、須山建設(株)、大井建設(株)〉 |
| ④ 導入の予定はない | 1/14 〈協栄産業(株)〉 |
| ⑤ その他 | 0/14 |

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しております。希望されますか。

- | | |
|--------------|--|
| ① 希望する(Q6へ) | 5/14 〈小原建設(株)、太啓建設(株)、(株)伊藤工務店、大井建設(株)、(株)アシスト〉 |
| ② 希望しない(Q7へ) | 6/14 〈光が丘興産(株)、矢作建設工業(株)、須山建設(株)、シーエヌ建設、協栄産業(株)〉 |

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- | | |
|---|----|
| ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) | 2件 |
| ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) | 2件 |

(2) 導入・運用費用の検討支援

- | | |
|------------------------------|----|
| ③ 適切なシステム構成方法 | 3件 |
| ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス | 2件 |
| ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス | 4件 |
| ⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 | 1件 |

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- | | |
|---|----|
| ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) | 3件 |
| ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 | 0件 |
| ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) | 3件 |
| ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 | 0件 |
| ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) | 3件 |
| ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) | 1件 |
| ⑬ 同業他社状況 | 1件 |

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。

・社内説明の支援(大井建設(株))

Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

(1)必要:①CI-NET の最新の動向 4件 ②ASP サービス 2件 ③その他 0件

(2)不要 6件

(b) 大阪会場

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第3回	2018年7月12日(木) 15:00~17:00 マイドームおおさか 8F 第6会議室	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 一般財団法人建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室	12社 17名

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
		株式会社橋本店 株式会社水倉組 山岡建設株式会社	

2) 主な意見等

a) 導入経緯・利用方法・メリットについて

- ① 山岡建設:元請企業からの要請で導入した。現在は約 60 現場あるが、それぞれの番頭が 5~6 現場を担当しており、各番頭から現場の出来高報告が、私のことろに集約されるので決裁している。会社にながらすべてできて大変便利である。番頭もそれまで元請担当者と交渉ができていたので、出来高・請求書の提示に個々の現場に出向かなくてもよく、時間ロスがない。契約書作成や請求書の入力ミスがなくなった。

b) 導入の工夫について

- ① 水倉組:ボトムアップで導入したので費用をかけられなかったため、まず調達部門でできるスモールスタートとして注文・注文請けから始めることとしたが、とても効果的だと思う。
- ② 橋本店:重複入力を省くだけでチェックも減るので、なぜ気がつかなかったのかと悔やんでいる。
- ③ 橋本店:協力業社のアプローチでは、導入費用の発生については嫌がる傾向があるが、契約したらペイすると具体的に提示することが必要だと思う。資材業者に対しては仕事が楽になるよと言う。
- ④ 山岡建設:アピールするならば「仕事が楽になるよ」がベスト。

c) 書面（契約書等）と電子データの二重化について

- ① 橋本店:新システム導入では、紙と電子の混在は過渡期には仕方がない。その後作業量は必ず減る。

d) CI-NET データと社内システムとの連携について

- ① 水倉組:原価管理から注文業務にダイレクトデータが流れるグループウェア(NoteS)を利用している。決裁できたものだけが CI-NET に流れる仕組みになっている。さほどの工夫は必要ない。
- ② 橋本店:保留金処理が課題。

e) 働き方改革、生産性の向上の解決手段とるかについて

- ① 水倉組：CI-NET で出来高・請求が行えれば大きな効果が期待でき間違いなく、働き方改革や生産性の向上につながる。
- ② 橋本店：データの重複入力が減り、事務処理の生産性が向上する。

f) 導入に向けた課題・懸念事項・解決策について

- ① 山岡建設：困ったことはない。ヘルプデスクが頼りになる。操作は毎日なので覚える。企業識別コード、電子証明書の更新は3年なので忘れてヘルプデスクに連絡する。また電話で対応できない時は、遠隔操作もしてくれるのでとても便利。

g) 説明会参加者からの質疑応答

- ① 藤木工務店常務：契約での小口の対応は？
山岡建設：全て契約している。工期変更契約の時は契約金額は0円で工期のみ変更の契約もある。
- ② 水倉組：変更ありで増減の経緯はどうしているか？
山岡建設：現場の総額管理のみ。途中の増減履歴は管理していないが、清算時に増減契を実施。
- ③ 藤木工務店：経産省の導入支援は適用可能か？
基金：調べることとする(事務局)
- ④ 藤木工務店：元請と協力会社の CI-NET サービスが違う場合、どちらかの画面に合わせなければ行けないのか？
きんでん：自社の画面は相手によって変わることはない。
- ⑤ 藤木工務店：契約の紙と電子の分けは？
橋本店：10万円が境界。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1: 本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください

(1) 「国土交通省の電子商取引への取組、狙い」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 2/15 ②ちょうど良い 12/15 ③範囲が狭すぎる 1/15

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/15 ②ちょうど良い 10/15 ③難しすぎる 2/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) ① 「CI-NET の概要」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 0/15

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 12/15 ③難しすぎる 2/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(2) ②「電子商取引の業務、操作等のイメージを紹介」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/15 ②ちょうど良い 10/15 ③範囲が狭すぎる 2/15

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/15 ②ちょうど良い 9/15 ③難しすぎる 2/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・具体的イメージ、動画等による説明が欲しかった<(株)福田組>

(3) 「CI-NET 導入事例(株式会社橋本店)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 0/15

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/15 ②ちょうど良い 13/15 ③難しすぎる 0/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・出来高・請求業務まで行っていること<(株)藤木工務店>

(4) 「CI-NET 導入事例(株式会社水倉組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/15 ②ちょうど良い 13/15 ③範囲が狭すぎる 0/15

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 14/15 ③難しすぎる 0/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

(5) 「CI-NET 導入事例(山岡建設株式会社)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/15 ②ちょうど良い 14/15 ③範囲が狭すぎる 1/15

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 15/15 ③難しすぎる 0/15

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

・受注者側の視点からの意見を聞いたこと<(株)藤木工務店>

(6) 「講演者、オブザーバーとの意見交換」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 2/15 ②ちょうど良い 12/15 ③範囲が狭すぎる 0/15
- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 0/15 ②ちょうど良い 13/15 ③難しすぎる 1/15
- c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

Q2: 説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

- ① 大変満足 0/15 ②満足 11/15 ③どちらでもない 3/15 ④不満 0/15 ⑤大変不満 0/15

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・資材契約の場合の事例がもう少し知りたかった(光が丘興産(株))
- ・ある程度の予備知識がないと、説明の内容は理解できない(株)藤木工務店

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 0/15
- ② まだ検討段階である 5/15 (株)ノバック、(株)ソネック、広成建設(株)、(株)藤木工務店
- ③ 資料収集中である 1/15 (株)福田組
- ④ 導入の予定はない 0/15
- ⑤ その他 5/15 (日特建設(株)、(株)鴻池組、日本管工業(株))

- ・導入済(株)鴻池組

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しています。希望しますか。

- ① 希望する(Q6へ) 2/15 (株)ノバック、(株)藤木工務店
- ② 希望しない(Q7へ) 7/15

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介)	1件
② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス)	1件
(2) 導入・運用費用の検討支援	
③ 適切なシステム構成方法	1件
④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス	1件
⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス	1件
⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介	2件
(3) その他の情報提供(事例紹介)	
⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等)	1件
⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等	0件
⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等)	1件
⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法	2件
⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等)	2件
⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等)	1件
⑬ 同業他社状況	1件
Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。 ・同じ会社で2つ目のライセンスの会費等は下げて欲しい<日本管工業(株)>	
Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。 (1)必要:①CI-NET の最新の動向 1件 ②ASP サービス 2件 ③その他 (2)不要 5件	

(c) 東京会場（第1回）

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第4回	2018年11月8日(木) 15:00~17:00 一般財団法人建設業振興基金 501会議室	国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター情報化推進室 前田建設工業株式会社 株式会社水倉組 株式会社斎藤組	16社26名

2) 主な意見等

a) 協力会社への働きかけはどのように実施されたのでしょうか。（日本国土開発）

- ① 水倉組:説明会を開催しスモールスタートとして、協力会社には注文書・注文請書のみでよいことを伝えた。ベンダーの方にも来ていただき説明してもらった。建設業でICT化が進んでいることを説明し、前向きに検討をお願いした。印紙税の削減メリットよりも業界の流れを中心に説明した。
- ② 斎藤組:説明会に参加したが、スモールスタートということでハードルが低いと感じた。また、内訳書が従来の様式とほぼ同じとなっていたので違和感等なく、説明もあつたのでよかった。

b) 導入時に必要な手続き・費用を教えてください。（東鉄工業）

- ① 事務局:参考資料3に企業識別コードと電子証明書の利用料金や社内システムとの連携費用を掲載している。これは各企業の状況によって異なるのでベンダーに相談していただきたい。

c) 発注者の立場で、CI-NET導入後の留意点や運用方法での課題は何でしょうか。（大気社）

- ① 前田建設:ベンダーや振興基金に質問して教えてもらうようにした。また、CI-NETのHPに掲載されている事例集を活用して、「運用フロー、運用マニュアル」を作成して改善点が見えてきたところである。まずは既にCI-NETに加入している協力会社と取引する方法をとった。

d) 電子契約では、契約日は何になるのでしょうか。(岩田地崎建設)

- ① 事務局:電子契約では契約日は注文を請けた日あたり、CI-NET のルールでデータ項目に含まれている。

e) 書面と電子の二重の流れで、作業、管理が煩雑となるということはないでしょうか。(岩田地崎建設)

- ① 安藤・間:注文業務を例にとると、発注依頼書の作成、決裁、注文書・請書の発行・保管まで、紙も電子も同じシステムを利用して、同じように運用しているので煩雑にはなっていない。導入時に業務フローが同じになるように留意する必要がある。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください

(1) 「国土交通省における電子商取引への取り組み」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/26 ②ちょうど良い 24/26 ③範囲が狭すぎる 1/26

- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/26 ②ちょうど良い 25/26 ③難しすぎる 0/26

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・注文書、請書について<小柳建設(株)>
- ・国の方針について<(株)大気社>
- ・システムの全体像が見えてこないが予測通り<東鉄工業(株)>
- ・今後の展開<JFE シビル(株)>

(2) 「CI-NET 概要」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/26 ②ちょうど良い 23/26 ③範囲が狭すぎる 2/26

- b) 理解の度合い ①簡単すぎる 2/26 ②ちょうど良い 24/26 ③難しすぎる 0/26

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・内訳明細の添付ファイルからのスタート<(株)大気社>
- ・システムの全体像が見えてこないで、評価が難しい<東鉄工業(株)>
- ・導入社が思ったより多かった<JFE シビル(株)>

(3) 「CI-NET 導入事例(前田建設工業株式会社)」について

- a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/26 ②ちょうど良い 23/26 ③範囲が狭すぎる 2/26

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/26 ②ちょうど良い 25/26 ③難しすぎる 0/26

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・導入社内体制について、取引先への説明等<(株)大気社>
- ・社内での進め方<JFE シビル(株)>

(4) 「CI-NET 導入事例(株式会社水倉組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/26 ②ちょうど良い 23/26 ③範囲が狭すぎる 2/26

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/26 ②ちょうど良い 24/26 ③難しすぎる 0/26

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・とても参考になりました<岩田地崎建設(株)>
- ・既存システムとの連携について、取引先への働きかけ<(株)大気社>
- ・基本契約の締結<東鉄工業(株)>

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社斎藤組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/26 ②ちょうど良い 24/26 ③範囲が狭すぎる 1/26

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/26 ②ちょうど良い 24/26 ③難しすぎる 0/26

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・受注者側としての具体的な導入実態について<(株)大気社>

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 0/26 ②ちょうど良い 25/26 ③範囲が狭すぎる 0/26

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/26 ②ちょうど良い 24/26 ③難しすぎる 0/26

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・具体的な事例を基に各社様の導入後の状況、事務担当の手間の軽減、取引先への働きかけ<(株)大気社>

Q2:説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

① 大変満足 1/26 ②満足 15/26 ③どちらでもない 9/26 ④不満 0/26 ⑤大変不満 0/26

Q3: Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・Q. Aについて事前に用意しており、わかりやすかった〈岩田地崎建設(株)〉
- ・業者の営業的側面は排してほしい。名刺配りや講習中の雑談等が目に残った。導入のハードルについてイメージが出来た。〈青木あすなろ建設(株)〉
- ・検討はしますが、やはりトップへの持って行き方しだい〈ユニオン建設(株)〉
- ・各会社様の具体的な話が聞けて大変参考になりました。ありがとうございました。〈日本国土開発(株)〉
- ・今後の取組みの参考になりました。〈東鉄工業(株)〉
- ・導入したばかりで、注文書、請書だけで実施しているが、今後の業務(請求)につなげて頂きたいです。導入メリットが今一步(下請の理解を得にくい)〈スターツ CAM〉

Q4: 貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 7/26 〈岩田地崎建設(株)、(株)大気社、東鉄工業(株)、(株)サニックス〉
- ② まだ検討段階である 5/26 〈小柳建設(株)、ユニオン建設(株)、(株)ナカノフドー建設、大豊建設(株)、(株)サニックス〉
- ③ 資料収集中である 7/26 〈青木あすなろ建設(株)、ユニオン建設(株)、(株)横河ブリッジ、JFE シビル(株)、(株)サニックス、(株)大気社〉
- ④ 導入の予定はない 3/26 〈日本電子認証(株)、日本基礎技術(株)〉
- ⑤ その他 1/26 〈日本基礎技術(株)〉
 - ・受注者側で導入済み〈日本基礎技術(株)〉

Q5: 情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施しております。希望されますか。

- ① 希望する(Q6へ) 9/26 〈岩田地崎建設(株)、青木あすなろ建設(株)、(株)大気社、東鉄工業(株)、(株)サニックス〉
- ② 希望しない(Q7へ) 11/26 〈小柳建設(株)、ユニオン建設(株)、日本電子認証(株)、(株)ナカノフドー建設、(株)横河ブリッジ、日本基礎技術(株)、大豊建設(株)、JFE シビル(株)、(株)サニックス〉

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 7件

② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス)	5件
(2) 導入・運用費用の検討支援	
③ 適切なシステム構成方法	7件
④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス	4件
⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス	3件
⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介	4件
(3) その他の情報提供(事例紹介)	
⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等)	2件
⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等	3件
⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等)	3件
⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法	1件
⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等)	5件
⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等)	4件
⑬ 同業他社状況	3件
Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望することがありましたら、ご自由にお書きください。	
・契約について、原本性について具体的に知りたい<小柳建設(株)>	
・業界(特に経営層)への働きかけを強化して頂きたい。<青木あすなろ建設(株)>	
・ゼネコン各社で作ったシステムが足かせとなっている。何とか統一できないのか? <東鉄工業(株)>	
・もう少し具体的な段階になりましたら、いろいろ伺いたくよろしくお願い致します。<東鉄工業(株)>	
・当社内での根回しが必要<JFE シビル(株)>	
Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。	
(1)必要 10件:①CI-NET の最新の動向 2件 ②ASP サービス 2件 ③その他 0件	
(2)不要 10件	

(d) 東京会場 (第2回)

1) 開催実績

開催回	開催日時、場所	講演者	参加者
第5回	2018年11月16日(木) 15:00~17:00 一般財団法人建設業振興基金 501会議室	国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター情報化推進室 前田建設工業株式会社 株式会社水倉組 株式会社斎藤組	23社34名

2) 主な意見等

a) 協力会社への働きかけはどのように実施されたのでしょうか。(大日本土木)

- ① 水倉組:説明会を開催しスモールスタートとして、協力会社には注文書・注文請書のみでよいことを伝えた。ベンダーの方にも来ていただき説明してもらった。建設業でICT化が進んでいることを説明し、前向きに検討をお願いした。印紙税の削減メリットよりも業界の流れを中心に説明した。
- ② 斎藤組:説明会に参加したが、スモールスタートということでハードルが低いと感じた。また、内訳書が従来の様式とほぼ同じとなっていたので違和感等なく、説明もあつたのでよかった。

b) 導入時に必要な手続き・費用として、前田建設ではWGを立ち上げたという紹介があったが、検討にかかった日数と人区について教えてもらいたい。導入するにあたり、取引先では費用はかからないのか。また、社内システムとの連携について連携ケースはどのくらいあるのか。(東亜建設工業)

- ① 前田建設:土木と建築それぞれで、担当5,6人で、週1日WGを開催し約2ヶ月で要件定義を行った。システム部門では4時間ほどの会議を4,5回開催し検討した。購買サブシステム、注文書発行機能の改修、C-TRADE サーバーの接続、構築でおおよそ2000万の費用がかかった。
- ② 安藤・間:事前に、社内で連携はどこまでやるかを定める必要がある。前田建設の費用は注文書・注文請書のみ金額である。見積依頼回答、出来高まで範囲を広げるとかかる費用も変わる。ベンダーに概算を出してもらったほうがよい。取引先の費用負担については、既にCI-NETに加入しておりID追加が必要ない場合は費用がかからないが、新規で加入する場合は初期費用として約10万円かかる。
- ③ 事務局:参考資料3に企業識別コードと電子証明書の利用料金や社内システムとの

連携費用を掲載している。これは各企業の状況によって異なるのでベンダーに相談していただきたい。

- c) CI-NET はスモールスタートが良いと言っているが、留意点は何でしょうか？
(大気社)
- ① 水倉組:最終目標は出来高請求まで導入することなので、将来のイメージを持つことが重要である。また、従来の購買業務のプロセスを簡素化する等の見直しも必要となる。費用についてはASPまたは自社開発でいうと、ASPのほうが安く導入できる。
 - ② 安藤・間:ASPの場合、電子証明の原本自体はASPに保存されるので、それを見に行く仕組みが必要となる。ただし、10年経つと原本を見れなくなる点を留意する必要がある。
- d) CI-NET を速やかに導入する方法について教えてもらいたい。また、協力会社がついてこない場合、社内システムに影響なく撤退可能な方法がありますか。(坂田建設)
- ① 水倉組:ASPを使う前提とすると、CI-NET 取引案件のみに絞って、マスターも該当するものみに限定している。気を付けるべき点として、CI-NET の必須項目と自社システムの項目が異なる場合があるので、よく確認して自社側のマスターのカスタマイズが必要である。
 - ② 五洋建設:CI-NET を撤回することになっても作り直しするのではなく、予めどちらの場合でも利用できるように開発することになる。
- e) 発注者の立場で、CI-NET 導入後の留意点や運用方法での課題は何でしょうか。(大有建設)
- ① 前田建設:ベンダーや振興基金に質問して教えてもらうようにした。また、CI-NET のHPに掲載されている事例集を活用して、「運用フロー、運用マニュアル」を作成して改善点が見えてきたところである。まずは既にCI-NETに加入している協力会社と取引する方法をとった。
- f) 電子契約では、契約日は何になるのでしょうか。メールのシステム時計ですかそれともデータ項目にありますか(川田工業)
- ① 事務局:電子契約では契約日は注文を請けた日あたり、CI-NET のルールでデータ項目に含まれている。

g) 書面と電子の二重の流れで、作業、管理が煩雑となるということはないでしょうか。(JFEシビル)

- ① 安藤・間：注文業務を例にとると、発注依頼書の作成、決裁、注文書・請書の発行・保管まで、紙も電子も同じシステムを利用して、同じように運用しているので煩雑にはなっていない。導入時に業務フローが同じになるように留意する必要がある。

h) 現契約に対して、追加契約や変更契約はどうしているのでしょうか。また、誤って送信した場合のリカバリはどうしているのですか。(松井建設)

- ① 前田建設：変更注文、減額注文として規約のメッセージに載せて相手に送信している。訂正する場合は再送している。
- ② 安藤・間：追加契約は枝番号で管理しており、出来高のときにまとめて請求することができる。軽微な修正の場合は鏡変更メッセージで契約、破棄する場合は契約解除で取り交わすことができる。

i) 土木部門の導入・利用状況はいかがでしょうか。(竹中土木)

- ① 事務局：CI-NETは建築部門から始まり、土木部門は後追いとなっているが徐々に広がりつつある状況である。

3) アンケート結果

回答企業数/全企業数

Q1:本日の開催内容に関してご意見をお聞かせください。番号に○をひとつお付けください

(1) 「国土交通省における電子商取引への取り組み」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 5/34 ②ちょうど良い 23/34 ③範囲が狭すぎる 4/34

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 4/34 ②ちょうど良い 25/34 ③難しすぎる 2/34

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・導入検討事例集の閲覧<(株)駒井ハルテック>
- ・事例を聞いたこと<JFEシビル(株)>
- ・スモールスタート<大日本土木(株)>
- ・コンプライアンス<トピー実業(株)>
- ・ASPの具体的な活用方法<坂田建設(株)>
- ・電子商取引に係るガイドライン<福田道路(株)>
- ・建設産業政策2017+10<松江土建(株)>

(2) 「CI-NET 概要」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 4/34 ②ちょうど良い 23/34 ③範囲が狭すぎる 5/34

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 3/34 ②ちょうど良い 26/34 ③難しすぎる 5/34

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・スモールスタート〈(株)駒井ハルテック、松江土建(株)〉
- ・コンプライアンス〈トピー実業(株)〉
- ・具体的に何がどうできるのかを知りたかった〈松井建設(株)〉
- ・漠然としか分からない。〈坂田建設(株)〉
- ・導入のメリット〈福田道路(株)〉

(3) 「CI-NET 導入事例(前田建設工業株式会社)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 2/34 ②ちょうど良い 30/34 ③範囲が狭すぎる 2/34

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 3/34 ②ちょうど良い 27/34 ③難しすぎる 3/34

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・大規模開発の進め方に興味あり〈(株)大気社〉
- ・3ヵ年計画〈大日本土木(株)〉
- ・社内体制〈大日本土木(株)〉
- ・スケジュール等は分かったが、具体的には分からなかった。〈坂田建設(株)〉
- ・もう少し詳しい説明が聞きたかった〈(株)錢高組〉
- ・導入の社内ワーキング、社員説明システム～導入開発体制〈福田道路(株)〉
- ・現状の課題〈松江土建(株)〉
- ・全般的に参考になりました〈村本建設(株)〉
- ・社内展開体制 「CI-NET」担当者設置〈松井建設(株)〉

(4) 「CI-NET 導入事例(株式会社水倉組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/34 ②ちょうど良い 32/34 ③範囲が狭すぎる 1/34

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/34 ②ちょうど良い 31/34 ③難しすぎる 1/34

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・ASP でどこまで拡大されるのか興味あり〈(株)大気社〉
- ・ASP 活用〈(株)駒井ハルテック〉

- ・スモールスタート〈大日本土木(株)〉
- ・短期間での運用開始、導入後の効果〈大日本土木(株)〉
- ・既存システムとの兼ね合い〈トピー実業(株)〉
- ・協力業者側の対応、アンケートの必要性〈坂田建設(株)〉
- ・お米ありがとうございます。わかりやすくて良かった。〈(株)銭高組〉
- ・実施計画〈福田道路(株)〉
- ・半年で運用できた理由〈松江土建(株)〉
- ・協力会社へのアンケート実施〈村本建設(株)〉
- ・工事下請負基本契約(約款)CI-NETで締結〈松井建設(株)〉

(5) 「CI-NET 導入事例(株式会社斎藤組)」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 1/34 ②ちょうど良い 24/34 ③範囲が狭すぎる 8/34

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 7/34 ②ちょうど良い 24/34 ③難しすぎる 1/34

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・人手不足解消が、CI-NET が本当に寄与できるか気になります〈(株)大気社〉
- ・印紙・切手代と CI-NET 取引費用の比較〈(株)駒井ハルテック〉
- ・下請としての具体的なメリット〈大日本土木(株)〉
- ・受注側の料金体系を詳しく聞きたかった〈(株)交通建設〉
- ・当社、協力業者の導入状況の確認〈坂田建設(株)〉
- ・1社との取引でコストをペイできている〈徳倉建設(株)〉
- ・CI-NET 導入後のメリット〈松江土建(株)〉
- ・スモールスタートだから対応可能だったと言う点〈村本建設(株)〉
- ・CI-NET 導入後のメリットなど、10年間データ管理不要〈松井建設(株)〉

(6) 「講演者との意見交換」について

a) 内容について ①範囲が広すぎる 2/34 ②ちょうど良い 27/34 ③範囲が狭すぎる 1/34

b) 理解の度合い ①簡単すぎる 1/34 ②ちょうど良い 29/34 ③難しすぎる 1/34

c) 興味を持たれた点を具体的にお書きください。

- ・システム連携につきます〈(株)大気社〉
- ・各社から質問が良かった〈大日本土木(株)〉
- ・建築と土木の流通の違い〈トピー実業(株)〉
- ・導入する場合のアプローチ方法〈坂田建設(株)〉

- ・受注者サイドの導入費用〈福田道路(株)〉
- ・導入費用(自社+取引先)〈松江土建(株)〉

Q2:説明会全般についてあてはまる番号に○をひとつお付けください。

- ① 大変満足 0/34 ②満足 23/34 ③どちらでもない 9/34 ④不満 1/34 ⑤大変不満 0/34

Q3:Q2でどのような点が満足または不満であったか具体的にお書きください。

- ・明確に答えをご用意下さり感謝申し上げます〈(株)大気社〉
- ・導入事例を複数ご説明頂き、自社に合った運用が可能である事と導入までの流れを知る事ができ勉強になりました。〈(株)駒井ハルテック〉
- ・Q.A は配布した読み物の方が理解しやすかったと思います〈JFE シビル(株)〉
- ・各社の質問が参考になった〈大日本土木(株)〉
- ・全体像を知る上では満足した。〈(株)交通建設〉
- ・注文書、注文書請け業務に限る、内訳は pdf 添付とするなど、具体的な運用法をうかがえて勉強になりました。〈ケミカルグラウト(株)〉
- ・施工体制台帳を発注者(官)へ提出する場合の取りあつかい? 〈坂田建設(株)〉
- ・発注状況はよく分かったが請求業務の状況はあまり分からなかった〈徳倉建設(株)〉
- ・時間が少ないので具体的な事例が聞けなかった。〈松江土建(株)〉
- ・説明は理解できたが、具体性に欠けていた。デメリットは本当に無いのか? 〈松江土建(株)〉
- ・3 回目の参加となりますが、各社の事例をお聞かせいただき、理解を深める事ができました。〈村本建設(株)〉

Q4:貴社の CI-NET 導入予定・検討状況について

- ① 導入を検討している 3/34 〈(株)大気社、青木あすなろ建設(株)、村本建設(株)〉
- ② まだ検討段階である 5/34 〈坂田建設(株)、(株)銭高組、松江土建(株)〉
- ③ 資料収集中である 9/34 〈坂田建設(株)、(株)駒井ハルテック、JFE シビル(株)、松井建設(株)、(株)交通建設、(株)竹中土木、福田道路(株)、東亜建設工業(株)〉
- ④ 導入の予定はない 5/34 〈大有建設(株)、大日本土木(株)、ケミカルグラウト(株)、坂田建設(株)、ユニオン建設(株)〉
- ⑤ その他 3/34 〈トピー実業(株)、川田工業(株)、徳倉建設(株)〉
- ・一部取引先と使用中〈トピー実業(株)〉
 - ・協力会社として導入済み 今後は発注者としての導入を検討〈川田工業(株)〉

- ・導入している〈徳倉建設(株)〉
- ・元請として導入の予定はない〈ケミカルグラウト(株)〉

Q5:情報化評議会では、「現在、導入検討中」や「今後、導入に向けた検討を考えられている」企業様向けに効率よく検討を進めていただくための個別支援サービス(勉強会等)を無償で実施してます。希望しますか。

- ① 希望する(Q6へ) 5/34 〈(株)大気社、松井建設(株)、松江土建(株)、村本建設(株)〉
- ② 希望しない(Q7へ) 15/34

Q6: Q5で「①希望する」と回答された方にお聞きします。より具体的にお聞きになりたい事項を以下の①から⑬の中から選んでください(複数選択可)。

(1) 導入メリット検討支援

- ① 定量的効果(コスト削減効果の試算等の分析手法や事例紹介) 5件
- ② 定性的効果(法令遵守や社内統制の向上、コスト以外のメリットに関するアドバイス) 4件

(2) 導入・運用費用の検討支援

- ③ 適切なシステム構成方法 5件
- ④ 導入に係る初期費用、運用費用の概算に関するアドバイス 5件
- ⑤ 導入・運用の手法や体制に関するアドバイス 3件
- ⑥ ベンダー、ASP サービス、パッケージソフト等の紹介 3件

(3) その他の情報提供(事例紹介)

- ⑦ CI-NET の概要(主な仕様、普及状況等) 3件
- ⑧ 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等 2件
- ⑨ 進め方(実施体制、導入スケジュール、導入ステップ(段階的な拡張計画等)等) 3件
- ⑩ 関係者(経営層、社内現場部門、取引先)への説明方法 3件
- ⑪ システム概要(必要な環境、社内システムとの関係等) 5件
- ⑫ 導入・運用コスト等(導入に係る初期投資費用、運用費用、サポート体制等) 5件
- ⑬ 同業他社状況 4件

Q7: CI-NET を利用した電子商取引の導入のために、(一財)建設業振興基金に要望すること

がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・評価項目の設定のフレームワークがほしいです<(株)大気社>
- ・導入事例集を整理、公開していただけるとありがたいです。<青木あすなろ建設(株)>
- ・発注者の立場での ID と受注者の立場の ID 及び元請として受注した場合のケース事例が欲しいです<(JFE シビル(株))>
- ・導入会社が増えることで利用料金の見直しやサービス向上等考えられていることがあれば公開いただきたい<(株)交通建設>
- ・もっと具体的な説明を聞く必要があると思いました。<松江土建(株)>
- ・地方への普及活動を更に拡大して頂きたい。<松江土建(株)>

Q8: 電子商取引に関して、(一財)建設業振興基金またはソフトベンダーからの製品情報の提供や連絡を必要とされるでしょうか。あてはまる番号に○をお付けください。

- (1)必要 12 件:①CI-NET の最新の動向 7 件 ②ASP サービス 5 件 ③その他 3 件
(2)不要 2 件

(4) 発注企業における実用化実態調査結果

発注企業における実用化実態調査報告

1. 調査目的

CI-NETの普及活動をより効率的かつ効果的に展開するため、各企業の導入状況や利用拡大の状況を調査・分析し、今後の普及展開に係る方針を検討する。なお、普及状況の調査は、回答に偏りが生じないよう規模ごとに複数企業に調査を行うものとし、下記に示す調査項目を調査するものとした。

2. 調査対象：CI-NET利用企業23社

- 大手企業群 4社
 (株)大林組、鹿島建設(株)、清水建設(株)、(株)竹中工務店
- 中堅企業群 9社
 (株)安藤・間、(株)熊谷組、(株)フジタ、(株)長谷工コーポレーション、戸田建設(株)、五洋建設(株)、(株)鴻池組、西松建設(株)、三井住友建設(株)
- 地場企業群 10社
 (株)穴吹工務店、(株)福田組、(株)本間組、(株)小俣組、(株)近藤組、アイシン開発(株)、大洋建設(株)、日鉄住金環境(株)、フジタビルメンテナンス(株)、三井デザインテック(株)
- ※グラフ中のA社・B社・C社等は、上記の順番とは一致しない。

3. 調査期間

- 2018年6月13日(金)～6月25日(月)

4. 調査項目

- (1) 企業情報（資本金、完工高）
- (2) CI-NETで利用されている業務メッセージ
- (3) CI-NET利用の方針・計画、推進状の課題
- (4) 電子化率（概要）
 - ①契約件数、② 契約金額、③ 出来高件数、④ 出来高金額、⑤ 取引業者数
- (5) 協力会社について

参考：電子化率(概要)【合計、建築、土木】

合計	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位：件)	23	761,283	508,786	66.8%
②契約金額 (単位：百万円)	22	6,586,466	4,736,709	71.9%
③出来高件数※1 (単位：件)	12	1,089,583	658,853	60.5%

④出来高金額※2 (単位：百万円)	11	4,150,288	2,946,483	71.0%
⑤取引業者数 (単位：社)	21	81,673	23,787	29.1%

建築のみ	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位：件)	22	630,701	457,234	72.5%
②契約金額 (単位：百万円)	21	5,096,579	4,012,844	78.7%
③出来高件数※1 (単位：件)	10	616,316	413,621	67.1%
④出来高金額※2 (単位：百万円)	9	2,549,620	1,997,295	78.3%
⑤取引業者数 (単位：社)	20	60,264	20,238	33.6%

土木のみ	回答数	紙+電子(a)	電子(b)	率(b/a)
①契約件数 (単位：件)	17	130,582	51,552	39.5%
②契約金額 (単位：百万円)	17	1,489,887	723,865	48.6%
③出来高件数※1 (単位：件)	8	198,400	66,202	33.4%
④出来高金額※2 (単位：百万円)	8	665,803	292,091	43.9%
⑤取引業者数 (単位：社)	16	21,409	3,549	16.6%

※1 1契約に対して通常複数月に渡る出来高報告があるため累計件数

※2 出来高報告に上がった金額計(重複なし)

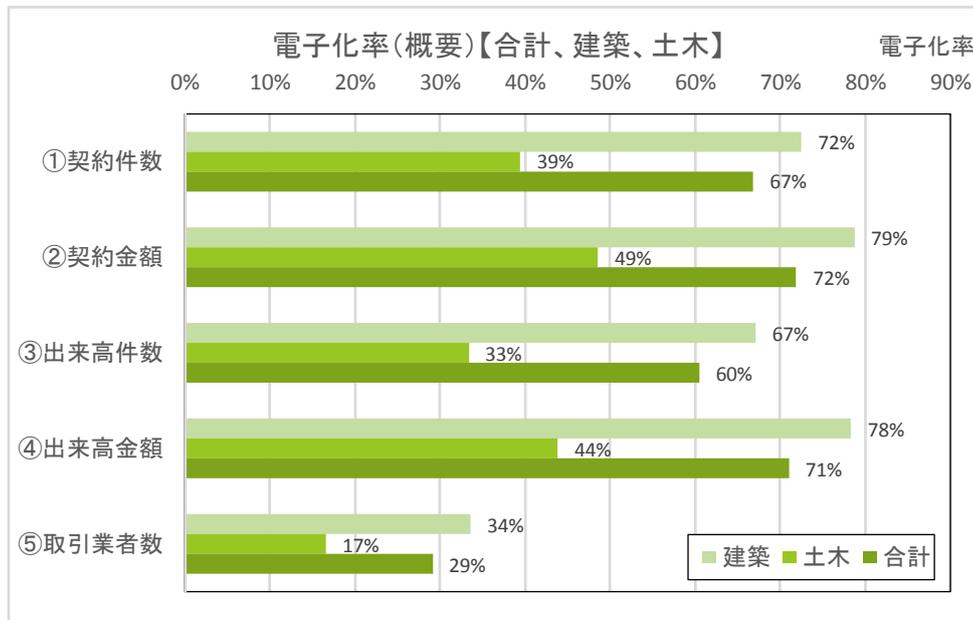


図1 電子化率(概要)【合計、建築、土木】

5. 調査結果

(1) CI-NET で利用されている業務メッセージ

	業務メッセージ	(1) 建築見積		(2) 設備見積		(3) 設備機器見積		(4) 購買見積			(5) 注文						(6) 出来高請求					(7) 立替		(8) 支払通知		(9) 契約外請求					
		建築見積依頼	建築見積回答	設備見積依頼	設備見積回答	設備機器見積依頼	設備機器見積回答	購買見積依頼	購買見積回答	見積不採用通知	確定注文	注文請け	合意解除申込	合意解除承諾	一方的解除通知	鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更承諾	一方的打切通知	出来高要請	出来高報告	出来高確認	請求	請求確認	合意精算申込	合意精算承諾	立替金報告	立替金確認	支払通知	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認
大手	1	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	
	2	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	x	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	
	5	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	●	●	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	
	6	x	x	○	○	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	x	x	x	●	●	●	●	x	x	●	●	x	x	x	x	
	3	x	x	●	●	x	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	x	●	●	●	●	x	△	△	△	
	4	x	x	○	○	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
中堅	8	x	x	○	○	x	x	●	●	x	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	△	△	△	
	9	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x	△	△	△	
	10	x	x	△	△	x	x	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	12	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	13	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	19																														
	22							●	●		●	●	●	●		●	●	△	△	△	△	△									
	地場等	7	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
		11																													
		14																													
15		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
16		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
17		x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	●	●	x	●	●	x	△	△	△	△	△	x	x	△	△	x	x	x	
18																															
20		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	
21																															
23		x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
24																															
25																															
26																															
27	x	x	x	x	x	x	●	●	x	●	●	x	x	x	●	●	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	
28																															
29																															
30	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	x	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
31	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	

【色の凡例】

- : 2018年度から運用を開始した業務種別 (x, △, ○ → ●)
- : 2017年度まで運用していたが、運用を中止した業務種別 (● → x, △, ○)

【記号の凡例】

- : 運用中
- : 社内決定済で近々運用開始(テスト運用・システム構築中を含む)
- △ : 計画はあるが社内決定していない。
- x : 導入予定なし。

(2) CI-NET 利用の方針・計画、推進上の課題

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
(1)建築 見積	建築見積依頼	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		別システムにて運用のため(回答:×)	—	12
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	建築見積回答	BCS.CSVを利用	—	4
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		別システムにて運用のため(回答:×)	—	12
		導入予定無し	—	16
		—	協力会社の理解と協力	30
		—	—	—
(2)設備 見積	設備見積依頼	2019年度を目指す	—	4
		メッセージ利用のテスト運用を行っている段階である。	下見積徴集の方法が地域毎に異なっているので、一斉に運用開始できない。サブコンの対応状況も様々で徴集会社数も多く、業務効率の低下が懸念され、それを補完するための社内システムの機能追加・整備が必要と考えている。	6
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		別システムにて運用のため(回答:×)	—	12
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	設備見積回答	2019年度を目指す	—	4
		メッセージ利用のテスト運用を行っている段階である。	下見積徴集の方法が地域毎に異なっているので、一斉に運用開始できない。サブコンの対応状況も様々で徴集会社数も多く、業務効率の低下が懸念され、それを補完するための社内システムの機能追加・整備が必要と考えている。	6
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		別システムにて運用のため(回答:×)	—	12
		導入予定無し	—	16
		—	協力会社の理解と協力	30
		—	—	—
		—	—	—
(3)設備 機器見積	設備機器見積依頼	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		別システムにて運用のため(回答:×)	—	12
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	設備機器見積回答	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		別システムにて運用のため(回答:×)	—	12
		導入予定無し	—	16
		—	協力会社の理解と協力	30
(4)購買 見積	購買見積依頼	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	購買見積回答	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	見積不採用通知	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
		—	—	—
(5)注文	確定注文	—	—	—
	注文請け	—	—	—
	合意解除申込	導入予定無し	—	16
	合意解除承諾	導入予定無し	—	16
	一方的解除通知	導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	鑑項目合意変更申込	導入予定無し	—	16

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
		—	社内運用体制の整備	30
	鑑項目合意変更承諾	導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	一方的打切通知	導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
	(6)出来高請求	出来高要請	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為
導入予定無し			—	16
いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。			受注者側に内訳明細を全て CI-NET 上で 記入してもらうようにする必要がある。	17
社内検討中 2019年度開始を目指す			電子化率向上	22
—			社内運用体制の整備	30
出来高報告		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。	—	17
		社内検討中 2019年度開始を目指す	電子化率向上	22
		—	社内運用体制の整備	30
出来高確認		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。	—	17
		社内検討中 2019年度開始を目指す	電子化率向上	22
		—	社内運用体制の整備	30
請求		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。	—	17
		社内検討中 2019年度開始を目指す	電子化率向上	22
		—	社内運用体制の整備	30
請求確認		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。	—	17
		社内検討中 2019年度開始を目指す	電子化率向上	22
		—	社内運用体制の整備	30
合意精算申込		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
合意精算承諾		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
	導入予定無し	—	16	
(7)立替	立替金報告	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。	受注者側に内訳明細を全て CI-NET 上で 記入してもらうようにする必要がある。	17
	立替金確認	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		いずれは実施する可能性がある。 ⇒受注者としては利用済。	—	17
—	社内運用体制の整備	30		

業務名	利用メッセージ	活動方針・展開計画	推進上の課題	ID
(8)支払通知	支払通知	次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		—	社内運用体制の整備	30
(9)契約外請求	工事物件案内	2019年1月 運用開始	—	3
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		資材、リース取引向けに利用できないか、興味はある	—	27
		—	社内運用体制の整備	30
	契約外請求	2019年1月 運用開始	—	3
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		資材、リース取引向けに利用できないか、興味はある	—	27
		—	社内運用体制の整備	30
	契約外請求確認	2019年1月 運用開始	—	3
		次期社内システム再構築において検討	社内システムとの融合を目指す為	9
		導入予定無し	—	16
		資材、リース取引向けに利用できないか、興味はある	—	27
		—	社内運用体制の整備	30

(3) 協力会社について

① 電子商取引拡大に向けて協力会社に対して行っていること

- 「個別にアプローチ」が一番多く、次いで「説明会」「協力回答でアプローチ」「特に何もしていない」が多い。
- その他対応として、案内文やパンフレットの送付、購買折衝時等に直接説明を行っている。

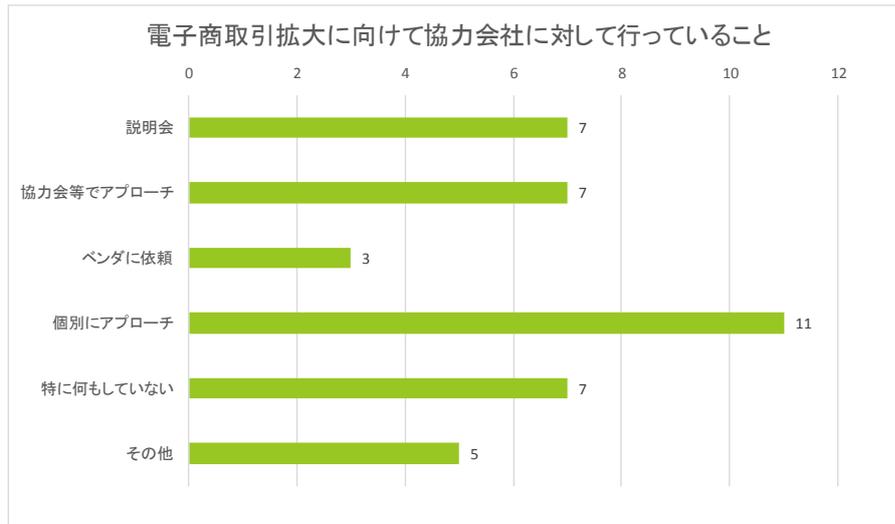


図 2 電子商取引拡大に向けて協力会社に対して行っていること (n=23)

【その他の具体的な内容】

- パンフレット等の送付。
- 調達部で個別に説明。
- 購買折衝時に加入促進。
- 紙面で契約している会社には、注文書送付時に案内文を同封し、電子契約を促している。
- 新規業者として採用する際に当社の電子商取引の導入状況は説明。
- 現状は希望業者へ随時対応。
- CI-NET 開始に関するお知らせの配付。

② 協力会社の取引先コード

- 「全支社共通」が 15 社で全体の約 2/3、「支店ごとに違う」が 8 社で全体の約 1/3。

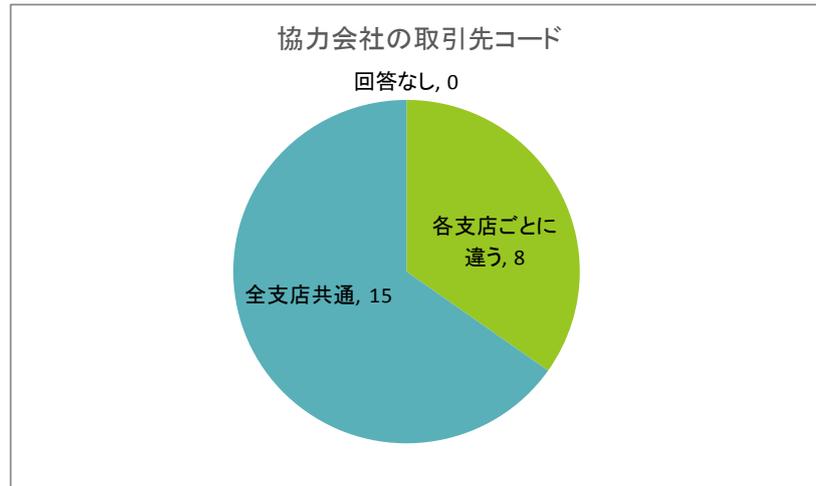


図 3 協力会社の取引先コード (n=23)

③ 協力会社からの問合せ窓口(サポートセンター)等

- 5社が窓口を設置しており、ほぼ半数の18社は特に設置していない。
- 窓口の体制は2~8名程度。
- 窓口を設置していない場合の窓口としては、調達部門、購買部門が最も多く、システム管理部門が窓口となる場合もある。

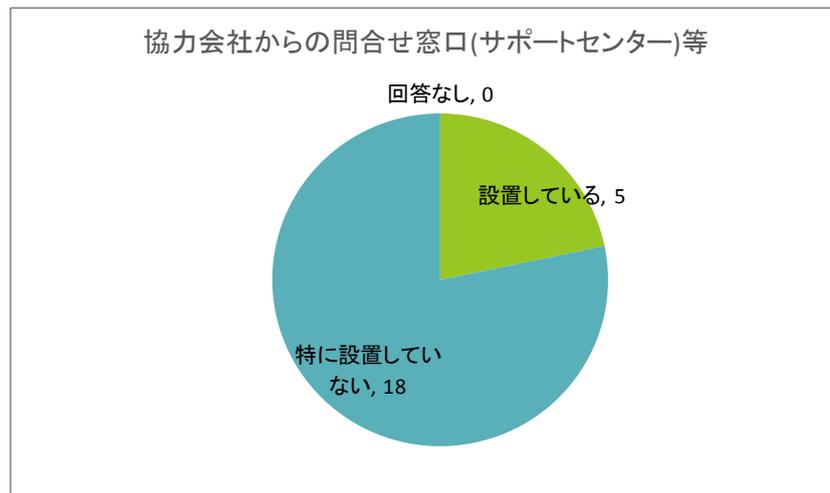


図 4 協力会社からの問合せ窓口(サポートセンター)等 (n=23)

④ 問い合わせ窓口を設置している場合の体制

- 2~8名。

⑤ 問い合わせ窓口を設置していない場合の窓口部署

【主な回答】

- ・ 調達部門
- ・ 情報システム部門
- ・ 購買部門
- ・ 総務部門
- ・ 管理部門
- ・ 総務部門

(4) 電子化率 (概要)

① 契約件数率 (全契約件数のうち電子化している件数の割合)

- ・ 大手、中堅、地場等の契約件数率の平均は、それぞれ 82%、39%、30% である。2017年度は地場等のみ増加している。
 - ・ 建築と土木を比べると、建築のほうが契約件数率の平均が高い。
 - ・ 大手は、各社とも 70%以上であり、会社によるばらつきは小さい。
 - ・ 中堅、地場等ともに全て 70%以下であり、会社によるばらつきは大きい。
- No.22 と No.23 の企業がこの数年増加傾向にある。

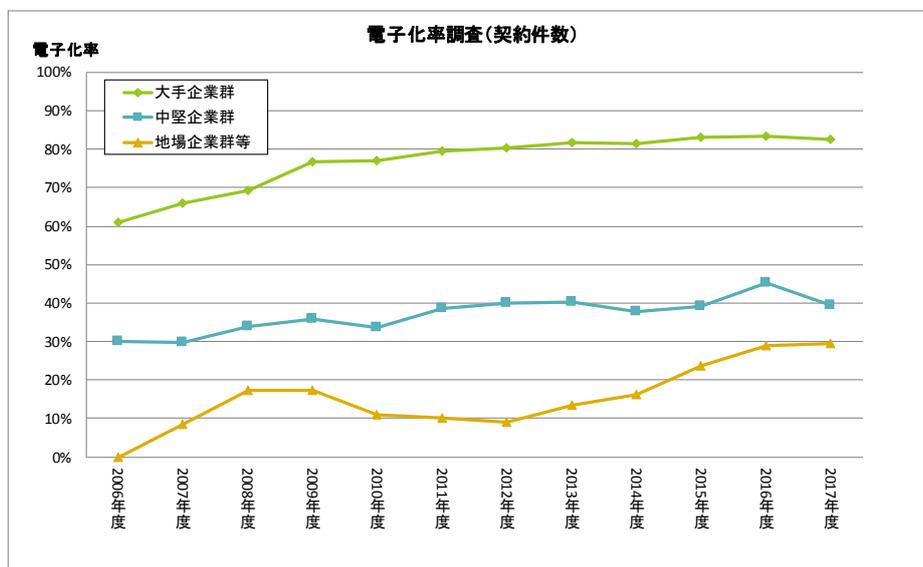


図 5 電子化率調査 (契約件数) 【大手・中堅・地場等】

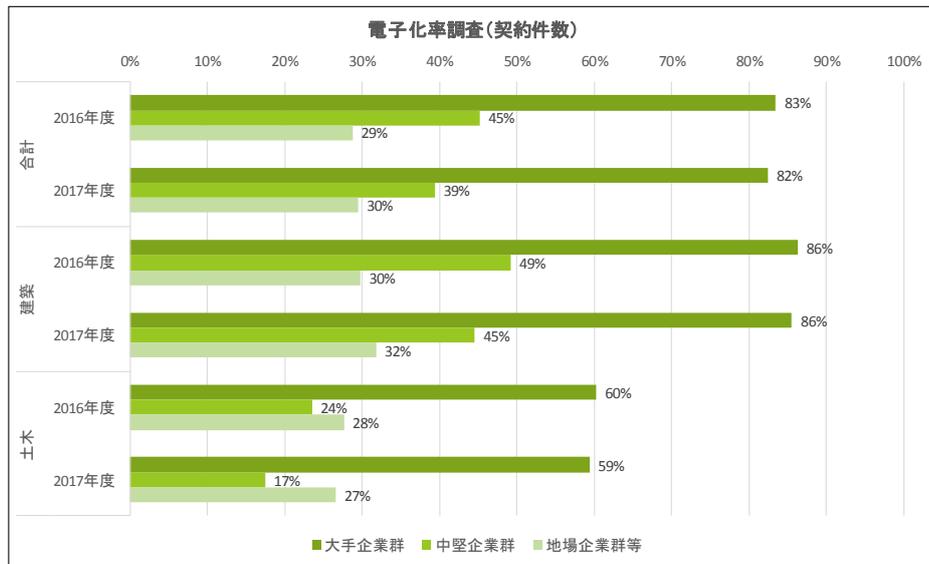


図 6 電子化率調査 (契約件数) 【建築・土木】

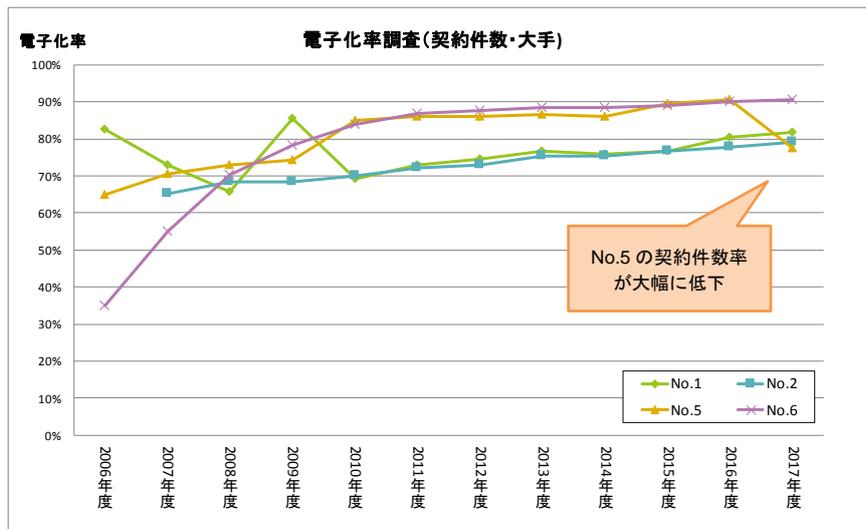


図7 電子化率調査(契約件数)【大手】

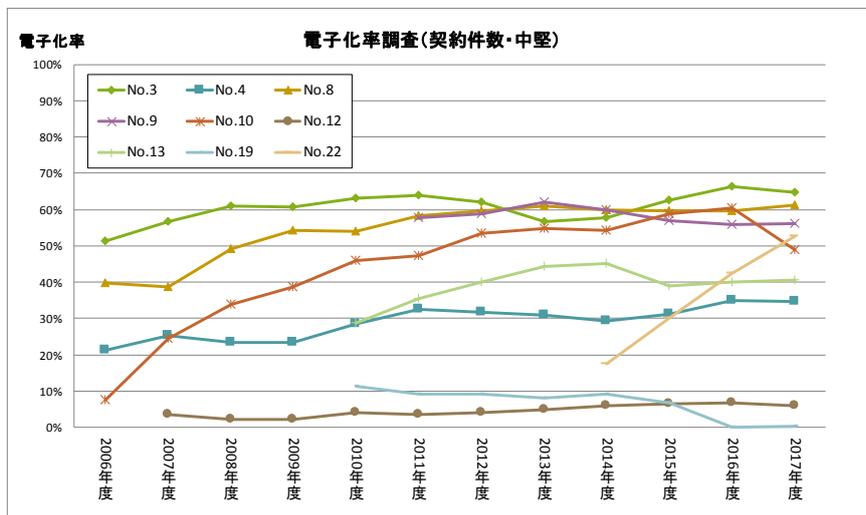


図8 電子化率調査(契約件数)【中堅】

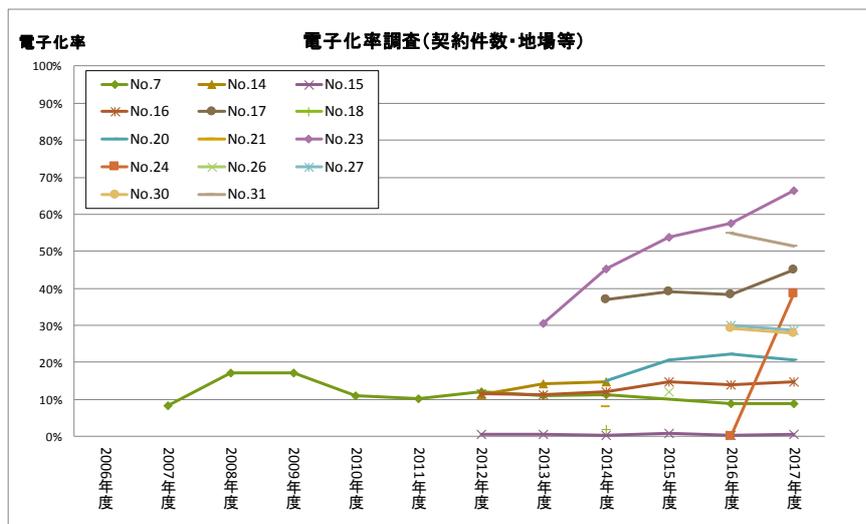


図9 電子化率調査(契約件数)【地場等】

② 契約金額率（全契約金額のうち電子化している金額の割合）

- 大手、中堅、地場等の契約金額率の平均は、それぞれ86%、51%、27%である。
- 建築と土木を比べると、建築のほうが契約金額率の平均が高いが、土木についても大手を中心に増加傾向である。
- 大手は、各社とも70%以上であり、会社によるばらつきは小さい。
- 中堅は、70%程度のグループと50%程度のグループが存在し、会社によるばらつきは大きい。No.22の企業がこの数年増加傾向にある。
- 地場等は、ほぼ70%以下であり、会社によるばらつきは大きい。No.17の企業がこの数年増加傾向にある。

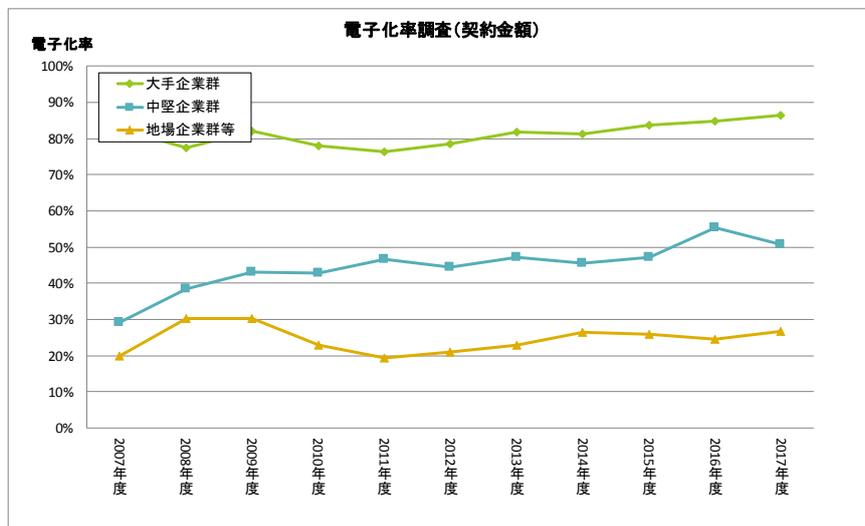


図 10 電子化率調査（契約金額）【大手・中堅・地場等】

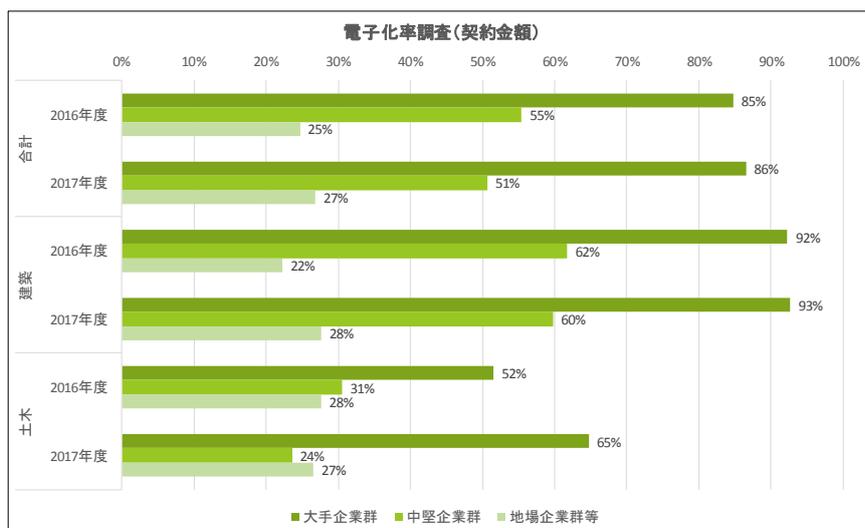


図 11 電子化率調査（契約金額）【建築・土木】

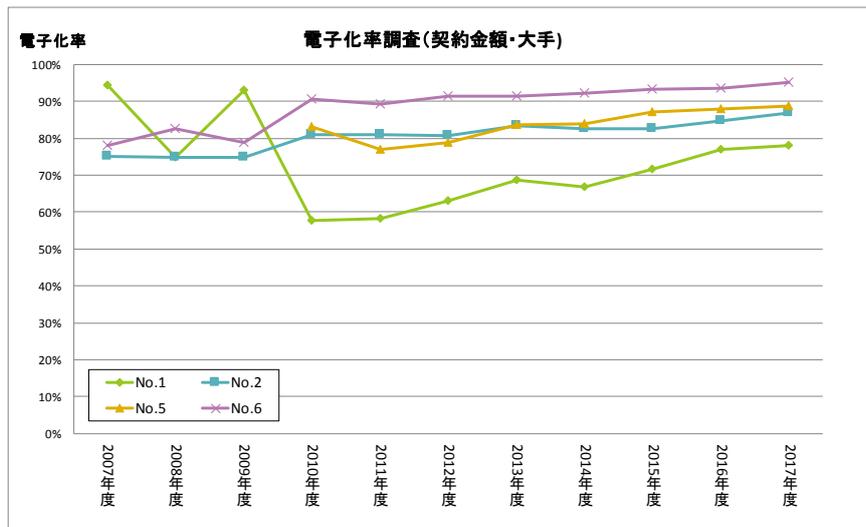


図 12 電子化率調査 (契約金額)【大手】

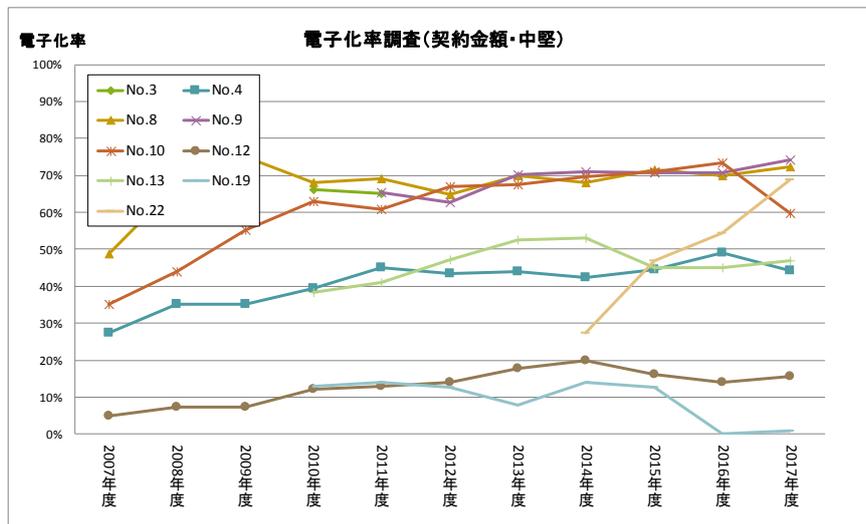


図 13 電子化率調査 (契約金額)【中堅】

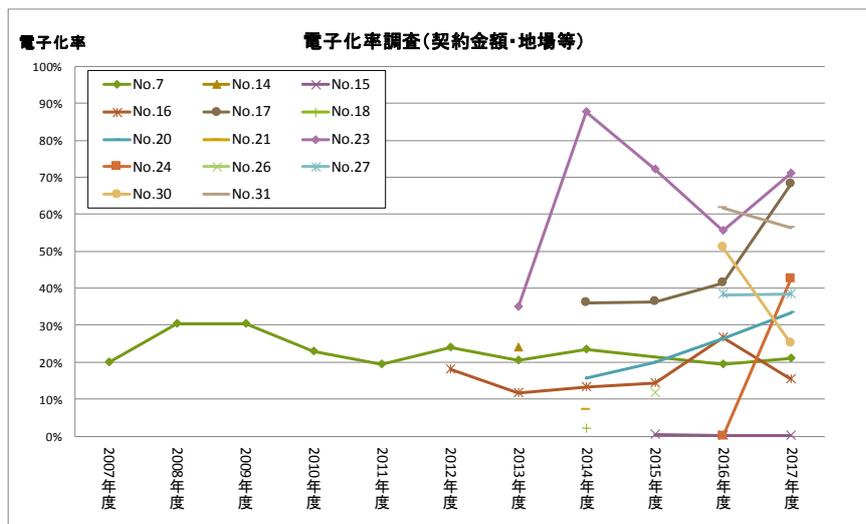


図 14 電子化率調査 (契約金額)【地場等】

③ 出来高件数率（全出来高件数のうち電子化している件数の割合）

- 大手、中堅、地場等の出来高件数率の平均は、それぞれ75%、15%、21%である。（中堅と地場等で出来高件数率が逆転（2016年度以降））
- 建築と土木を比べると、建築のほうが出来高件数率の平均が高い。
- 大手は、各社とも60%以上であり、会社によるばらつきは小さい。No.5が減少傾向である。
- 中堅と地場等は、ほとんど出来高を行っていない。

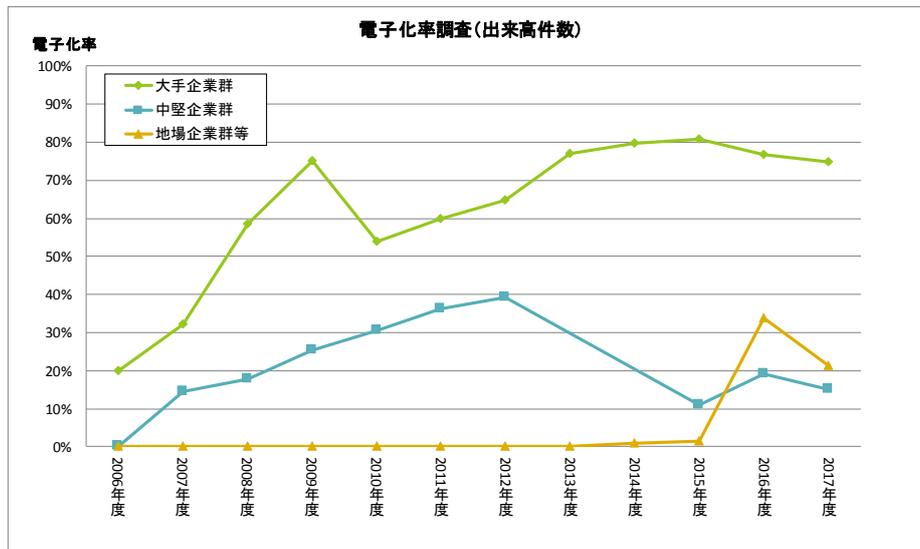


図 15 電子化率調査（出来高件数）【大手・中堅・地場等】

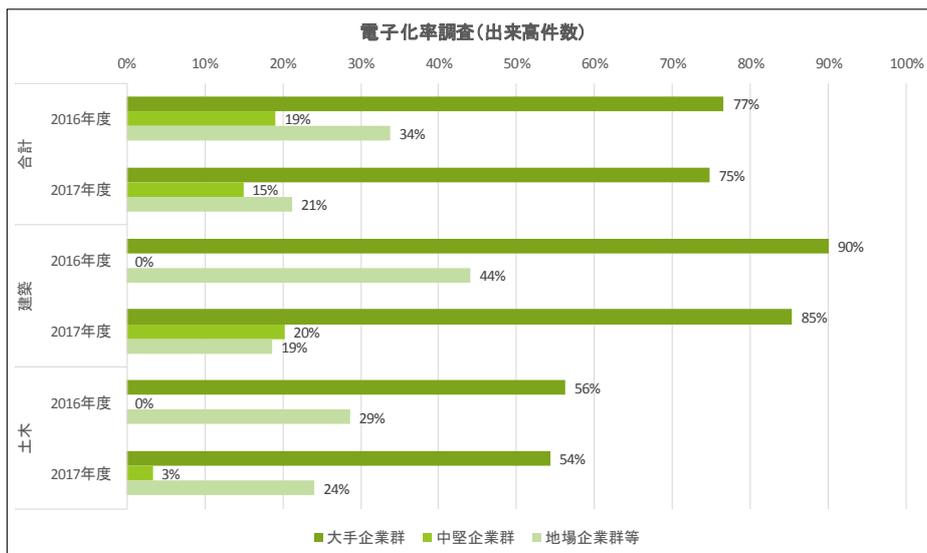


図 16 電子化率調査（出来高件数）【建築・土木】

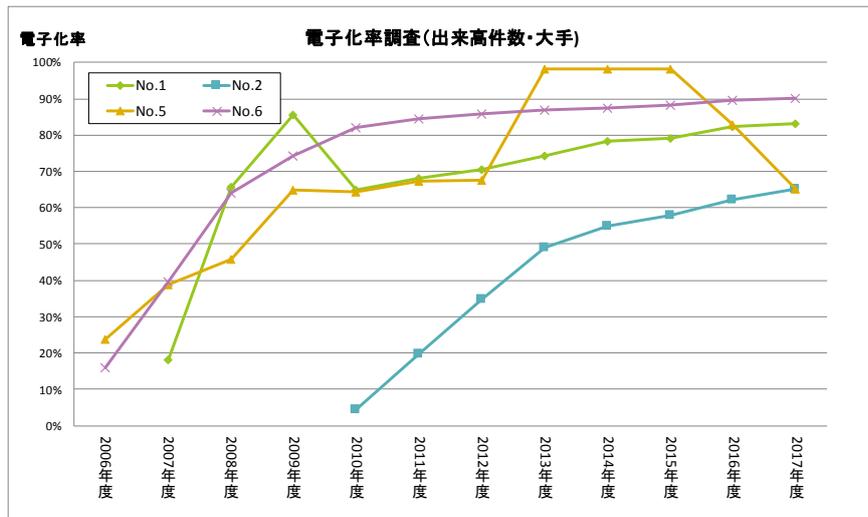


図 17 電子化率調査(出来高件数)【大手】

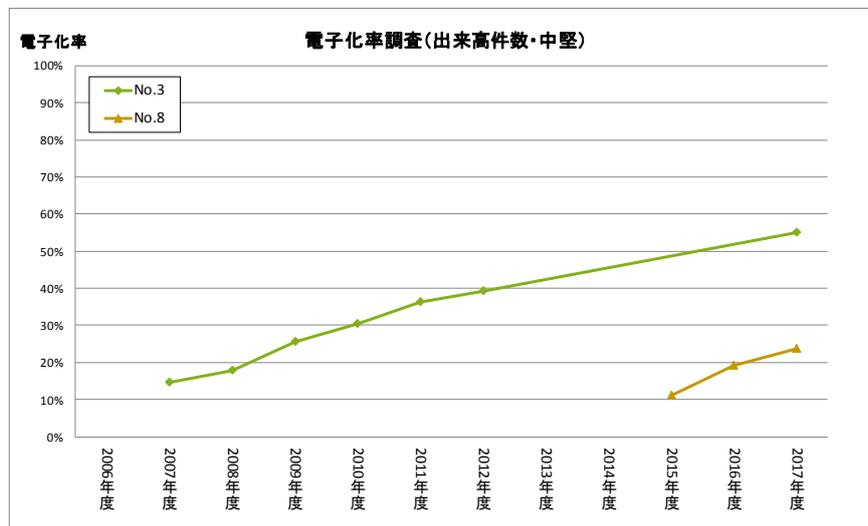


図 18 電子化率調査(出来高件数)【中堅】

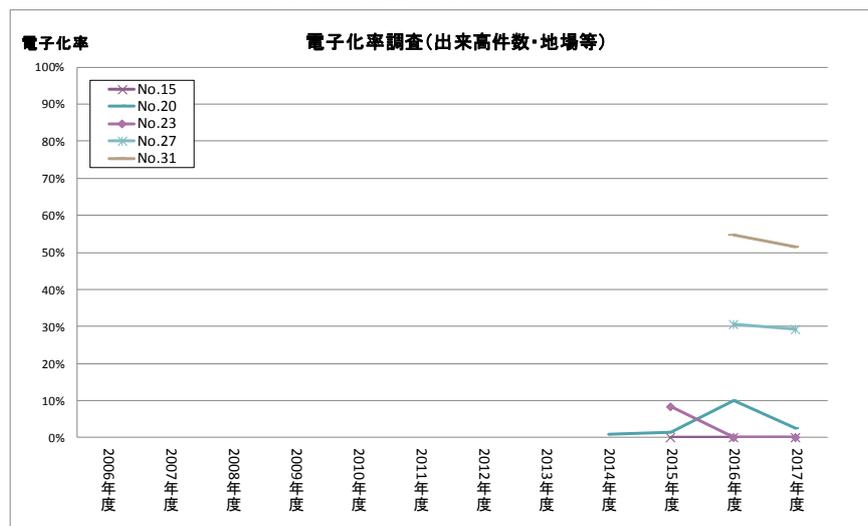


図 19 電子化率調査(出来高件数)【地場等】

④ 出来高金額率（全出来高金額のうち電子化している金額の割合）

- 大手、中堅、地場等の出来高金額率の平均は、それぞれ 80%、18%、13% である。中堅と地場等は昨年度から出来高金額率が低下している。
- 建築と土木を比べると、建築のほうが出来高金額率の平均が高い。
- 大手は、各社とも 70%以上であり、会社によるばらつきは小さい。No.5 が減少傾向である。
- 中堅と地場等は、ほとんど出来高を行っていない。

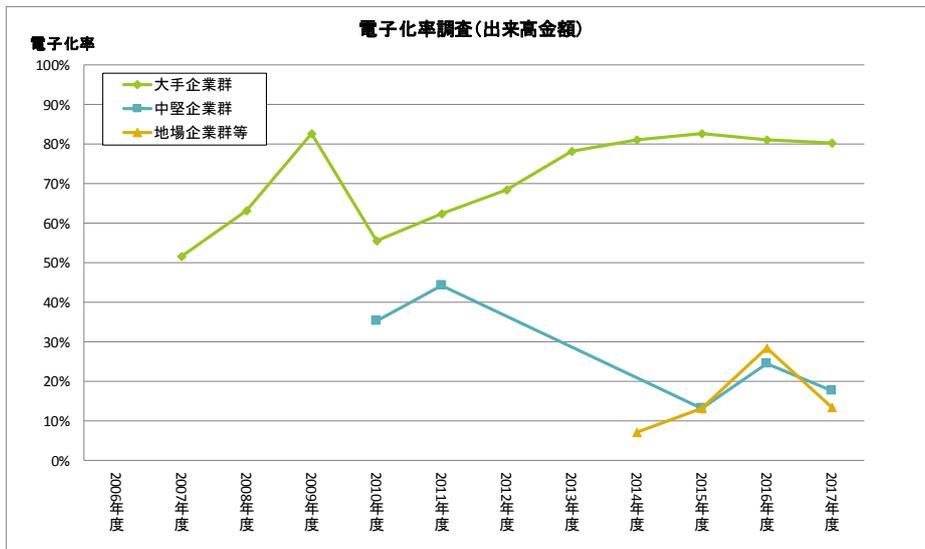


図 20 電子化率調査（出来高金額）【大手・中堅・地場等】

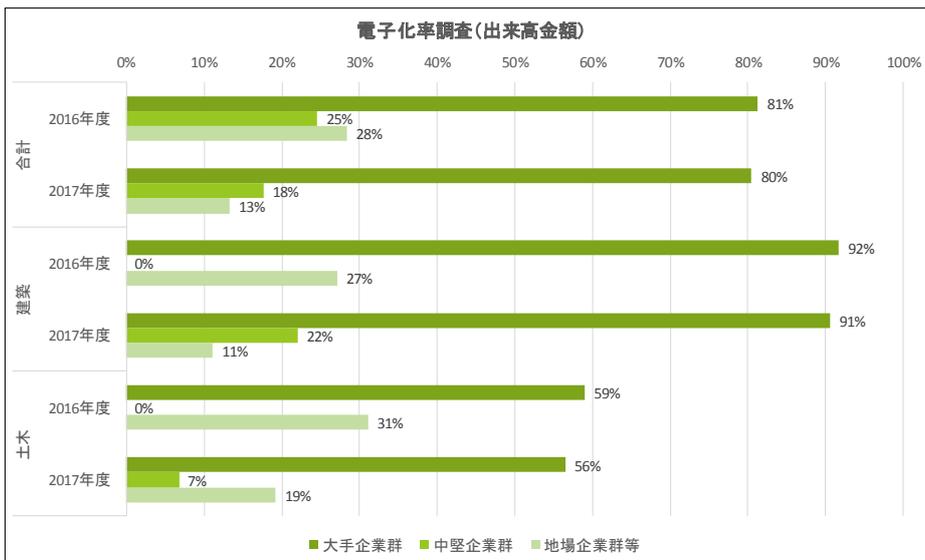


図 21 電子化率調査（出来高金額）【建築・土木】

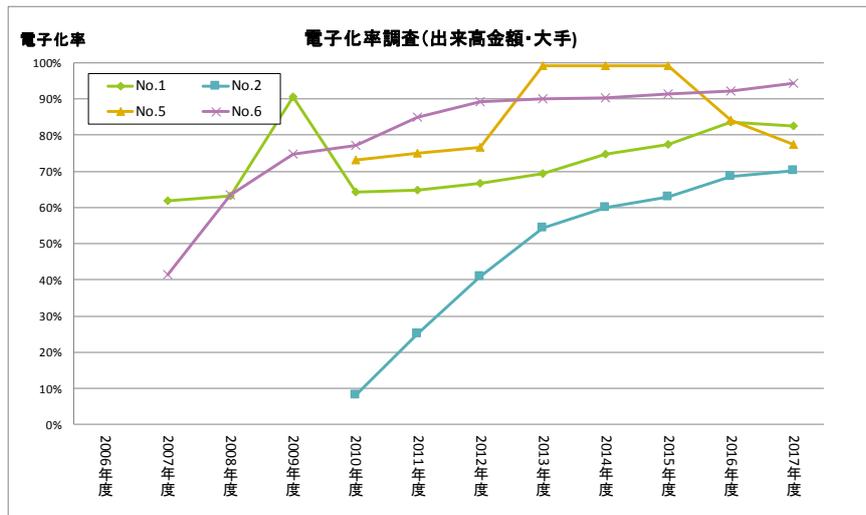


図 22 電子化率調査（出来高金額）【大手】

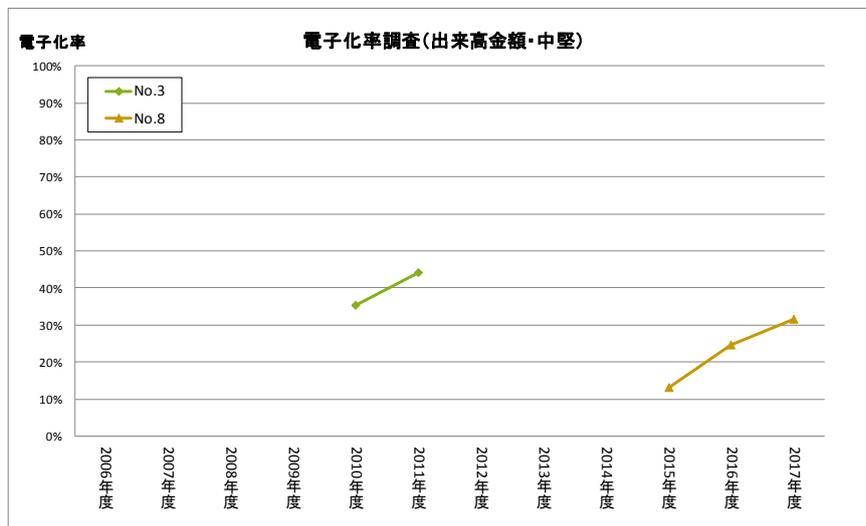


図 23 電子化率調査（出来高金額）【中堅】

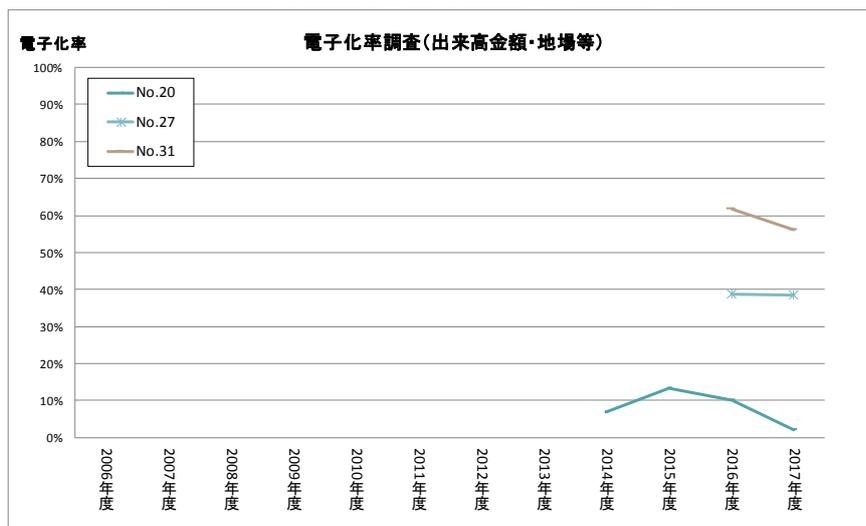


図 24 電子化率調査（出来高金額）【地場等】

⑤ 取引業者数率（全取引業者のうち電子化している業者数の割合）

- 大手、中堅、地場等の取引業者数率の平均は、それぞれ 53%、17%、9% である。中堅は昨年度から取引業者数率が低下している。
- 建築と土木を比べると、建築のほうが取引業者数率の平均が高い。
- 大手は、各社とも増加傾向である。
- 中堅と地場等は、ほぼ 40%以下であり、No.4 は減少傾向である。

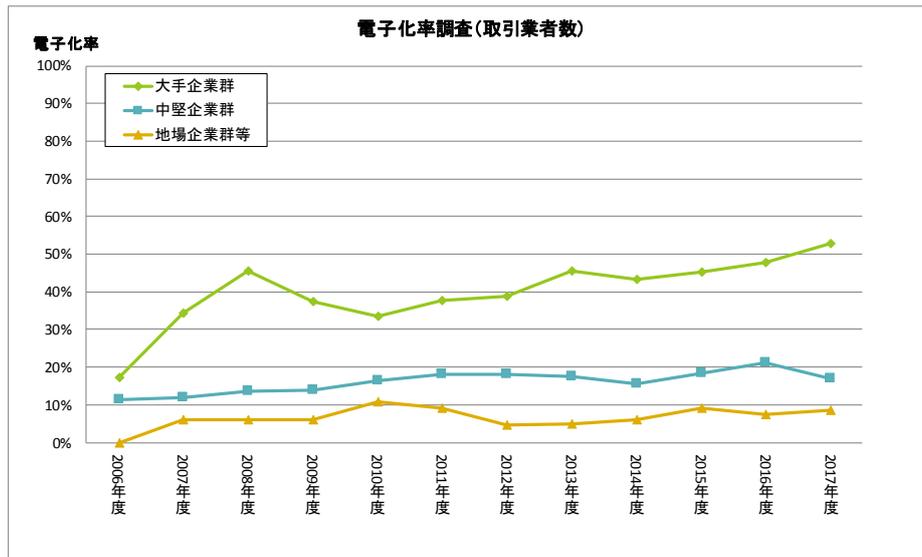


図 25 電子化率調査（取引業者数）【大手・中堅・地場等】

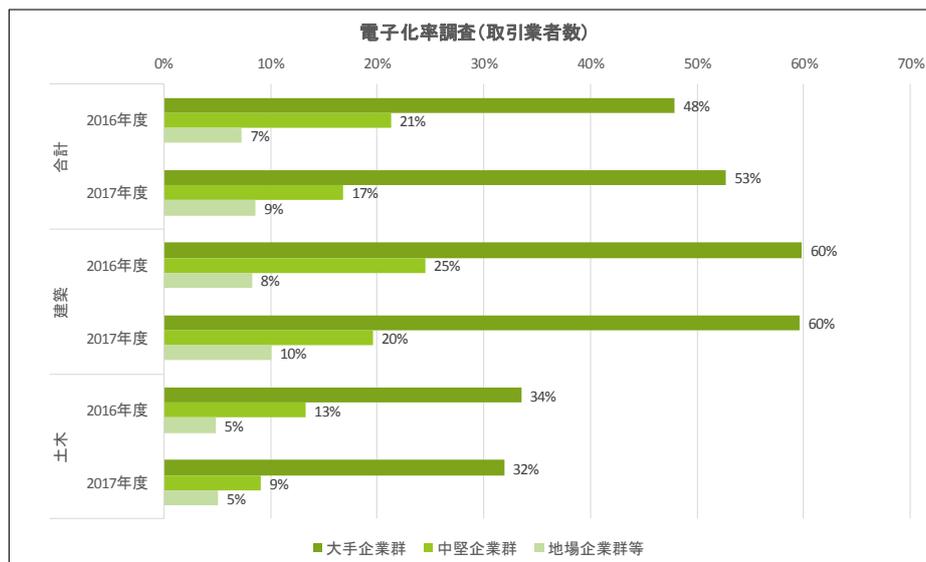


図 26 電子化率調査（取引業者数）【建築・土木】

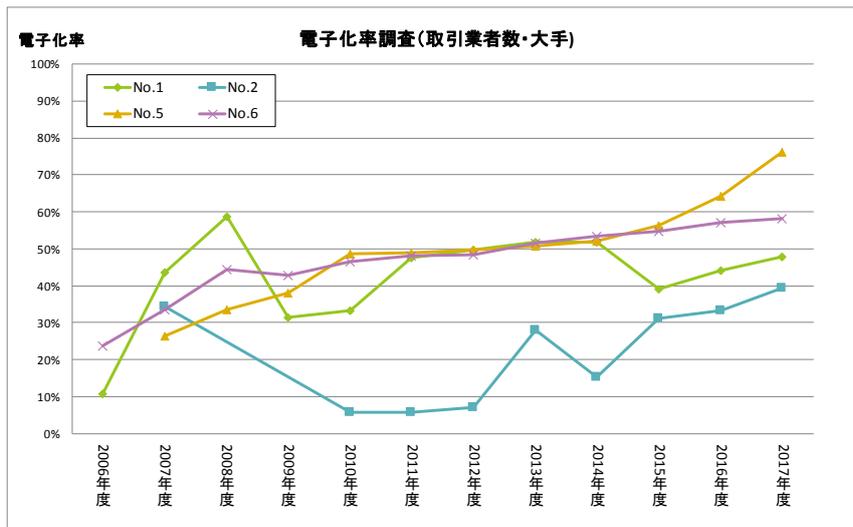


図 27 電子化率調査(取引業者数)【大手】

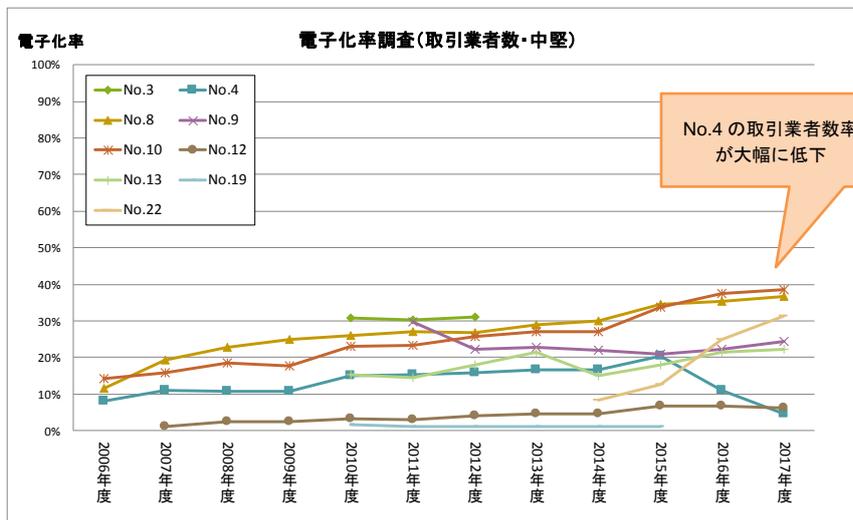


図 28 電子化率調査(取引業者数)【中堅】

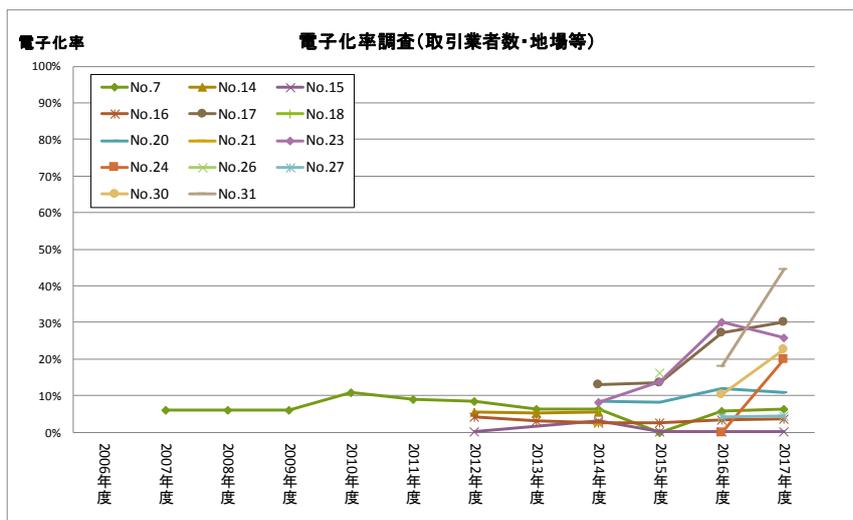


図 29 電子化率調査(取引業者数)【地場等】

(5) 実用化率（電子化率）の詳細分析

① 取引業者数と取引業者数率の対比

【目的】

- 各企業規模について、取引業者数と取引業者数率の経年変化を確認

【グラフの構成】

- 取引業者数率と取引業者数を対比
- 全業者を年度ごとに表示

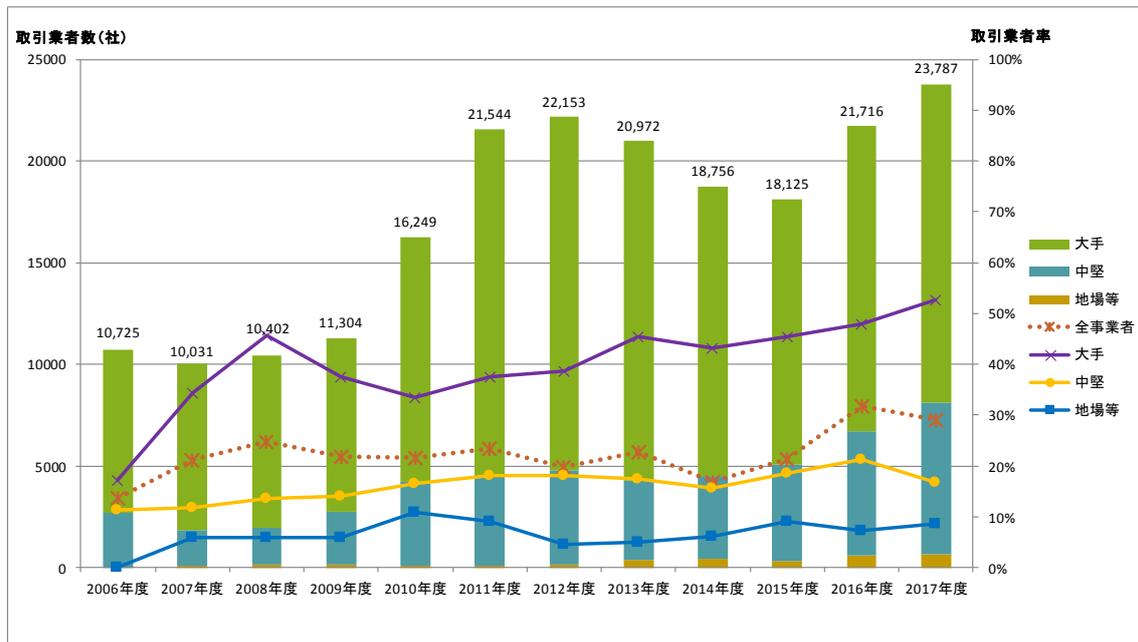


図 30 取引業者数と取引業者数率の推移【全業者】

【考察】

- 取引業者数・取引業者率ともに、2016年度と比べて大手では増加、中堅では減少、地場等では微増している。
- 中堅の取引業者数が大きく減少したため、全業者の取引業者率が30%を割り込んだ。

② 取引業者数率と契約金額率の対比

【目的】

- 各社が主要協力会社と電子契約を実施しているか
- 各社が電子契約を実施している協力会社数の普及状況

【グラフの構成】

- 取引業者数率と契約金額率を対比
- 各社ごとに、散布図で表示した後、主要協力会社との電子契約の状況を中央値で区分

4象限のグループ分類

	I	II	III	IV
契約金額率	高い	高い	低い	低い
取引業者数率	低い	高い	低い	高い

- I…電子契約の取引業者数は少ないが、主要協力会社との電子契約が多い企業
- II…電子契約の取引業者数が多く、主要協力会社との電子契約が多い企業
- III…電子契約の取引業者数が少なく、主要協力会社との電子契約も少ない企業
- IV…電子契約の取引業者数が多いが、主要協力会社との電子契約が少ない企業

【考察】

- 各社を建築・土木別に以下にグループに分類した。取引業者数と契約金額率の間には正の相関が見られ、それぞれの特性に応じた対応が必要。
 - I…電子契約の取引業者数は少ないが、主要協力会社との電子契約が多い企業
→ 取引業者の拡大が必要（受注者側企業の増加が必要）
 - II…電子契約の取引業者数が多く、主要協力会社との電子契約が多い企業
→ 順調に普及している状況（大企業に多い）
 - III…電子契約の取引業者数が少なく、主要協力会社との電子契約も少ない企業
→ 普及があまり進んでいないので、まずは電子取引を開始することが必要（主に中堅・地場等について）
 - IV…電子契約の取引業者数が多いが、主要協力会社との電子契約が少ない企業
→ 取引件数の拡大が必要（より多く電子契約を実施するか。）
 - 土木は建築と比較して、取引業者数、契約金額率ともに低い傾向。大手は建築土木ともに高く、中堅、地場等で特に明らかな傾向は見られない。

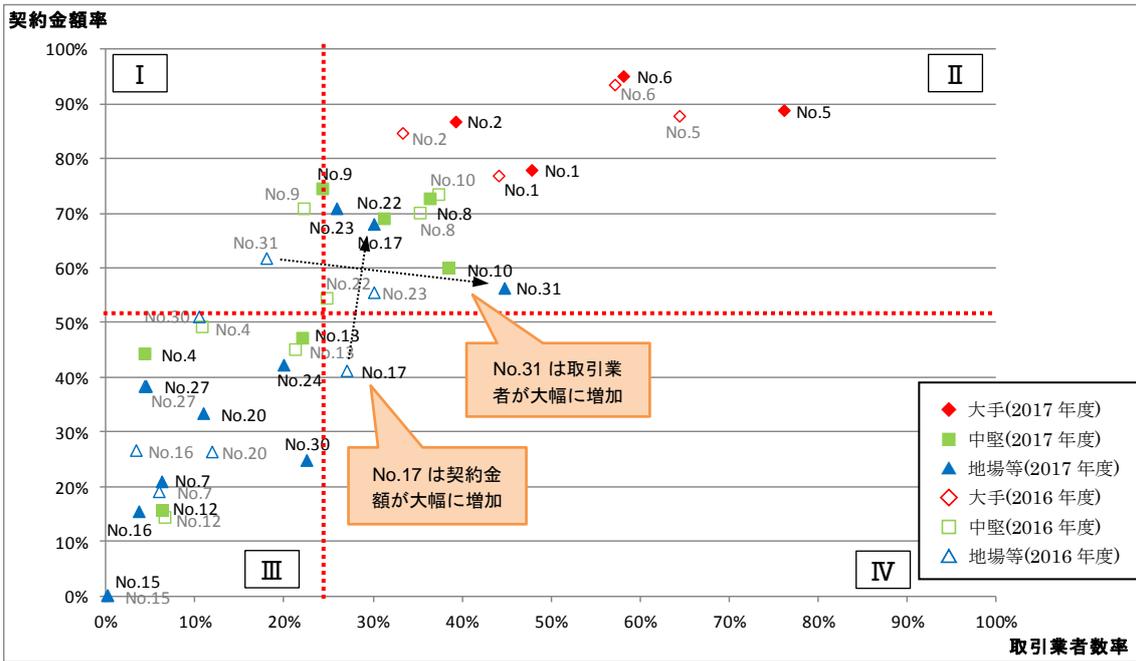


図 31 取引業者数率と契約金額率の対比・主要協力会社との電子契約状況【各社別・合計】

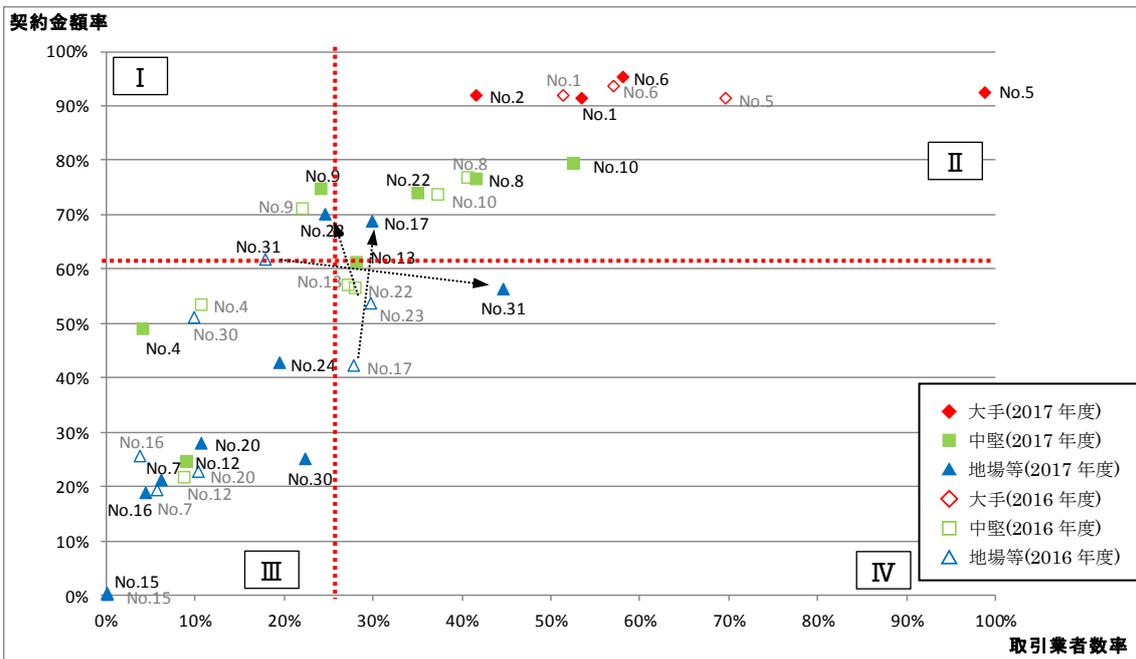


図 32 取引業者数率と契約金額率の対比・主要協力会社との電子契約状況【各社別・建築】

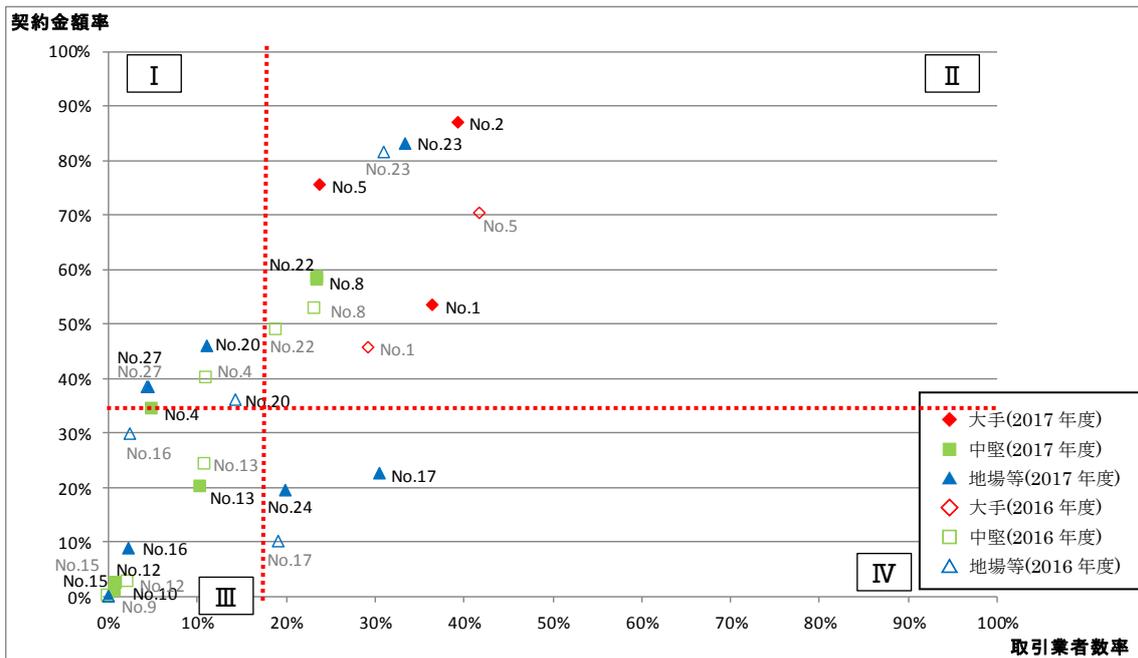


図 33 取引業者数と契約金額率の対比・主要協力会社との電子契約状況【各社別・土木】

参考:区分の閾値

	合計	建築	土木
取引業者数率 (中央値)	24%	27%	17%
契約金額率 (中央値)	52%	61%	34%

各企業のカテゴリ ※ ()内は2016年度

		合計	建築	土木
大手企業群	No.1	II (II)	II (II)	II (II)
	No.2	II (II)	II (-)	II (-)
	No.5	II (II)	II (II)	II (II)
	No.6	II (II)	II (II)	- (-)
中堅企業群	No.3	- (-)	- (-)	- (-)
	No.4	III (III)	III (III)	I (I)
	No.8	II (II)	II (II)	II (II)
	No.9	II (II)	I (II)	- (III)
	No.10	II (II)	II (II)	III (-)
	No.12	III (III)	III (III)	III (III)
	No.13	III (IV)	IV (II)	III (III)
	No.19	- (-)	- (-)	- (-)
No.22	II (II)	II (II)	II (II)	
地場企業群等	No.7	III (III)	III (III)	- (-)
	No.11	- (-)	- (-)	- (-)
	No.14	- (-)	- (-)	- (-)
	No.15	III (III)	III (III)	III (-)

	合計	建築	土木
No.16	Ⅲ (Ⅲ)	Ⅲ (Ⅲ)	Ⅲ (Ⅲ)
No.17	Ⅱ (Ⅳ)	Ⅱ (Ⅳ)	Ⅳ (Ⅳ)
No.18	－ (－)	－ (－)	－ (－)
No.20	Ⅲ (Ⅲ)	Ⅲ (Ⅲ)	Ⅰ (Ⅳ)
No.21	－ (－)	－ (－)	－ (－)
No.23	Ⅱ (Ⅱ)	Ⅰ (Ⅱ)	Ⅱ (Ⅱ)
No.24	Ⅲ (－)	Ⅲ (－)	Ⅳ (－)
No.25	－ (－)	－ (－)	－ (－)
No.26	－ (－)	－ (－)	－ (－)
No.27	Ⅲ (Ⅲ)	－ (－)	Ⅰ (Ⅰ)
No.28	－ (－)	－ (－)	－ (－)
No.29	－ (－)	－ (－)	－ (－)
No.30	Ⅲ (Ⅰ)	Ⅲ (Ⅲ)	－ (Ⅳ)
No.31	Ⅱ (Ⅰ)	Ⅳ (Ⅰ)	－ (－)

－：未回答のため分類できず 灰字は今年度未回答

③ 利用している業務種別による分類

【目的】

- 業務種別ごとの電子契約の実施状況を確認

業務種別による分類 (A～H : 8分類)

	A	B	C	D	E	F	G	H
見積もり業務	○	○	○		○			
注文業務	○	○		○		○		
出来高業務	○		○	○			○	
大手企業群	4	0	0	0	0	0	0	0
中堅企業群	2	5	0	0	0	2	0	0
地場企業群等	1	2	0	2	0	5	0	0
全業者	7	7	0	2	0	7	0	0

※ 詳細は、次ページ参照

【考察】

- 全ての企業において、注文業務 (A,B,D,F) で電子化を実施。
 - 大手では、見積業務、注文業務、出来高業務で電子化を実施。
 - 中堅では、出来高業務の実施が少ない。
 - 地場等では、多くの企業が注文業務だけ実施している状況にあり、見積業務や出来高業務の実施が少ない。
- 中堅と地場等への業務普及の為には、意見交換会の開催が有効。

業務	大手				中堅								
	1	2	5	6	3	4	8	9	10	12	13	19	22
(1) 建築見積	建築見積依頼	×	×		×	×	×	×	△		×		×
	建築見積回答	×	×		×	×	×	×	△		×		×
(2) 設備見積	設備見積依頼	×	×		○	×	○	○	△		×		×
	設備見積回答	×	×		○	×	○	○	△		×		×
(3) 設備機器見積	設備機器見積依頼	×	×		×	×	×	×	△		×		×
	設備機器見積回答	×	×		×	×	×	×	△		×		×
(4) 購買見積	購買見積依頼	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●		●
	購買見積回答	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●		●
	見積不採用通知	●	×		×	×	●	×	△		×		×
見積業務		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○

【各社の業務ごとの実施状況】

- ：運用中
- ：社内決定済で近々運用開始(テスト運用・システム構築中を含む)
- △：計画はあるが社内決定していない
- ×

※各業務種別のうち“CI-NETで利用している業務メッセージ”に、一つでも運用中●と回答された企業は、当業務種別は電子契約を実施していることとして集計(例：No1の企業は、見積もり業務において(1)建築見積では実施していないが、(4)購買見積で実施しているため、見積業務は実施していると集計)

(5) 注文	確定注文	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	注文請け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	合意解除申込	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	合意解除承諾	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	一方的解除通知	×	●	●	×	×	●	●			×	●	×
	鑑項目合意変更申込	●	●		×	×	×	●	●	●	●	×	●
	鑑項目合意変更承諾	●	●		×	×	×	●	●	●	●	×	●
一方的打切通知		×	×		×	×	×	●	●		×	●	×
注文業務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(6) 出来高請求	出来高要請	●	×	●	×	×	×	×	△		×		×
	出来高報告	●	●	●	●	●	×	●	△		×		×
	出来高確認	●	●	●	●	●	×	●	△		×		×
	請求	●	●	●	●	●	×	●	△		×		×
	請求確認	●	●	●	●	×	×	●	△		×		×
	合意精算申込	●	×		×	×	×	●	△		×		×
	合意精算承諾	●	×		×	×	×	●	△		×		×
出来高業務		○	○	○	○	○	○	○					

グループ区分	大手				中堅							
	A	A	A	A	A	B	A	F	B	B	F	B

業務	地場																		
	21	25	28	29	30	31	32	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
(1) 建築見積	建築見積依頼	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
	建築見積回答	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
(2) 設備見積	設備見積依頼	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
	設備見積回答	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
(3) 設備機器見積	設備機器見積依頼	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
	設備機器見積回答	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
(4) 購買見積	購買見積依頼	●			×	×	●		×		×	×			●			×	×
	購買見積回答	●			×	×	●		×		×	×			●			×	×
	見積不採用通知	×			×	×	×		×		×	×			×			×	×
見積業務		○					○								○				

(5) 注文	確定注文	●			●	●	●		●		●	●			●			●	●
	注文請け	●			●	●	●		●		●	●			●			●	●
	合意解除申込	×			×	×	●		●		●	●			×			●	×
	合意解除承諾	×			×	×	●		●		●	●			×			●	×
	一方的解除通知	×			×	×	×		●		●	●			×			×	×
	鑑項目合意変更申込	×			×	×	●		●		●	●			●			×	×
	鑑項目合意変更承諾	×			×	×	●		●		●	●			●			×	×
一方的打切通知		×			×	×	×		●		●	●			×			×	×
注文業務		○			○	○	○		○		○	○			○			○	○

(6) 出来高請求	出来高要請	×			×	×	△		×		×	×			×			×	×
	出来高報告	×			×	×	△		●		×	×			●			×	●
	出来高確認	×			×	×	△		●		×	×			●			×	●
	請求	×			×	×	△		●		×	×			×			×	●
	請求確認	×			×	×	△		●		×	×			×			×	●
	合意精算申込	×			×	×	×		●		×	×			×			×	×
	合意精算承諾	×			×	×	×		●		×	×			×			×	×
出来高業務									○						○				○

グループ区分	地場																
	B			F	F	B		D		F	F			A			F

④ 取引業者数率、契約金額率、契約件数率の対比

【目的】

- 各社が主要協力会社と電子契約を実施しているか
- 各社が電子契約を実施している協力会社数の普及状況の推測
- 電子契約に期待される生産性の向上（業務の効率化）、及び経費の削減（収入印紙添付不要）効果の確認

(6) 取引業者数率と契約金額率の対比

【グラフの構成】

- 取引業者数率、契約金額率を対比
- 企業規模ごとに、取引業者率の高い順に表示

【考察】

- 契約金額率と取引業者率の差（契約金額率－取引業者率）が大きい場合は、1業者あたりの契約金額が大きく、主要協力会社とのみ電子契約を実施している状況と言える。
- 大手は、契約金額率が70%以上となっており、比較的多くの協力会社と多くの電子取引を実施していると言える。
- 中堅・地場等は、各社、取引業者数が少なく、今後の拡大が必要。
- 建築では多くの企業が電子契約・電子取引を実施しているが、土木は実施している企業が少ない。

→中堅・地場等および土木での、普及拡大に向けた検討を行う必要がある。

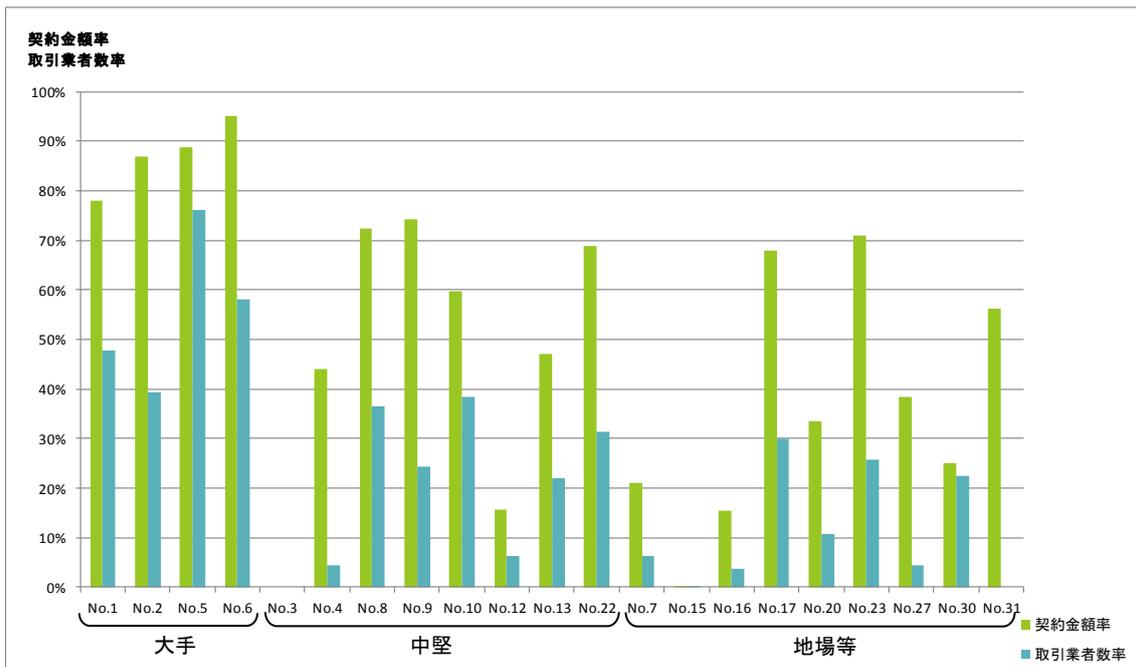


図 34 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・合計】

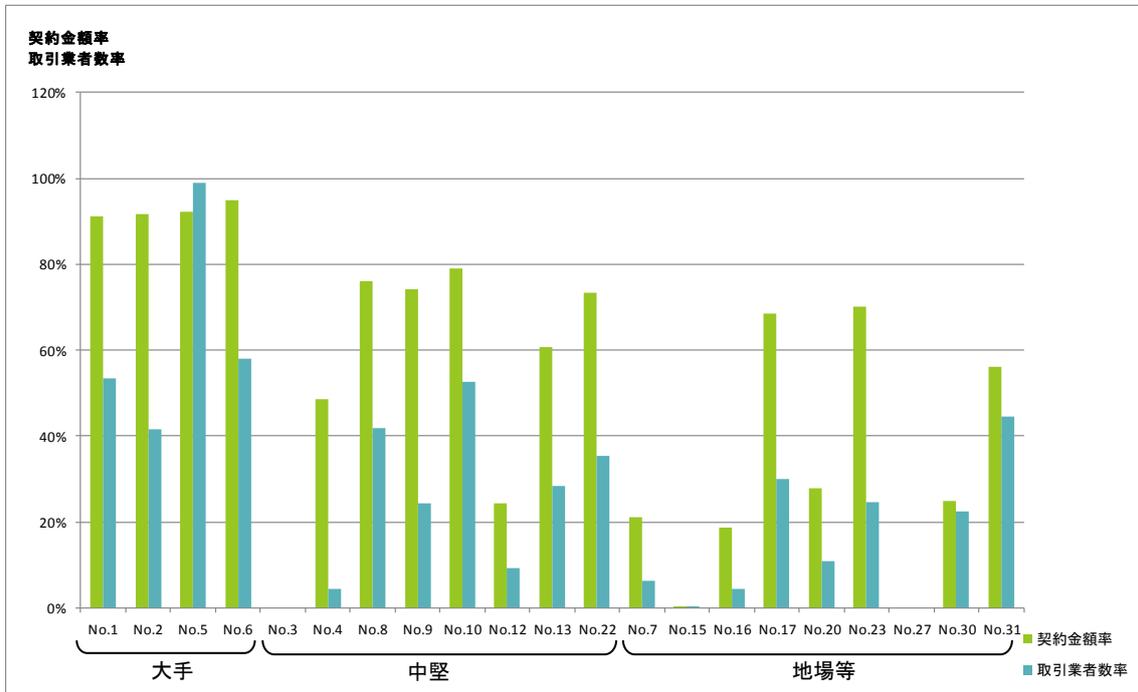


図 35 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・建築】

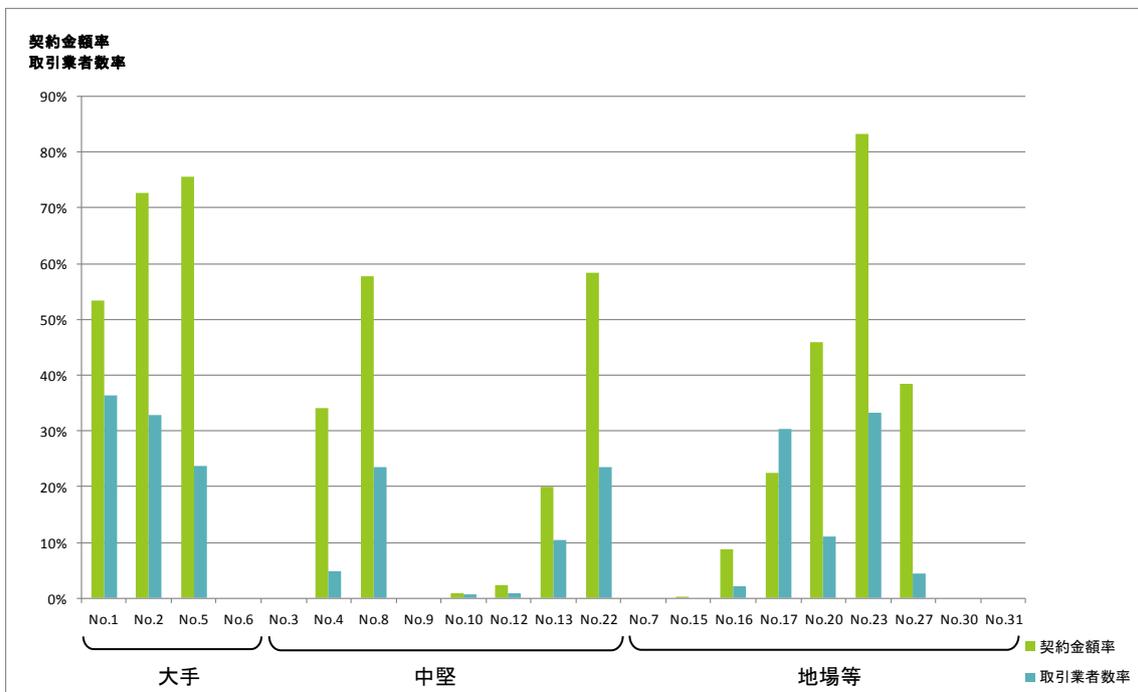


図 36 取引業者数率と契約金額率の対比【各社別・土木】

(7) 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比

【グラフの構成】

- 取引業者数率、契約金額率、契約件数率を対比
- 企業規模ごとに、取引業者率の高い順に表示

【考察】

- 大手、中堅、地場等とともに、取引業者数率が高いと契約件数率および契約金額率も高い。
 - 中堅、地場等には、契約件数率および契約金額率が取引業者数率に比べて非常に高い企業が存在する。
- 主要な取引企業と優先的に電子契約・電子取引を行っている可能性が高い。引き続き、電子契約・電子取引を行う取引企業を増やしていく必要あり。
- 土木は建築に比べて、取引業者数率、契約件数率および契約金額率が低い。
- 建築と同様、土木においても電子契約・電子取引を行う取引企業を増やしていく必要あり。

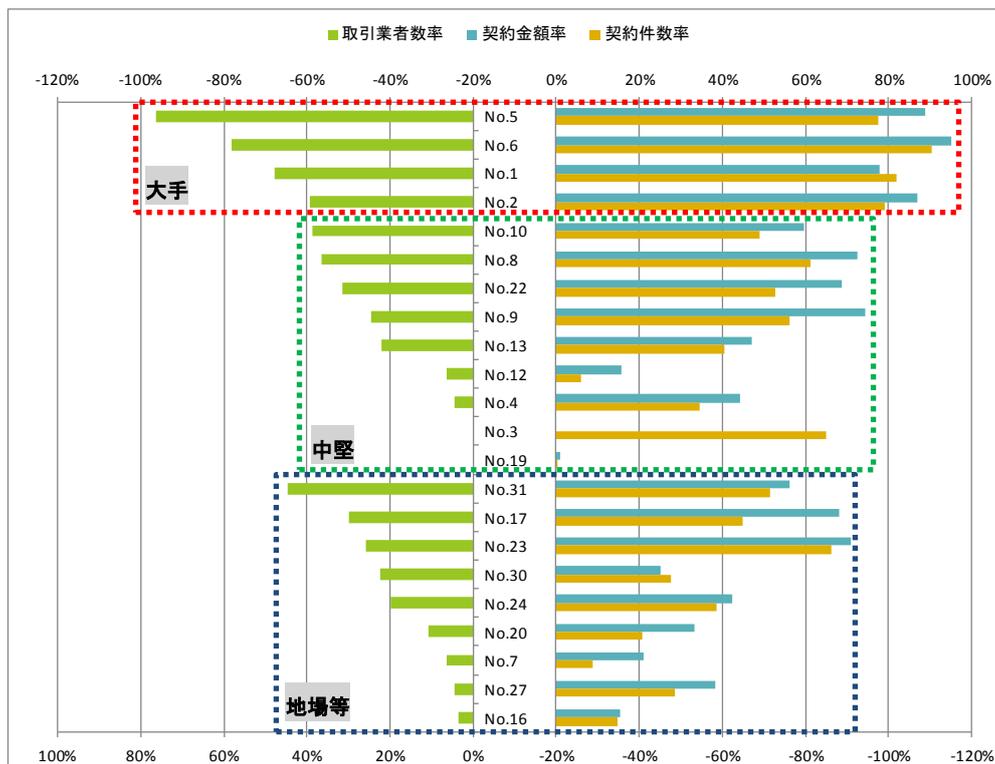


図 37 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・合計】

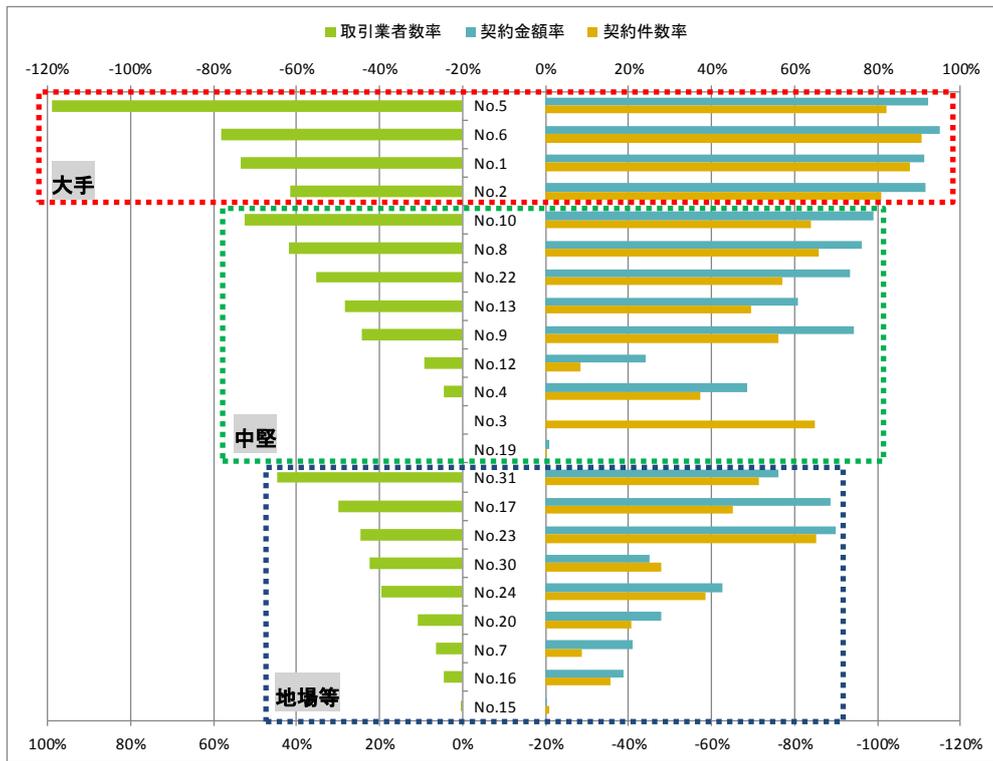


図 38 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・建築】

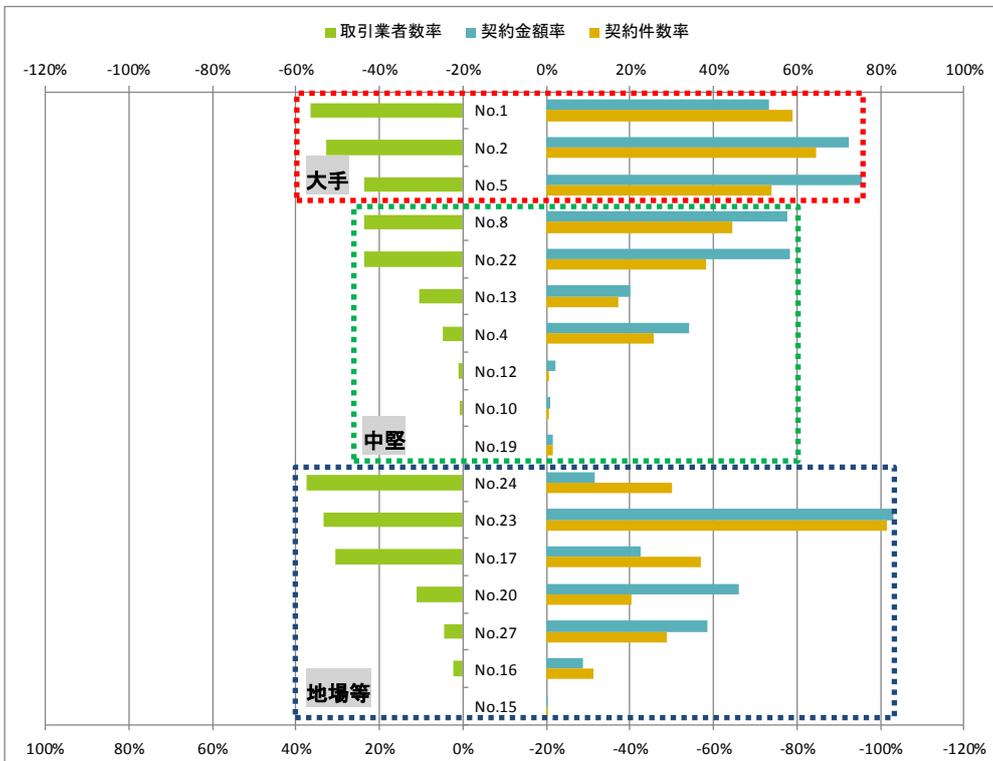


図 39 企業規模ごとにみた取引業者数率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・土木】

(8) 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比

【グラフの構成】

- 各企業を実施している業務単位毎に区分（A～G）
- 業務単位区分毎に、取引業者数率、契約金額率、契約件数率を対比
- 取引業者率の高い順に表示

	A	B	C	D	E	F	G
見積もり業務	○	○	○		○		
注文業務	○	○		○		○	
出来高業務	○		○	○			○
全業者	7	7	0	2	0	7	0

【考察】

- A区分の企業は、契約金額率、契約件数率共に、高い数値を示している。（大手企業群と中堅企業群で構成）
- B、Fの各区分については、特に傾向は見られない。

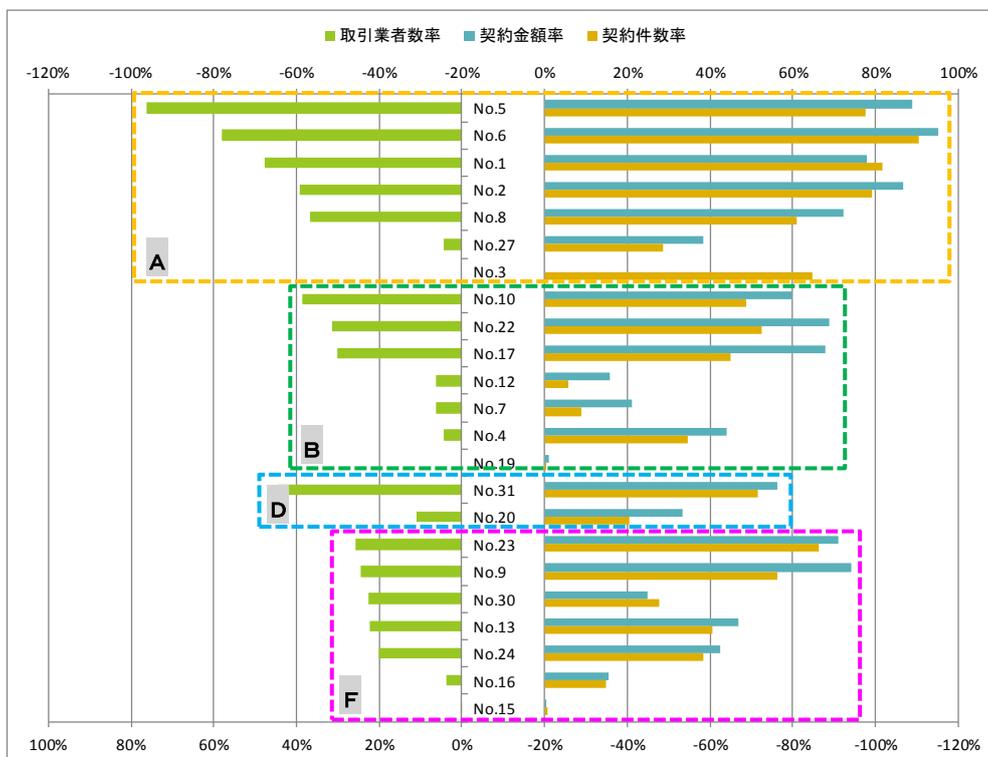


図 40 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・合計】

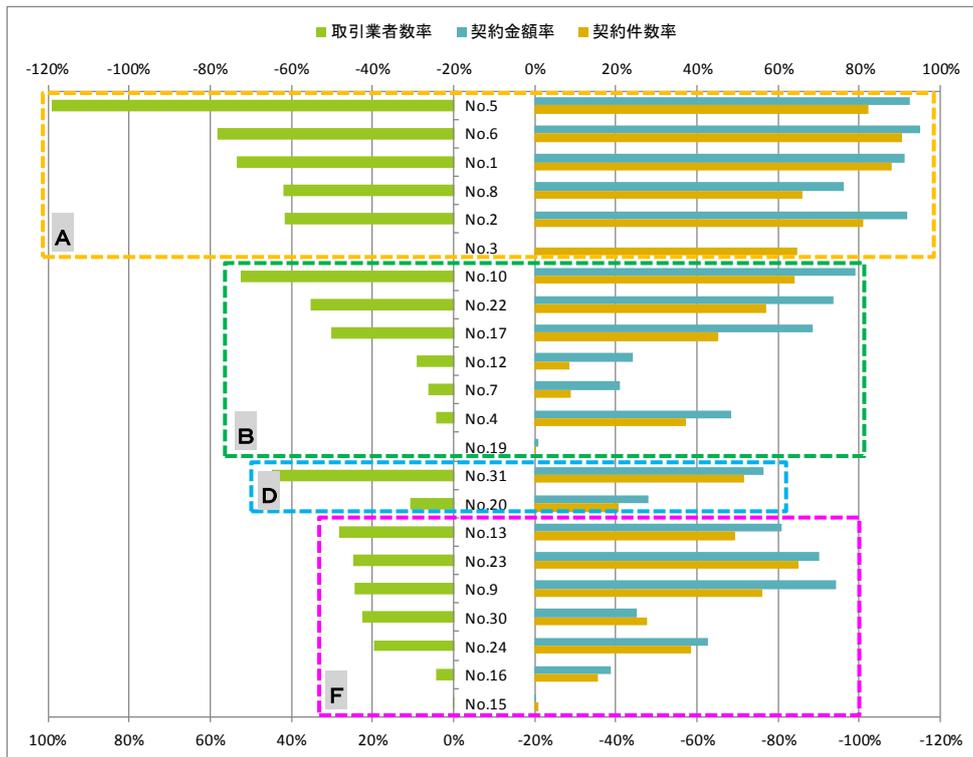


図 41 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・建築】

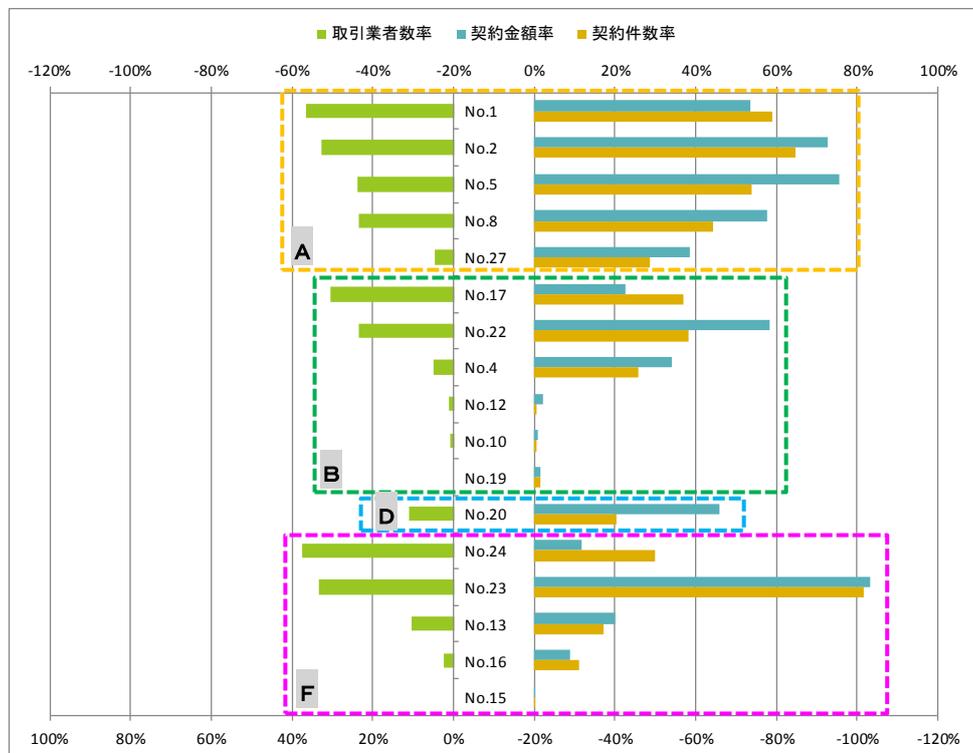


図 42 各種業務種別の電子契約状況ごとにみた取引業者率、契約金額率と契約件数率の対比【各社別・土木】

6. まとめ

- 今年度は建築と土木を分けてアンケートを実施(従来は建築と土木が混在の状況)
 - 建築に比べて土木での利用が進んでいない。
- 大手、中堅、地域企業の順で多く利用
 - 大手、中堅、地域企業ともに徐々に利用率が上昇している。
- 利用されている業務、取引業者数率、契約金額率、契約件数率の関係を整理
 - 特徴毎に分類し、それぞれの特性に応じた対応が必要。

(5) 導入のための参考資料サイト ダウンロード件数

資料名	公表	2017年度				2018年度												累計	
		1月	2月	3月	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		年度計
導入企業						・松尾建設	・前田建設		・真下建設						・東急建設				
イベント、行事等								●日建連説明会	●大阪・愛知説明会						●東京説明会				
	計	1,611	1,783	1,781	27,124	1,939	2,382	2,439	2,278	2,175	1,865	2,548	2,647	2,269	2,128	2,346	0	24,926	100,559
CI-NET導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介(一覧)	2015/07	94	90	86	983	69	115	141	120	124	113	193	177	172	155	184		1,563	3,789
建設産業における電子商取引の推進について	2011/02	35	30	60	461	105	138	133	157	175	120	189	119	97	97	132		1,462	3,198
CI-NET導入・利用概算費用表(導入タイプ別)	2013/07	77	61	60	527	82	111	92	65	107	93	133	108	122	136	123		1,172	2,583
CI-NET利用受注者の導入事例 明治大理石(大阪)	2017/01	7	14	41	169	32	46	76	66	61	85	118	127	62	77	102		852	1,021
CI-NET導入の取り組み 西松建設(東京)	2016/07	20	37	37	272	54	34	34	40	41	83	58	64	33	60	92		593	865
CI-NETにおける法定福利費の対応について(法定福利費明示方法の例示)	2015/03	69	61	80	6,553	63	110	90	62	73	103	63	70	78	66	87		865	10,120
CI-NETによる電子商取引(パンフレット)	2014/04	79	86	67	872	53	94	74	58	68	44	77	123	129	61	74		855	3,283
CI-NET導入のメリットと事例(完工高300億円)	2018/06				0			70	58	77	39	69	57	53	58	70		551	1,594
CI-NETによる電子商取引(情報化評議会)		20	40	30	233	23	25	32	30	53	54	65	58	52	41	66		499	732
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについての通知		18	11	13	111	69	102	86	105	99	76	73	65	78	63	64		880	991
電子商取引の導入・運用事例(鹿島建設)	2010/02	74	37	45	809	83	65	60	79	55	53	75	55	62	64	63		714	3,231
CI-NETの導入事例紹介 フジタ(東京)	2017/07	48	57	40	494	44	72	76	56	47	56	77	67	83	63	63		704	1,198
EDIデータの保存について『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』(電子帳簿保存法 施行規則第8条1項2号の規程 参考例)	2006/03	21	32	36	516	45	39	47	37	42	25	36	56	59	37	62		485	2,734
CI-NETの受注者導入メリット紹介	2014/04	38	67	43	623	61	80	88	49	56	43	71	60	51	67	59		685	2,925
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(安藤建設)	2011/10	19	23	25	274	30	18	50	26	33	67	49	69	46	40	51		479	1,588
CI-NET導入雛形参考例	2012/09	28	32	44	423	48	40	28	39	32	30	52	22	31	24	45		391	1,967
電子データ交換協定書(例)	2009/05	20	10	17	253	12	14	14	18	35	20	34	28	36	27	40		278	1,063
電子商取引の導入・運用事例(ハウズビルダー)	2013/08	9	4	8	93	9	9	8	32	6	6	16	17	23	15	35		176	586
国土交通省における建設業の電子商取引への取り組みについて	2012/02	46	27	21	405	37	62	53	56	30	24	42	39	26	21	31		421	1,851
スモールスタートで安価・簡易にCI-NET導入(リーフレット)	2013/03	34	15	23	322	18	36	25	16	38	13	26	27	29	24	30		282	1,271
CI-NETを活用した電子商取引のご案内	2013/10	21	52	37	370	24	40	33	30	40	24	29	35	20	15	30		320	1,519
購買EDIの導入と現状(戸田建設)	2011/02	44	32	30	732	23	18	28	31	28	19	44	44	30	38	29		332	3,017

資料名	公表	2017年度				2018年度												累計	
		2018年				2018年								2019年					
		1月	2月	3月	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		年度計
社内システムとCI-NETの連携方法(リーフレット)	2013/10	26	29	24	365	23	51	41	35	31	25	38	33	32	24	29		362	1,450
電子商取引の導入・運用事例一覧表	2016/01	25	15	15	331	22	20	20	15	18	20	27	36	58	16	27		279	1,881
電子契約の契約内容確認ツール「CLContView Ver.1.2」(操作説明書)	2010/06	16	121	56	347	61	56	29	24	25	17	18	28	10	13	27		308	1,193
電子契約の「技術的基準」と「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン	2013/10	43	53	33	507	34	81	78	48	77	14	28	28	43	34	26		491	1,889
2017年度(平成29年度)CI-NET利用状況調査結果報告	2017/10	26	24	57	209	48	28	32	22	23	28	19	13	5	26	26		270	479
受注者の導入事例 雅(大阪、建築金物)	2017/07	14	9	13	139	25	32	20	66	50	39	35	33	33	32	24		389	528
CI-NETを利用した電子商取引の導入について 総合建設業(北陸)		16	10	13	110	18	13	17	28	19	26	23	38	25	28	24		259	369
CI-NETでの外字(機種依存文字)の取扱い	2015/03	18	16	63	351	49	42	37	62	33	45	37	192	36	29	23		585	1,526
設備見積業務におけるCI-NET形式データ作成の解説 2017年12月															11	22		33	33
電子商取引導入効果シミュレーション利用者マニュアル(発注者編詳細版)	2011/07	11	11	6	151	12	7	13	9	5	7	14	13	11	9	21		121	797
CI-NET導入事例 鴻池組(大阪)		10	27	18	188	22	11	9	9	14	15	23	32	22	35	20		212	400
建設業法令遵守ガイドライン(第5版)	2017/03	18	11	22	262	13	24	20	21	20	14	25	19	18	28	20		222	484
電子的な証明書に係る有効性の確認に対する適切な措置のお願い	2018/08				0					12	17	16	10	14	20	20		109	109
CI-NET導入プレスリリース	2013/08	22	11	15	165	8	16	10	22	15	6	10	11	21	16	20		155	773
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業_北陸)	2013/08	15	7	15	199	10	15	19	33	19	11	12	22	17	13	19		190	1,421
電子契約の契約内容確認ツール「CLContView Ver.1.2」(ツール)	2010/06	12	102	45	304	85	33	19	6	2	4	3	18	2	5	19		196	1,077
2018年度(平成30年度)CI-NET発注企業における実用化実態調査報告	2018/12				0									14	33	18		65	65
電子商取引の導入・運用事例(総合建設企業)	2011/02	28	24	28	441	31	44	31	29	25	16	35	36	17	29	18		311	1,563
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業_関東)	2014/03	12	9	24	205	12	29	17	39	12	27	22	22	16	26	18		240	654
CI-NETサービス(ASP等)における発注者向け「確定注文」作成・送信画面/受注者向け「確定注文」受信閲覧画面(リーフレット)	2013/10	27	27	23	322	13	22	32	21	29	18	35	27	29	23	18		267	1,306
電子商取引の導入・運用事例(元請・下請の両面で利用)		15	18	16	243	20	24	14	12	9	10	16	13	14	16	18		166	1,124
電子商取引の導入・運用事例(ミルックス)	2012/02	13	8	12	290	12	23	32	32	17	11	23	24	17	19	17		227	1,160
CI-NETによる電子商取引	2014/04	16	21	38	208	16	19	28	16	15	15	45	33	16	18	15		236	1,096
電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編注文業務版)	2011/07	27	26	38	214	29	20	37	16	18	14	22	18	19	17	15		225	888
建設業電子商取引体験講習会テキスト(平成22年版)	2010/11	9	16	17	243	10	22	33	20	16	17	23	16	22	12	15		206	1,090
CI-NETを活用した購買システムの導入事例紹介 日鉄住金環境(東京)		11	28	12	188	22	27	17	21	13	15	19	14	14	25	14		201	389
プロセス図(現行業務図・CI-NET適用時想定図・詳細版)	2011/01	4	19	3	126	14	17	19	22	13	15	9	20	18	22	14		183	760

資料名	公表	2017年度				2018年度													累計
		2018年				2018年					2019年			年度計					
		1月	2月	3月	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月	3月	
CI-NET導入ガイド	2016/01	22	18	25	339	25	30	34	28	35	18	39	33	22	18	14		296	1,408
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	2011/08	13	14	2	110	3	20	7	2	14	3	4	7	10	7	14		91	531
建築積算データチェックツール(64bit対応版)		7	2	8	125	40	5	10	27	26	25	18	42	19	23	12		247	406
CI-NET導入事例 大洋建設(神奈川)	2017/01	13	10	6	121	14	12	12	25	16	8	25	23	13	21	12		181	302
電子商取引の導入・運用事例(鴻池組)													26	20	12				
電子商取引の導入・運用事例(地域建設企業 中部)	2014/03	11	7	9	121	10	16	8	17	14	15	14	14	14	13	12		147	416
建設産業における電子商取引発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順冊子	2007/06	5	11	12	114	5	17	8	9	11	7	15	16	11	10	12		121	586
電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例)		14	9	12	147	8	8	8	19	18	7	17	22	17	27	11		162	410
CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	2004/06	7	11	7	112	7	8	9	7	9	3	8	11	13	11	11		97	518
CI-NET導入事例 三井デザインテック(東京)		11	7	11	87	10	26	23	15	11	16	22	18	7	5	11		164	251
CI-NETコードVer1.7変換支援ツール														6	5	11			
建設工事の電子契約についての解説「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	2002/02	10	13	3	114	10	8	4	5	4	6	11	7	12	2	11		80	600
建設業法令遵守ガイドライン(第5版)新旧対比表	2017/03	10	7	5	147	7	8	8	10	11	5	9	15	11	12	10		106	253
「建設業電子商取引(CI-NET)導入検討事例集」の公開	2011/07	14	16	6	132	9	18	14	6	12	5	17	10	9	8	10		118	615
電子商取引の導入・運用事例(五洋建設)	2012/02	11	7	3	110	7	5	8	16	8	6	19	16	4	6	10		105	533
電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編詳細版)	2011/07	16	20	40	167	23	22	27	11	12	21	19	15	17	19	9		195	693
異なるASPを利用する企業間でのCI-NETを利用した電子商取引の実現に向けて	2005/03	8	9	7	95	5	8	3	7	4	6	6	9	16	5	9		78	458
請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説	2005/03	7	5	8	128	5	6	8	13	12	9	8	6	10	1	9		87	587
プロセス図(現行業務図・CI-NET適用時想定図)	2012/09	4	12	17	137	21	23	9	11	10	9	15	12	8	10	8		136	790
CI-NET導入に伴う社内システム修正内訳(事例)	2013/02	11	4	7	87	7	13	5	10	5	3	8	9	9	8	8		85	524
建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン	2001/03	7	21	26	134	20	20	15	9	13	8	10	14	14	7	8		138	558
消費税率変更に伴うCI-NETの対応例	2013/08	2	2	7	46	3	3	1	3	2	1	5	9	8	15	7		57	318
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン	2005/03	15	5	15	156	14	15	16	10	21	14	24	7	8	9	7		145	697

2019年度 情報化評議会(CI-NET) 資料1-2

2019年4月4日

資料名	公表	2017年度				2018年度													累計
		2018年			年度計	2018年												年度計	
		1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
建築積算データチェックツール	2012/03	1	5	4	75	5	3	3	2	4	4	6	10	5	3	7		52	513
建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル	2004/09	9	6	6	86	3	3	3	8	3	3	8	15	7	9	6		68	397
建設業電子商取引 導入支援「勉強会」のご紹介	2012/12	10	3	6	98	7	9	7	8	6	2	10	7	13	5	6		80	594
建設業における法令遵守の徹底(パンフレット)	2011/04	8	14	10	113	6	9	9	5	3	3	14	15	5	11	5		85	576
建設業法令遵守の推進	2012/02	5	5	5	65	5	8	5	6	9	3	9	10	10	5	3		73	488
CI-NETの規約理解促進のために	2011/03	6	10	5	98	3	4	6	7	2	4	5	13	6	5	2		57	398
平成29年度CI-NET発注企業における実用化実態調査報告	2017/10	14	9	3	86	11	11	12	20	21	9	9	14	14				121	207
CI-NETコードVer1.7変換支援ツール(zp)	2017/05	11	5	11	131	8	10	6	8	6	6	8	12					64	195
平成29年度CI-NET利用状況調査結果報告													10						
電子商取引説明会案内 平成27年11月東京					0													0	1,043
CI-NET 利用者の1万社突破のお知らせ					412													0	3,147
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(フジタ)	2011/10				203													0	1,908
建設業法令遵守ガイドライン(第4版)	2012/07				6													0	465
CI-NET利用状況調査報告書	2014/08				134													0	450
CI-NETを活用した電子商取引説明会(愛知 2018/7/11(水)、大阪 2018/7/12(木)いずれも15:00)のご案内	2018/06				0			116	96	3								215	215
CI-NETを活用した電子商取引説明会 仙台会場(2017.12.15(金)15:00)		74	56	46	297	45	90	73										208	505
CI-NETを活用した電子商取引説明会 東京会場(2017/11.5(水)、20(月)、いずれも15:00)					397													0	397
法定福利費の内訳明示についてのヒアリング報告					322													0	738
CI-NET電子商取引説明会 2017/07/13(木)大阪会場、14(金)愛知会場					180													0	180
電子商取引説明会案内 平成28年11月東京					89													0	283
電子商取引説明会案内 平成28年7月愛知、大阪、新潟	2016/06				0													0	67
電子商取引説明会案内 平成27年7月愛知、大阪					0													0	623

8.1.2. 設備見積 WG

(1) 設備見積拾い区分(中項目区分) DRAFT IV(最終版) 採番

赤字: DRAFTⅢ(2017年5月時点)からの変更箇所

設備見積拾い基準 中項目区分 CI-NET DRAFT IV【I電気設備中項目】

(※は、屋外の項目)

【採番検討(案): 凡例】
 1位(2桁): 棟ゾーン分類 2位(1桁): 同詳細
 3位(1桁): 予備 4位(1桁): 工種
 5位(1桁): 予備 6位(2桁): 中項目
 7位(1桁): 予備 8位(2桁): 同詳細
 9位(1桁): 予備

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書 標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位	※1				
1	1	x	x	x	0	1	0	0	1	0	0	0	0	電力共用設備		※1	構内配電線路	
1	1	x	x	x	0	1	0	0	1	0	0	1	0	引込開閉器		(1)	電力引き込み	
2	2	x	x	x	0	1	0	0	1	0	0	2	0	電力引込設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。			
3	3	x	x	x	0	1	0	0	1	0	0	3	0	構内電力線路設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。			
2	2	x	x	x	0	1	0	0	2	0	0	0	0	受変電設備		5	受変電設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	0	2	0	0	1	0	特高受変電設備	変電設備の盤間渡り配線含む			
2	2	x	x	x	0	1	0	0	2	0	0	2	0	高圧受変電設備	変電設備の盤間渡り配線含む			
3	3	x	x	x	0	1	0	0	3	0	0	0	0	発電機設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める。自家発電機を含む	7	発電設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	0	3	0	0	1	0	発電機		(1)	自家発電(原動機)配管配線を含む。	
2	2	x	x	x	0	1	0	0	3	0	0	2	0	オイルタンク	オイル配管、同ポンプを含む			
4	4	x	x	x	0	1	0	0	4	0	0	0	0	コージェネレーション設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める			
																6	電力貯蔵設備	
5	5	x	x	x	0	1	0	0	5	0	0	0	0	直流電源設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める	(1)	直流電源	
6	6	x	x	x	0	1	0	0	6	0	0	0	0	CVCF/UPS設備	一次側・二次側の配管配線は幹線設備に含める	(2)	交流無停電電源	
7	7	x	x	x	0	1	0	0	7	0	0	0	0	太陽光発電設備		7	発電設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	0	7	0	0	1	0	一次側幹線設備	PCSから受変電設備までの配管配線	(2)	太陽光発電	
2	2	x	x	x	0	1	0	0	7	0	0	2	0	発電機器設備	二次側配線を含む			
8	8	x	x	x	0	1	0	0	8	0	0	0	0	監視制御設備		19	中央監視制御設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	0	8	0	0	1	0	中央監視設備				
2	2	x	x	x	0	1	0	0	8	0	0	2	0	電力監視設備				
3	3	x	x	x	0	1	0	0	8	0	0	3	0	絶縁監視設備				
9	9	x	x	x	0	1	0	0	9	0	0	0	0	幹線設備		1	電灯設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	0	9	0	0	1	0	高圧幹線設備	高圧分岐盤、高圧機器への幹線を含む	(1)	電灯幹線	
2	2	x	x	x	0	1	0	0	9	0	0	2	0	低圧動力幹線設備(ケーブル)	低圧分岐盤を含む	2	動力設備	
3	3	x	x	x	0	1	0	0	9	0	0	3	0	低圧動力幹線設備(バス)		(1)	(1)動力幹線	

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書 標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
															スタクト)			
	4	x	x	x	0	1	0	0	9	0	0	4	0	低圧電灯幹線設備 (ケーブル)	低圧分岐盤を含む			
	5	x	x	x	0	1	0	0	9	0	0	5	0	低圧電灯幹線設備 (バスダクト)				
10	10	x	x	x	0	1	0	1	0	0	0	0	0	非常コンセント設備				
11	11	x	x	x	0	1	0	1	1	0	0	0	0	接地設備	統合接地を含む			
12	12	x	x	x	0	1	0	1	2	0	0	0	0	動力設備		2	動力設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	1	2	0	0	1	0	動力盤類	動力盤・電灯動力盤(設計図により13-1電灯盤類に区分)・電源盤・警報盤・SPD・インバータ	(2)	動力分岐	
2	2	x	x	x	0	1	0	1	2	0	0	2	0	動力設備(盤類除く)	三相手元開閉器を含む			
13	13	x	x	x	0	1	0	1	3	0	0	0	0	電灯コンセント設備		1	電灯設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	1	3	0	0	1	0	電灯盤類	分電盤・SPD、電灯動力盤は原則12-1動力盤類に分類	(2)	電灯分岐	
2	2	x	x	x	0	1	0	1	3	0	0	2	0	コンセント設備	"単相手元開閉器・設備機器(エアコン、ファン等)用単相電源を含む	(3)	コンセント分岐	
3	3	x	x	x	0	1	0	1	3	0	0	3	0	一般照明配線設備	スイッチ類を含む			
4	4	x	x	x	0	1	0	1	3	0	0	4	0	非常照明配線設備				
	5	x	x	x	0	1	0	1	3	0	0	5	0	誘導灯配線設備				
14	14	x	x	x	0	1	0	1	4	0	0	0	0	照明器具設備				
1	1	x	x	x	0	1	0	1	4	0	0	1	0	照明器具設備	配管配線は13-3コンセント設備に分類			
2	2	x	x	x	0	1	0	1	4	0	0	2	0	非常照明設備	配管配線は13-4非常照明誘導灯設備に分類			
3	3	x	x	x	0	1	0	1	4	0	0	3	0	誘導灯設備	配管配線は13-4非常照明誘導灯設備に分類。誘導標識を含む			
15	15	x	x	x	0	1	0	1	5	0	0	0	0	外灯設備	配管配線を含む、外構工事に含めるときは外出しにする。	※1 (2)	構内配電線路 外灯	
16	16	x	x	x	0	1	0	1	6	0	0	0	0	照明制御設備		1	電灯設備	
17	17	x	x	x	0	1	0	1	7	0	0	0	0	演出照明設備	外装照明、舞台照明、大空間照明など	(2)	電灯分岐	
1	1	x	x	x	0	1	0	1	7	0	0	1	0	演出照明器具				
2	2	x	x	x	0	1	0	1	7	0	0	2	0	演出照明配線設備				
18	18	x	x	x	0	1	0	1	8	0	0	0	0	航空障害灯設備	配管配線を含む			
19	19	x	x	x	0	1	0	1	9	0	0	0	0	ヘリポート灯設備	配管配線を含む			
20	20	x	x	x	0	1	0	2	0	0	0	0	0	防災設備		18	火災報知設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	2	0	0	0	1	0	自動火災報知設備	受信機、感知器、配管配線	(1)	自動火災報知	
2	2	x	x	x	0	1	0	2	0	0	0	2	0	防排煙制御設備	機器、配管配線	(2)	自動閉鎖	

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書 標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
3	20 3	x	x	x	0	1	0	2	0	0	0	3	0	ガス漏れ警報設備	機器、配管配線	(4)	ガス漏れ火災報知	
	4	x	x	x	0	1	0	2	0	0	0	4	0	非常電話設備				
4	5	x	x	x	0	1	0	2	0	0	0	5	0	総合操作盤設備	総合操作盤及び申請費	(1)	自動火災報知	
21	21	x	x	x	0	1	0	2	1	0	0	0	0	弱電共用設備		※2	構内通信線路	
1	1	x	x	x	0	1	0	2	1	0	0	1	0	弱電引込設備		(1)	通信引込み	
2	2	x	x	x	0	1	0	2	1	0	0	2	0	弱電共用線路設備	ケーブルラックなど、他の弱電設備と共用の配線路	8	構内情報通信設備	
3	3	x	x	x	0	1	0	2	1	0	0	3	0	統合ネットワーク設備				
4	4	x	x	x	0	1	0	2	1	0	0	4	0	構内弱電線路設備	外構工事に含めるときは、外出しにする。	※2 (2)	構内通信線路 通信	
22	22	x	x	x	0	1	0	2	2	0	0	0	0	電話設備		9	構内交換設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	2	2	0	0	1	0	電話配管設備	MDF, IDF、弱電用端子盤を含む、弱電共用線路設備は含まない			
2	2	x	x	x	0	1	0	2	2	0	0	2	0	電話幹線配線設備				
3	3	x	x	x	0	1	0	2	2	0	0	3	0	電話二次側配線設備	IDF2 次側配線			
4	4	x	x	x	0	1	0	2	2	0	0	4	0	電話機器設備	交換機含む			
23	23	x	x	x	0	1	0	2	3	0	0	0	0	LAN 設備		8	構内情報通信設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	2	3	0	0	1	0	LAN 配管設備				
2	2	x	x	x	0	1	0	2	3	0	0	2	0	LAN 幹線配線設備				
3	3	x	x	x	0	1	0	2	3	0	0	3	0	LAN 二次側配線設備				
4	4	x	x	x	0	1	0	2	3	0	0	4	0	LAN 機器設備				
24	24	x	x	x	0	1	0	2	4	0	0	0	0	テレビ共聴設備		14	テレビ共同受信設備	
	24 1	x	x	x	0	1	0	2	4	0	0	1	0	テレビ共聴配管設備				
	24 2	x	x	x	0	1	0	2	4	0	0	2	0	テレビ共聴配線設備				
	24 3	x	x	x	0	1	0	2	4	0	0	3	0	テレビ共聴機器設備				
25	25	x	x	x	0	1	0	2	5	0	0	0	0	放送設備		12	拡声設備	
	25 1	x	x	x	0	1	0	2	5	0	0	1	0	放送配管設備				
	25 2	x	x	x	0	1	0	2	5	0	0	2	0	放送配線設備		13	誘導支援設備	
	25 3	x	x	x	0	1	0	2	5	0	0	3	0	放送機器設備		(1)	音声誘導	
26	26	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	0	0	映像・音響設備		11	映像・音響設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	1	0	映像配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	2	0	映像配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	3	0	映像機器設備				
2	4	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	4	0	音響配管設備				
	5	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	5	0	音響配線設備				
	6	x	x	x	0	1	0	2	6	0	0	6	0	音響機器設備				
3	27	x	x	x	0	1	0	2	7	0	0	0	0	情報表示設備	デジタルサイネージ	10	情報表示設備	
	1	x	x	x	0	1	0	2	7	0	0	1	0	情報表示配管設備		(1)	マルチサイン	
	2	x	x	x	0	1	0	2	7	0	0	2	0	情報表示配線設備		(2)	出退表示	

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書 標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
	3	x	x	x	0	1	0	2	7	0	0	3	0	情報表示機器設備				
27	28	x	x	x	0	1	0	2	8	0	0	0	0	インターホン設備		13	(2) 誘導支援設備 インターホン	
	1	x	x	x	0	1	0	2	8	0	0	1	0	インターホン配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	2	8	0	0	2	0	インターホン配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	2	8	0	0	3	0	インターホン機器設備				
28	29	x	x	x	0	1	0	2	9	0	0	0	0	トイレ呼出設備	ナースコールに接続されるものはナースコール設備に含める	13	(3) 誘導支援設備 トイレ等呼出	
	1	x	x	x	0	1	0	2	9	0	0	1	0	トイレ呼出配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	2	9	0	0	2	0	トイレ呼出配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	2	9	0	0	3	0	トイレ呼出機器設備				
29	30	x	x	x	0	1	0	3	0	0	0	0	0	ナースコール設備				
	1	x	x	x	0	1	0	3	0	0	0	1	0	ナースコール配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	3	0	0	0	2	0	ナースコール配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	3	0	0	0	3	0	ナースコール機器設備				
30	31	x	x	x	0	1	0	3	1	0	0	0	0	I T V設備		15	監視カメラ設備	
	1	x	x	x	0	1	0	3	1	0	0	1	0	I T V配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	3	1	0	0	2	0	I T V配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	3	1	0	0	3	0	I T V機器設備				
31	32	x	x	x	0	1	0	3	2	0	0	0	0	機械警備設備		17	防犯・入退室管理設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	3	2	0	0	1	0	機械警備配管設備		(1)	防犯	
2	2	x	x	x	0	1	0	3	2	0	0	2	0	機械警備配線設備				
3	3	x	x	x	0	1	0	3	2	0	0	3	0	機械警備機器設備				
32	33	x	x	x	0	1	0	3	3	0	0	0	0	入退室管理設備		17	防犯・入退室管理設備	
1	1	x	x	x	0	1	0	3	3	0	0	1	0	入退室管理配管設備		(2)	入退室管理	
2	2	x	x	x	0	1	0	3	3	0	0	2	0	入退室管理配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	3	3	0	0	3	0	入退室管理機器設備				
	4	x	x	x	0	1	0	3	3	0	0	4	0	セキュリティゲート設備				
33	34	x	x	x	0	1	0	3	4	0	0	0	0	駐車管制設備		16	駐車場管理設備	
	1	x	x	x	0	1	0	3	4	0	0	1	0	駐車管制配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	3	4	0	0	2	0	駐車管制配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	3	4	0	0	3	0	駐車管制機器設備				
34	35	x	x	x	0	1	0	3	5	0	0	0	0	時計設備		10	(3) 情報表示設備 時計表示	
	1	x	x	x	0	1	0	3	5	0	0	1	0	時計配管設備				
	2	x	x	x	0	1	0	3	5	0	0	2	0	時計配線設備				
	3	x	x	x	0	1	0	3	5	0	0	3	0	時計機器設備				
35	36	x	x	x	0	1	0	3	6	0	0	0	0	避雷設備		4	雷保護設備	
36	37	x	x	x	0	1	0	3	7	0	0	0	0	無線通信補助設備				
37	38	x	x	x	0	1	0	3	8	0	0	0	0	撤去関連	撤去工事	20	発生材処理 ※3 発生材処理	

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書 標準書式		
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位						
*1	*1															上記に記載のない項目		※	テレビ電場障害防 除 同設備 別項 目
62	50	x	x	x	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	単独接地				
59	51	x	x	x	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0	生産用幹線設備				
1	1	x	x	x	0	1	0	5	1	0	0	1	0	0	高圧幹線設備				
2	2	x	x	x	0	1	0	5	1	0	0	2	0	0	低圧幹線設備				
60	52	x	x	x	0	1	0	5	2	0	0	0	0	0	生産用動力設備				
65	55	x	x	x	0	1	0	5	5	0	0	0	0	0	PDU 設備		3	電熱設備	
66	56	x	x	x	0	1	0	5	6	0	0	0	0	0	PDF 設備				
68	57	x	x	x	0	1	0	5	7	0	0	0	0	0	UPS2 次側配線設備				
63	60	x	x	x	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	集中検針設備				
51	61	x	x	x	0	1	0	6	1	0	0	0	0	0	電気式床暖房設備				
64	62	x	x	x	0	1	0	6	2	0	0	0	0	0	電気自動車充電設備				
56	63	x	x	x	0	1	0	6	3	0	0	0	0	0	融雪設備				
58	65	x	x	x	0	1	0	6	5	0	0	0	0	0	手術室設備				
57	66	x	x	x	0	1	0	6	6	0	0	0	0	0	アイソレーションユニット 設備				
53	70	x	x	x	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	舞台照明設備				
54	71	x	x	x	0	1	0	7	1	0	0	0	0	0	舞台吊物機構設備				
55	72	x	x	x	0	1	0	7	2	0	0	0	0	0	舞台音響設備				
67	75	x	x	x	0	1	0	7	5	0	0	0	0	0	高感度感知器設備	(iDC 関連建物向け)			
50	80	x	x	x	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	テレビ電波障害対策設備	(iDC 関連建物向け)			
52	81	x	x	x	0	1	0	8	1	0	0	0	0	0	携帯電話不感知対策設備	(iDC 関連建物向け)			
61	82	x	x	x	0	1	0	8	2	0	0	0	0	0	生産用 LAN 設備	(iDC 関連建物向け)			
	*2														復旧工事、移設工事				
	*3														集合住宅案件(寮・ビジネス ホテル等含む)	上記 1~36 に含めるか、 37 撤去関連工事として分 類するか物件により判断			

赤字: DRAFTⅢ (2017年5月時点) からの変更箇所

【採番検討(案): 凡例】
 1位(2桁): 棟ゾーン分類 2位(1桁): 同詳細
 3位(1桁): 予備 4位(1桁): 工種
 5位(1桁): 予備 6位(2桁): 中項目
 7位(1桁): 予備 8位(2桁): 同詳細
 9位(1桁): 予備

設備見積拾い基準 中項目区分 CI-NET DRAFT IV (案) 【Ⅱ衛生設備中項目】

(※は、屋外の項目)

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
1	1	x	x	x	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	衛生器具設備	ユニットトイレは建築との工事区分による 電気温水器は 7.3 給湯機器設備 (局所式) に計上	5	衛生器具設備
2	2	x	x	x	0	2	0	0	2	0	0	0	0	屋内上水給水設備	屋上は屋内とする	6	給水設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	0	2	0	0	1	0	屋内上水水槽	水槽ポンプ一体型を含む	(1)	給水設備	
2	2	x	x	x	0	2	0	0	2	0	0	2	0	屋内上水ポンプ		(2)	仮設工事	
3	3	x	x	x	0	2	0	0	2	0	0	3	0	屋内上水給水配管			注) 他の設備も同様に作成する	
3	3	x	x	x	0	2	0	0	3	0	0	0	0	屋内外中水給水設備	工水は 60 に分類			
1	1	x	x	x	0	2	0	0	3	0	0	1	0	屋内中水水槽	水槽ポンプ一体型を含む			
2	2	x	x	x	0	2	0	0	3	0	0	2	0	屋内中水ポンプ				
2	3	x	x	x	0	2	0	0	3	0	0	3	0	屋内外中水給水配管				
4	4	x	x	x	0	2	0	0	4	0	0	0	0	加湿給水設備	衛生・空調の区分は、設計図による			
1	1	x	x	x	0	2	0	0	4	0	0	1	0	加湿給水機器				
2	2	x	x	x	0	2	0	0	4	0	0	2	0	加湿給水配管				
5	5	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	0	0	屋外上水給水設備	外壁以降、機器、散水栓を含む	※1	給水設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	1	0	屋外上水水槽	水槽ポンプ一体型を含む			
2	2	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	2	0	屋外上水ポンプ				
3	3	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	3	0	屋外上水配管				
4	4	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	4	0	本管接続				
	5	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	5	0	本管接続負担金・加入金				
5	6	x	x	x	0	2	0	0	5	0	0	6	0	散水設備				
6	6	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	0	0	屋内外中水給水設備	外壁以降、機器、散水栓を含む。 井水は 55、工水は 60 に分類			
1	1	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	1	0	屋内外中水水槽	水槽ポンプ一体型を含む			
2	2	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	2	0	屋内外中水ポンプ				
3	3	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	3	0	屋内外中水配管				

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
4	4	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	4	0	本管接続				
	5	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	5	0	本管接続負担金・加入金				
5	6	x	x	x	0	2	0	0	6	0	0	6	0	散水設備	雨水利用を原則とする			
7	7	x	x	x	0	2	0	0	7	0	0	0	0	給湯設備	中央式と局所式を区分 太陽熱設備は67に分類	8	給湯設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	0	7	0	0	1	0	給湯機器設備(中央式)				
2	2	x	x	x	0	2	0	0	7	0	0	2	0	給湯配管設備(中央式)				
3	3	x	x	x	0	2	0	0	7	0	0	3	0	給湯機器設備(局所式)	電気温水器を含む			
4	4	x	x	x	0	2	0	0	7	0	0	4	0	給湯配管設備(局所式)				
8	8	x	x	x	0	2	0	0	8	0	0	0	0	屋内排水通気設備	ディスポーザーは68に分類	7	排水設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	0	8	0	0	1	0	屋内排水機器設備	グリーストラップを含む			
2	2	x	x	x	0	2	0	0	8	0	0	2	0	屋内排水ポンプ設備				
3	3	x	x	x	0	2	0	0	8	0	0	3	0	屋内排水通気配管設備				
9	9	x	x	x	0	2	0	0	9	0	0	0	0	屋外排水設備	外壁以降、機器を含む	※2	排水設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	0	9	0	0	1	0	屋外排水機器設備	水槽ポンプ一体型を含む			
2	2	x	x	x	0	2	0	0	9	0	0	2	0	屋外排水配管設備				
3	3	x	x	x	0	2	0	0	9	0	0	3	0	本管接続				
	4	x	x	x	0	2	0	0	9	0	0	4	0	本管接続負担金				
10	10	x	x	x	0	2	0	1	0	0	0	0	0	屋内雨水排水設備	建築工事との工事区分による			
1	1	x	x	x	0	2	0	1	0	0	0	1	0	屋内雨水排水機器設備	排水ポンプ、ナイフゲート弁を含む(弁の衛生・空調区分は、設計図による)			
2	2	x	x	x	0	2	0	1	0	0	0	2	0	屋内雨水排水配管設備				
11	11	x	x	x	0	2	0	1	1	0	0	0	0	屋外雨水排水設備	建築工事との工事区分による 外壁以降、機器を含む			
1	1	x	x	x	0	2	0	1	1	0	0	1	0	屋外雨水排水機器設備	排水ポンプ等を含む			
2	2	x	x	x	0	2	0	1	1	0	0	2	0	屋外雨水排水配管設備				
3	3	x	x	x	0	2	0	1	1	0	0	3	0	本管接続				
	4	x	x	x	0	2	0	1	1	0	0	4	0	本管接続負担金				
12	12	x	x	x	0	2	0	1	2	0	0	0	0	ガス設備		10	ガス設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	1	2	0	0	1	0	低圧ガス設備		※3	ガス設備	
2	2	x	x	x	0	2	0	1	2	0	0	2	0	中圧ガス設備	ガバナの2次側配管は低圧を含む	(1)	都市ガス設備	
3	3	x	x	x	0	2	0	1	2	0	0	3	0	ガス安全システム		(2)	液化石油ガス設備	

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事に訳書標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
13	13	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	0	0	消火設備	申請手続費を含む	9	消火設備	
1	1	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	1	0	消火器設備				
2	2	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	2	0	屋内消火栓設備		(1)	屋内消火栓設備	
3	3	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	3	0	屋外消火栓設備				
4	4	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	4	0	連結送水管設備		(2)	連結送水管	
5	5	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	5	0	スプリンクラー設備		(4)	スプリンクラー設備	
6	6	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	6	0	連結散水設備		(3)	連結散水設備	
7	7	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	7	0	移動式粉末消火設備				
8	8	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	8	0	泡消火設備		(6)	泡消火設備	
9	9	x	x	x	0	2	0	1	3	0	0	9	0	ガス消火設備	不活性ガス消火設備(N2、CO2、IG)、ハロゲン化物、消火設備毎に作成	(5)	不活性ガス消火設備	
10	10	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	0	0	フードダクト消火設備				
	11	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	1	0	放水型スプリンクラー				
	12	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	2	0	ドレンチャー				
	13	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	3	0	水噴霧				
	14	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	4	0	固定式粉末消火				
	15	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	5	0	放水銃				
	16	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	6	0	消防用水池				
	17	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	7	0	その他消火設備(1)				
	18	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	8	0	その他消火設備(2)				
	19	x	x	x	0	2	0	1	3	0	1	9	0	その他消火設備(3)				
	20	x	x	x	0	2	0	1	3	0	2	0	0	その他消火設備(4)				
14	14	x	x	x	0	2	0	1	4	0	0	0	0	自動灌水装置設備	建築工事との工事区分による給水管分岐以降枝管のバルブ・センサー・配管等灌水設備を含む			
15	15	x	x	x	0	2	0	1	5	0	0	0	0	水処理(雑用水)設備	中水用処理機器			
16	16	x	x	x	0	2	0	1	6	0	0	0	0	排水処理設備	最終放流までを含む 酸、アルカリ、RI 他			
1	1	x	x	x	0	2	0	1	6	0	0	1	0	医療排水処理設備				
2	2	x	x	x	0	2	0	1	6	0	0	2	0	RI排水処理設備				
3	3	x	x	x	0	2	0	1	6	0	0	3	0	生産・実験排水処理設備				
17	17	x	x	x	0	2	0	1	7	0	0	0	0	厨房除害設備	最終放流までを含む			
18	18	x	x	x	0	2	0	1	8	0	0	0	0	浄化槽設備	最終放流までを含む	※4	浄化槽設備	
19	19	x	x	x	0	2	0	1	9	0	0	0	0	厨房器具設備		11	厨房機器設備	
20	20	x	x	x	0	2	0	2	0	0	0	0	0	循環濾過設備	浴槽、プール循環他、用途毎に作成			

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位	12			※5	
21	21	x	x	x	0	2	0	2	1	0	0	0	0	撤去関連工事	撤去工事	12	※5	撤去工事 撤去工事
*1	*1													上記に記載のない項目	希にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する			
55	50	x	x	x	0	2	0	5	0	0	0	0	0	井戸設備				
65	51	x	x	x	0	2	0	5	1	0	0	0	0	蒸気配管設備				
66	52	x	x	x	0	2	0	5	2	0	0	0	0	オイル配管設備				
59	55	x	x	x	0	2	0	5	5	0	0	0	0	生産・実験機器設備				
60	56	x	x	x	0	2	0	5	6	0	0	0	0	生産・実験給水設備				
1	1	x	x	x	0	2	0	5	6	0	0	1	0	屋内上水				
2	2	x	x	x	0	2	0	5	6	0	0	2	0	屋内工水				
3	3	x	x	x	0	2	0	5	6	0	0	3	0	屋外上水				
4	4	x	x	x	0	2	0	5	6	0	0	4	0	屋外工水				
61	57	x	x	x	0	2	0	5	7	0	0	0	0	生産・実験排水設備				
1	1	x	x	x	0	2	0	5	7	0	0	1	0	屋内排水				
2	2	x	x	x	0	2	0	5	7	0	0	2	0	屋外排水				
62	58	x	x	x	0	2	0	5	8	0	0	0	0	生産・実験ガス設備				
1	1	x	x	x	0	2	0	5	8	0	0	1	0	低圧ガス設備				
2	2	x	x	x	0	2	0	5	8	0	0	2	0	中圧ガス設備				
3	3	x	x	x	0	2	0	5	8	0	0	3	0	ガス安全システム				
63	60	x	x	x	0	2	0	6	0	0	0	0	0	特殊ガス設備				
64	61	x	x	x	0	2	0	6	1	0	0	0	0	純水設備				
54	65	x	x	x	0	2	0	6	5	0	0	0	0	医療ガス設備				
58	66	x	x	x	0	2	0	6	6	0	0	0	0	気送管設備				
56	70	x	x	x	0	2	0	7	0	0	0	0	0	圧縮空気設備				
1	1	x	x	x	0	2	0	7	0	0	0	1	0	圧縮空気機器設備				
2	2	x	x	x	0	2	0	7	0	0	0	2	0	圧縮空気配管設備				
69	71	x	x	x	0	2	0	7	1	0	0	0	0	中央式ガス温水暖房設備	設備内容により適宜、衛生・空調に計上(一般的にTES) ※各地域のガス会社によって名称は異なる			
67	72	x	x	x	0	2	0	7	2	0	0	0	0	給湯太陽熱設備				
57	73	x	x	x	0	2	0	7	3	0	0	0	0	機械浴槽・個別浴槽設備				
68	74	x	x	x	0	2	0	7	4	0	0	0	0	ディスポーザー設備	ディスポーザー周りの配管を含む			
50	75	x	x	x	0	2	0	7	5	0	0	0	0	ごみ処理設備	コンパクト			
51	76	x	x	x	0	2	0	7	6	0	0	0	0	水景設備				
52	77	x	x	x	0	2	0	7	7	0	0	0	0	融雪設備				
53	80	x	x	x	0	2	0	8	0	0	0	0	0	バリデーション				

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式		
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位						
	*2															復旧工事、移設工事	上記1～36に含めるか、37撤去関連工事として分類するか物件により判断		
	*3															集合住宅案件（寮・ビシ ^ネ 社 ^ホ 等含む）	上記項目を共用部・専有部で分ける		

赤字：DRAFTⅢ（2017年5月時点）からの変更箇所

【採番検討(案)：凡例】

1位(2桁)：棟ゾーン分類 2位(1桁)：同詳細
 3位(1桁)：予備 4位(1桁)：工種
 5位(1桁)：予備 6位(2桁)：中項目
 7位(1桁)：予備 8位(2桁)：同詳細

設備見積拾い基準 中項目区分 CI-NET DRAFT IV (案) 【Ⅲ空調設備中項目】

(※は、屋外の項目)

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位					
1	1	x	x	x	0	3	0	0	1	0	0	0	0	熱源設備	ポンプなどの補機類も含む	1	空気調和設備	
	1	x	x	x	0	3	0	0	1	0	0	1	0	熱源機器設備	機器断熱工事、煙道を含む	(1)	機器設備	
	2	x	x	x	0	3	0	0	1	0	0	2	0	熱源用配管設備	熱源機器からヘッダーの一次側までを含む			
	3	x	x	x	0	3	0	0	1	0	0	3	0	DHC 関連設備	一次側配管及び熱交換器まで			
2	2	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	0	0	空調機器設備		1	空気調和設備	
	1	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	1	0	空調機器設備 (AHU、OHU)		(1)	機器設備	
	2	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	2	0	空調機器設備 (FCU)				
	3	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	3	0	空調機器設備 (デシカント)				
	4	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	4	0	空調機器設備 (個別式EHP)				
	5	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	5	0	空調機器設備 (個別式GHP)				
	6	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	6	0	全熱交換器設備 (直膨式 EHP・GHP)	熱源、コイルのないものは、5.全熱交換器設備に計上 ※継続検討			
	7	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	7	0	水熱源 HP 設備				
	8	x	x	x	0	3	0	0	2	0	0	8	0	その他機器設備				
3	3	x	x	x	0	3	0	0	3	0	0	0	0	空調ダクト設備		1	空気調和設備	
	1	x	x	x	0	3	0	0	3	0	0	1	0	CAV/VAV 設備		(2)	ダクト設備	
	2	x	x	x	0	3	0	0	3	0	0	2	0	ダクト設備	消音エルボはダクト設備を含む			
	3	x	x	x	0	3	0	0	3	0	0	3	0	消音設備	建築工事との工事区分による空調機器サイレンサーも含む			
4	4	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	0	0	空調配管設備		1	空気調和設備	
	1	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	1	0	冷水配管設備		(3)	配管設備	
	2	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	2	0	温水配管設備		(4)	総合調整	
	3	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	3	0	冷温水配管設備				
	4	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	4	0	冷却水配管設備				
	5	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	5	0	蒸気配管設備	空調・衛生の区分は、設計図による			
	6	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	6	0	加湿給水配管設備	空調・衛生の区分は、設計図による			
	7	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	7	0	冷却塔補給水配管設備				
	8	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	8	0	冷媒配管設備	室内外機二次側渡り配線			

旧番号	新番号	採番検討(案)													項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式		
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位						
																	を含む		
9	9	x	x	x	0	3	0	0	4	0	0	9	0			排水配管設備			
10	10	x	x	x	0	3	0	0	4	0	1	0	0			高温水配管設備			
11	11	x	x	x	0	3	0	0	4	0	1	1	0			ブライン配管設備			
12	12	x	x	x	0	3	0	0	4	0	1	2	0			熱源水配管設備	水熱源 HP 用配管		
13	13	x	x	x	0	3	0	0	4	0	1	3	0			油配管(燃料用)			
5	5	x	x	x	0	3	0	0	5	0	0	0	0			全熱交換器設備	※継続検討		
1	1	x	x	x	0	3	0	0	5	0	0	1	0			全熱交換器機器設備	熱源、コイルのあるものは、2.空調機器設備に計上		
2	2	x	x	x	0	3	0	0	5	0	0	2	0			全熱交換器ダクト設備			
6	6	x	x	x	0	3	0	0	6	0	0	0	0			換気機器設備		2	換気設備
1	1	x	x	x	0	3	0	0	6	0	0	1	0			一般換気機器		(1)	機器設備
2	2	x	x	x	0	3	0	0	6	0	0	2	0			脱臭装置	床置、壁掛、天吊 等		
3	3	x	x	x	0	3	0	0	6	0	0	3	0			その他機器			
7	7	x	x	x	0	3	0	0	7	0	0	0	0			換気ダクト設備	換気機器用ダンパーを含む 厨房用、駐車場用は用途表記	2	換気設備
1	1	x	x	x	0	3	0	0	7	0	0	1	0			CAV/VAV		(2)	ダクト設備
2	2	x	x	x	0	3	0	0	7	0	0	2	0			ダクト設備	消音エルボはダクト設備に含む	(3)	総合調整
3	3	x	x	x	0	3	0	0	7	0	0	3	0			消音設備	建築工事との工事区分による 換気機器サイレンサーも含む		
8	8	x	x	x	0	3	0	0	8	0	0	0	0			特殊換気設備	酸、アルカリ等の局所排気、プール、クリーンルーム、エアシャワー、トラフトチャンパー、スクラパー等		
1	1	x	x	x	0	3	0	0	8	0	0	1	0			特殊換気機器設備			
2	2	x	x	x	0	3	0	0	8	0	0	2	0			特殊換気ダクト設備			
9	9	x	x	x	0	3	0	0	9	0	0	0	0			排煙設備		3	排煙設備
1	1	x	x	x	0	3	0	0	9	0	0	1	0			排煙機器設備		(1)	機器設備
2	2	x	x	x	0	3	0	0	9	0	0	2	0			排煙ダクト設備	排煙口、開放装置を含む	(2)	ダクト設備
																		(3)	総合調整
10	10	x	x	x	0	3	0	1	0	0	0	0	0			自動制御設備	インバーターを含む	4	自動制御設備
11	11	x	x	x	0	3	0	1	1	0	0	0	0			中央監視設備			
12	12	x	x	x	0	3	0	1	2	0	0	0	0			床冷暖房設備			
13	13	x	x	x	0	3	0	1	3	0	0	0	0			その他空調設備			
14	14	x	x	x	0	3	0	1	4	0	0	0	0			撤去関連工事	撤去工事		

旧番号	新番号	採番検討(案)												項目	備考	公共建築工事内訳書標準書式	
		1位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	6位	7位	8位	8位	9位				
*1	*1													上記に記載のない項目	希にあるコストインパクトの大きい設備はリスト化し、上記項目には含めず、各々項目を作成する		
54	50	x	x	x	0	3	0	5	0	0	0	0	0	生産用熱源機器設備			
55	51	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	0	0	生産用熱源配管設備			
1	1	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	1	0	冷水配管設備			
2	2	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	2	0	温水配管設備			
3	3	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	3	0	冷温水配管設備			
4	4	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	4	0	冷却水配管設備			
5	5	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	5	0	蒸気配管設備			
6	6	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	6	0	冷却塔補給水配管設備			
7	7	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	7	0	排水配管設備			
8	8	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	8	0	高温水配管設備			
9	9	x	x	x	0	3	0	5	1	0	0	9	0	ブライン配管設備			
10	10	x	x	x	0	3	0	5	1	0	1	0	0	熱源水配管設備			
11	11	x	x	x	0	3	0	5	1	0	1	1	0	油配管(燃料用)			
58	60	x	x	x	0	3	0	6	0	0	0	0	0	中央式ガス温水暖房設備	設備内容により適宜、衛生・空調に計上(一般的にTES) ※各地域のガス会社によって名称は異なる		
53	61	x	x	x	0	3	0	6	1	0	0	0	0	手術室空調設備			
56	62	x	x	x	0	3	0	6	2	0	0	0	0	冷蔵庫・冷凍庫設備			
57	63	x	x	x	0	3	0	6	3	0	0	0	0	大型脱臭装置	厨房用などのダクト接続型		
50	70	x	x	x	0	3	0	7	0	0	0	0	0	融雪設備			
52	71	x	x	x	0	3	0	7	1	0	0	0	0	環境モニタリング設備			
51	80	x	x	x	0	3	0	8	0	0	0	0	0	バリデーション			
	*2													復旧工事、移設工事	上記1～36に含めるか、37撤去関連工事として分類するか物件により判断		
	*3													集合住宅案件(寮・ビジネスホテル等含む)	上記項目を共用部・専有部で分ける		

(2) 建設資機材コード Ver. 1.80 (統合版)

標準BP Ver.1.5		資機材コードVer.1.60		新Ver.1.80		標準BP Ver.1.3(1.32)		国土交通省受託	
分野	大分類	分野	大分類	分野	大分類	分野	大分類	分野	大分類
10 共通資材	10 塗料 20 仮設	10 共通資材 (335)	20 仮設 30 基礎・地業	10 共通資材 (335)	80 鉄骨 20 仮設	10 共通資材 (335)	20 仮設	10 共通資材 (2965)	10 塗料 20 仮設
20 土木資材	05 河川・砂防・ダム 10 道路・舗装	20 土木資材 (489)	10 道路・舗装	20 土木資材 (489)	無 10 河川・砂防・ダム 10 道路・舗装	20 土木資材 (489)	無 10 河川・砂防・ダム 10 道路・舗装	20 土木資材 (2950)	05 河川・砂防・ダム 10 道路・舗装
30 建築資材	05 組積 10 石材 15 タイル							30 建築資材 (1814)	無 組積 10 石材 15 タイル
40 電気設備	05 配線 10 管路材・ダクト 20 配電機器 30 照明器具	40 電気設備 (3120)	05 配線 10 管路材・ダクト 20 配電機器 30 照明器具	40 電気設備 (6617)	5 配線 10 管路材・ダクト 20 配電機器 30 照明器具	40 電気設備 (3123)	05 配線 10 管路材・ダクト 20 配電機器 30 照明器具	40 電気設備 (0)	無 配線 無 管路材・ダクト 無 配電機器 無 照明器具
50 機械設備	05 機器設備 10 ダクト設備	50 機械設備 (1897)	05 機器設備 30 衛生・防災設備	50 機械設備 (1843)	05 機器設備 10 ダクト設備	50 機械設備 (1843)	05 機器設備 10 ダクト設備	50 機械設備 (0)	無 機器設備 無 ダクト設備
60 建設機械・工具	10 建設機械 20 機械工具	60 建設機械・工具 (381)	10 建設機械 20 機械工具	60 建設機械・工具 (381)	10 建設機械 20 機械工具	60 建設機械・工具 (381)	10 建設機械 20 機械工具	60 建設機械・工具 (1302)	10 建設機械 20 機械工具
63 公害防止・環境保全・用土資材	10 公害防止・環境保全材	63 公害防止・環境保全・用土資材 (7)	10 公害防止・環境保全材	63 公害防止・環境保全・用土資材 (7)	10 公害防止・環境保全材	63 公害防止・環境保全・用土資材 (7)	10 公害防止・環境保全材	63 公害防止・環境保全・用土資材 (122)	無 公害防止・環境保全材
90 工事費・外注	05 共通工事費 10 土木工事費 20 建築工事費	90 工事費 (228)	10 土木工事費 40 電気設備工事 50 機械設備工事	90 工事費・外注 (228)	無 共通工事費 10 土木工事費 無 建築工事費	90 工事費・外注 (228)	無 共通工事費 10 土木工事費 無 建築工事費	91 土木工事費 (389) 92 建築工事費 (5293)	01~ 河川・海岸・砂防・道路他 08 共通仮設・仮設・地業他
98 その他		98 その他 (9)		98 その他 (9)		98 その他 (9)		80 各種料金 (89) 98 その他 (0)	10 賃金
計 6,466		計 6,466		計 6,415		計 6,415		計 14,924	

【主な変更点】
・「50機械設備」項目の見直し(追加および削除)
・「セパレータ」と以降の表現を削除(参考としては残っている)

【主な変更点】
・「30照明器具」の追加

Ver.1.6をベースとして、Ver.1.7を追加。
Ver.1.7(案)を作成

分野	大分類
40 電気設備	5 配線
計 6,617	

国土交通省受託業務で作成した、土木資材・建築資材・土木工事費・建築工事費等を加える。
③・④(検討課題)

「分野90工事費」はVer.1.60引用。

国土交通省受託のみのコードは追加。

国土交通省受託のみのコードは追加。
(例: 05河川・砂防・ダム)

Ver.1.60のみのコードは追加。
Ver.間で名称が異なるものは最新のVer.の名称に。(Ver.1.70を正に)

Ver.1.32のみのコードは追加。
(例: 10ダクト設備)

国土交通省受託のみのコードは追加。
(小分類が多い)

分野名が異なるため、Ver.1.60を正に。
(公害防止・環境保全・用土資材)
国土交通省受託のみのコードは追加。

「分野80各種料金」は国土交通省受託のみであるが追加。

図 43 建設資機材コード対比表

8.2. 標準委員会

8.2.1. 標準 BPWG

8.2.1.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコル 改善要求（2018年度分）

(1) B-2016-002：データ交換協定書、B-2016-003：データ交換運用マニュアル

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2016-002)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2018年 5月 29日	受 信 日 年 月 日
会 社 名	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名 標準委員会／標準 BPWG	
担当者名	
TEL:	
連 絡 先	
FAX:	
件 名 電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) および電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) 運用マニュアル (参考例) の改訂	
◎ 改善要求内容 (問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)	
【要求内容】	
データ交換協定書および運用マニュアルについて、以下のとおり改訂することを要求する。	
(1) 改訂対象	
① 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)	
② 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に運用マニュアル (参考例)	
(2) 改訂内容	
以下のとおり、データ交換協定書および運用マニュアルともに、「基本契約」を追加した	

記載に変更する。

- ① 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)

<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.6 P. 130~140>

変更前	(記載省略)
変更後	「別紙 8.2.2. LiteS 規約 WG (1) 電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) および電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) 運用マニュアル (運用仕様書と改称) (参考例)」参照

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

CI-NET にて取り扱う取引情報に「基本契約」が追加されたことを受けて、「電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)」および「電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に運用マニュアル (参考例)」の改訂を行った。

【既存ユーザ等への影響】

データ交換協定書および運用マニュアルの変更については、CI-NET にて基本契約を取り交わすユーザに対して十分に周知を図る必要がある。既に基本契約に係る取引情報交換サービスの提供を開始している ASP サービスもあることから、早急に改訂および公表を行う必要がある。

(b) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年5月29日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 1. 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) 2. 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に運用マニュアル (参考例)
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	△ CI-NET にて基本契約の交換を行うユーザ各社において、データ交換協定書および運用マニュアルの変更が必要となる。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ CI-NET にて基本契約の交換を行うユーザ各社において、データ交換協定書および運用マニュアルの変更が必要となる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目		チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	一部の EDI サービスにおいて、既に基本契約に係る取引情報の交換サービスが提供開始されているため、データ交換協定書および運用マニュアルの改訂についても早急に周知されるべきである。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(2) B-2017-004 : データ項目「本文」の新設

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2017-004)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2018年 ■月 ■日	受 信 日 年 月 日
会 社 名	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名 標準 BPWG、LiteS 規約 WG	
担当者名	
TEL:	
連 絡 先	
FAX:	
件 名 データ項目「本文」の新設	
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)	
<p>【要求内容】</p> <p>基本契約業務を行うため、以下のデータ項目を新設することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象</p> <p>・ [1428] 本文</p> <p>(2) 改訂内容</p> <p>以下の箇所について、【CR 別添①】 および【CR 別添②】 のとおり改訂する。</p> <p><標準 BP Ver.1.5→Ver.1.7></p> <p>「2.4 データ項目定義およびマトリックス。」 (p.54-p.83)</p> <p>「2.5 標準メッセージ一覧表」 (p.84-p.173)</p>	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月)において、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体の対応が取り纏められ、その対応策の一つとして、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が示された。これに対応して、大手総合工事業者各社では、取引先数千社と基本契約書を結び直したことから、膨大な人手を要する事態が生じた。今後も、法制度等の改正に対応して、契約書の再締結が必要となるケースがあると考えられることから、基本契約書の取り交わし業務におけるCI-NETの適用について検討することが提案された。

これを受けて、以下の2通りの方法で基本契約書の取り交わし業務を行うことが決定され、これに伴い、明細行に「約款」を設定するためのデータ項目を新設する改訂を行う必要が生じた。

- ・「注文・注文請けメッセージ」(既存)を用いる方法
- ・「基本契約メッセージ」(新設)を用いる方法

なお、平成28年度に、基本契約書の取り交わし業務における「注文・注文請けメッセージ」の適用運用ルール(案)を作成済みであり、基本契約メッセージの新設は平成29年度に確定予定であるが、「注文・注文請けメッセージ」(既存)を用いた基本契約書の取り交わし業務は、「基本契約メッセージ」が新設されるまでの仮運用との位置付けであり、「基本契約メッセージ」が新設された後は、基本契約書の取り交わし業務は「基本契約メッセージ」(新設)を用いる方法に一本化する。

明細行に「約款」を設定するためのデータ項目を新設することにより、従来、「注文・注文請けメッセージ」にファイル添付していた約款のデータ保管容量も削減可能となることが期待される。

【既存ユーザ等への影響】

データ項目の新設となるため、発注者と受注者間の合意により利用の可否を取り決めることが可能である。(本改訂に係るシステム改修等はユーザの任意である。)

(b) チェックリスト

(No. B-2017-004) (No. L-2017-004)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年5月29日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 基本契約書等の約款を交換する際に利用することを目的として、データ項目に「本文」を新設する。
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	△ データ項目「本文」は基本契約書等の約款を交換する際に利用することを想定して新設するものである。基本契約書の取り交わしは従来書面で行っているため、メッセージを用いて取り交わす運用に変更する場合は、「データ交換協定書」や「運用マニュアル」の見直しが必要である。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 広く利用されているデータ項目の追加である。また、追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による	

チェック項目		チェック	指摘事項等
	対応可否の検討有無	/	
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	従来は注文メッセージに添付していた「約款」を帳票出力するために、レイアウトを定める必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	約款添付によりデータ保管料の負担が大きくなっていることから、即時対応されることが望ましい。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

2019年4月4日

(3) B-2017-006：打切精算区分のコード追加、B-2017-007：消費税計算区分のコード追加、B-2017-008：明細データ属性コードの追加

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2017-006)

(No. B-2017-007)

(No. B-2017-008)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2018年 12月 19日	受 信 日 年 月 日
会 社 名	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名 標準 BPWG	
担当者名	
TEL:	
連 絡 先	
FAX:	
件 名 打切精算区分の新設／消費税計算区分の新設／明細データ属性コードの追加	
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)	
【要求内容】	
以下のとおり改訂することを要求する。	
(1) 改訂対象	
[1317]打切精算区分コード… (No. B-2017-006)	
[1318]消費税計算区分コード… (No. B-2017-007)	
[1288]明細データ属性コード… (No. B-2017-008)	
(2) 改訂内容	
以下のとおり変更する。	
<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.6 P. 174>	

変更前

<本文>

3. CI-NET 標準データコード (CD)

「CI-NET 標準データコード」とは、メッセージを処理するにあたって必要な情報をコード化し、標準化したものである。標準ビジネスプロトコルを利用する全ての企業は、CI-NET 標準データコードを使用しなければならない。

表 1 CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】

CI-NET No.	タグ No.	項目名	属性	桁数 (注)	コードの本節での参照箇所
20	2	情報区分コード	X	4	3.1 情報区分コード
40	4	発注者コード	X	12	3.2 標準企業コード
50	5	受注者コード	X	12	
80	9	訂正コード	X	1	3.3 訂正コード
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
480	1005	J V工事フラグ	X	1	3.6 J V工事フラグ
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
810	1138	取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
820	1049	施工者・納入者コード	X	12	3.2 標準企業コード
1110	1074	運送者コード	X	12	
1180	1312	出来高査定方式識別コード	X	1	3.9 出来高査定方式識別コード
1190	57	消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
1200	59	課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
1230	1084	補助数量計単位	K	6	3.12 単位コード
1250	1086	明細数量計単位	K	6	
1560	1314	請求完了区分コード	X	1	3.13 請求完了区分コード
1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	3.14 出来高・請求・立替査定結果コード
1580	1316	請求確認コード	X	1	3.15 請求確認コード
3000	1200	明細コード	X	50	3.16 明細コード
3010	1294	階層レベル	9	2	3.17 階層レベル

3020	1295	階層内通し番号	9	4	3.18 階層内通し番号
3030	1288	明細データ属性コード	X	1	3.19 明細データ属性コード
3040	1289	補助明細コード	X	2	3.20 補助明細コード
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
3090	1287	明細別材工共コード	X	2	3.21 明細別材工共コード
3170	1279	建設資機材コード	X	40	3.22 建設資機材コード
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2	3.23 コード送信側変換結果コード
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2	3.24 コード受信側変換結果コード
3210	1405	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3.25 C-CADEC 機器分類コード
3270	1283	配管用途コード	X	2	3.26 配管用途コード
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3.27 建設資機材メーカー／型番コード
3290	1285	施工区分コード	X	6	3.28 施工区分コード
3340	1209	使用期間単位	K	6	3.12 単位コード
3360	1217	補助数量単位	K	6	
3380	1219	明細数量単位	K	6	
3390	1220	明細別消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
3400	1286	明細別運賃コード	X	2	3.29 明細別運賃コード
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
3520	1413	明細別変更コード	X	1	3.30 明細別変更コード
4130	1426	明細別 CI-NET コード	X	1	3.31 明細別 CI-NET 区分コード
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1	3.32 請求出来高立替控除区分コード
5080	1509	CAD データ／属性データ区分	X	1	3.33 CAD データ／属性データ区分コード
5090	1510	CAD データ形式コード	X	1	3.34 CAD データ形式コード
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1	3.35 データ圧縮識別コード

(注) X 属性の場合、1文字=1バイト。K 属性の場合、1文字=2バイト

下表では、CI-NET 標準データコードに関して各コードに対応するデータ項目名について整理、提示している。

表 2 CI-NET 標準データコード一覧表【コード順】

コード	属性	桁数 (注)	CI-NET No.	タク No.	データ項目名
3.1 情報区分コード	X	4	20	2	情報区分コード
3.2 標準企業コード	X	12	40	4	発注者コード
			50	5	受注者コード

			820	1049	施工者・納入者コード
			1110	1074	運送者コード
3.3 訂正コード	X	1	80	9	訂正コード
3.4 建設業許可区分・登録コード	K	20	440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード
			590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード
3.5 建設業許可工事業種	K	12	450	1167	受注者建設業許可工事業種
			600	1171	発注者建設業許可工事業種
3.6 J V工事フラグ	X	1	480	1005	J V工事フラグ
3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
3.8 取引区分コード	X	5	810	1138	取引区分コード
			3080	1203	明細別取引区分コード
3.9 出来高査定方式識別コード	X	1	1180	1312	出来高査定方式識別コード
3.10 消費税コード	X	1	1190	57	消費税コード
			3390	1220	明細別消費税コード
3.11 課税分類コード	X	1	1200	59	課税分類コード
			3410	1221	明細別課税分類コード
3.12 単位コード	K	6	1230	1084	補助数量計単位
			1250	1086	明細数量計単位
			3340	1209	使用期間単位
			3360	1217	補助数量単位
			3380	1219	明細数量単位
3.13 請求完了区分コード	X	1	1560	1314	請求完了区分コード
3.14 出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード
3.15 請求確認コード	X	1	1580	1316	請求確認コード
3.16 明細コード	X	50	3000	1200	明細コード
3.17 階層レベル	9	2	3010	1294	階層レベル
3.18 階層内通し番号	9	4	3020	1295	階層内通し番号
3.19 明細データ属性コード	X	1	3030	1288	明細データ属性コード
3.20 補助明細コード	X	2	3040	1289	補助明細コード
3.21 明細別材工共コード	X	2	3090	1287	明細別材工共コード
3.22 建設資機材コード	X	40	3170	1279	建設資機材コード
3.23 コード送信側変換結果コード	X	2	3180	1280	コード送信側変換結果コード
3.24 コード受信側変換結果コード	X	2	3200	1282	コード受信側変換結果コード
3.25 C-CADEC 機器分類コード	X	40	3210	1405	C-CADEC 機器分類コード
3.26 配管用途コード	X	2	3270	1283	配管用途コード

3.27 建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード
3.28 施工区分コード	X	6	3290	1285	施工区分コード
3.29 明細別運賃コード	X	2	3400	1286	明細別運賃コード
3.30 明細別変更コード	X	1	3520	1413	明細別変更コード
3.31 明細別 CI-NET 区分コード	X	1	4130	1426	明細別 CI-NET コード
3.32 請求出来高立替控除区分コード	X	1	4140	1427	請求出来高立替控除区分コード
3.33 CAD データ／属性データ区分コード	X	1	5080	1509	CAD データ／属性データ区分
3.34 CAD データ形式コード	X	1	5090	1510	CAD データ形式コード
3.35 データ圧縮識別コード	X	1	5220	1523	データ圧縮識別コード

(注) X 属性の場合、1文字=1バイト。K 属性の場合、1文字=2バイト

...

3.19 明細データ属性コード

明細データ属性コードは、タグNo.[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコードである。

3.19.1 明細データ属性コードの属性・文字数

明細データ属性コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.19.2 明細データ属性コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3030] タグNo. [1288] : 「明細データ属性コード」

3.19.3 明細データ属性コードリスト

- 「0」・・・総括明細データ
- 「1」・・・見積条件等（見積条件）
- 「2」・・・見積条件等（メーカーリスト）
- 「3」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「4」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「5」・・・内訳明細データ

「E」・・・エレメント親行

「B」・・・別紙親行

「Q」・・・代価親行

注) 自由採番・・・見積条件等の内容で、特に指定したい属性があれば、取引の当事者が、合意の上で自由に採番して使用することができる番号。

・・・

変更後

<本文>

3. CI-NET 標準データコード (CD)

「CI-NET 標準データコード」とは、メッセージを処理するにあたって必要な情報をコード化し、標準化したものである。標準ビジネスプロトコルを利用する全ての企業は、CI-NET 標準データコードを使用しなければならない。

表 3 CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】

CI-NET No.	タグ No.	項目名	属性	桁バイト数	コードの本節での参照箇所
20	2	情報区分コード	X	4	3.1 情報区分コード
40	4	発注者コード	X	12	3.2 標準企業コード
50	5	受注者コード	X	12	
80	9	訂正コード	X	1	3.3 訂正コード
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
480	1005	J V工事フラグ	X	1	3.6 J V工事フラグ
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
810	1138	取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
820	1049	施工者・納入者コード	X	12	3.2 標準企業コード
1110	1074	運送者コード	X	12	
1180	1312	出来高査定方式識別コード	X	1	3.9 出来高査定方式識別コード
1190	57	消費税コード	X	1	3.10 消費税コード

1200	59	課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
1230	1084	補助数量計単位	K	6	3.12 単位コード
1250	1086	明細数量計単位	K	6	
1421	1317	打切精算区分コード	X	1	3.36 打切精算区分コード
1560	1314	請求完了区分コード	X	1	3.13 請求完了区分コード
1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	3.14 出来高・請求・立替査定結果コード
1580	1316	請求確認コード	X	1	3.15 請求確認コード
3000	1200	明細コード	X	50	3.16 明細コード
3010	1294	階層レベル	9	2	3.17 階層レベル
3020	1295	階層内通し番号	9	4	3.18 階層内通し番号
3030	1288	明細データ属性コード	X	1	3.19 明細データ属性コード
3040	1289	補助明細コード	X	2	3.20 補助明細コード
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
3090	1287	明細別材工共コード	X	2	3.21 明細別材工共コード
3170	1279	建設資機材コード	X	40	3.22 建設資機材コード
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2	3.23 コード送信側変換結果コード
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2	3.24 コード受信側変換結果コード
3210	1405	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3.25 C-CADEC 機器分類コード
3270	1283	配管用途コード	X	2	3.26 配管用途コード
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3.27 建設資機材メーカー／型番コード
3290	1285	施工区分コード	X	6	3.28 施工区分コード
3340	1209	使用期間単位	K	6	3.12 単位コード
3360	1217	補助数量単位	K	6	
3380	1219	明細数量単位	K	6	
3390	1220	明細別消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
3392	1318	消費税計算区分コード	X	1	3.37 消費税計算区分コード
3400	1286	明細別運賃コード	X	2	3.29 明細別運賃コード
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
3520	1413	明細別変更コード	X	1	3.30 明細別変更コード
4130	1426	明細別 CI-NET コード	X	1	3.31 明細別 CI-NET 区分コード
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1	3.32 請求出来高立替控除区分コード
5080	1509	CAD データ／属性データ区分	X	1	3.33 CAD データ／属性データ区分コード
5090	1510	CAD データ形式コード	X	1	3.34 CAD データ形式コード
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1	3.35 データ圧縮識別コード

(注) X属性の場合、1文字=1バイト。K属性の場合、1文字=2バイト

下表では、CI-NET標準データコードに関して各コードに対応するデータ項目名について整理、提示している。

表4 CI-NET標準データコード一覧表【コード順】

コード	属性	桁バイト数	CI-NET No.	タグNo.	データ項目名
3.1 情報区分コード	X	4	20	2	情報区分コード
3.2 標準企業コード	X	12	40	4	発注者コード
			50	5	受注者コード
			820	1049	施工者・納入者コード
			1110	1074	運送者コード
3.3 訂正コード	X	1	80	9	訂正コード
3.4 建設業許可区分・登録コード	K	20	440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード
			590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード
3.5 建設業許可工事業種	K	12	450	1167	受注者建設業許可工事業種
			600	1171	発注者建設業許可工事業種
3.6 J V工事フラグ	X	1	480	1005	J V工事フラグ
3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
3.8 取引区分コード	X	5	810	1138	取引区分コード
			3080	1203	明細別取引区分コード
3.9 出来高査定方式識別コード	X	1	1180	1312	出来高査定方式識別コード
3.10 消費税コード	X	1	1190	57	消費税コード
			3390	1220	明細別消費税コード
3.11 課税分類コード	X	1	1200	59	課税分類コード
			3410	1221	明細別課税分類コード
3.12 単位コード	K	6	1230	1084	補助数量計単位
			1250	1086	明細数量計単位
			3340	1209	使用期間単位
			3360	1217	補助数量単位
3.13 請求完了区分コード	X	1	1560	1314	請求完了区分コード
			1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード
3.14 出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード
3.15 請求確認コード	X	1	1580	1316	請求確認コード
3.16 明細コード	X	50	3000	1200	明細コード

3.17 階層レベル	9	2	3010	1294	階層レベル
3.18 階層内通し番号	9	4	3020	1295	階層内通し番号
3.19 明細データ属性コード	X	1	3030	1288	明細データ属性コード
3.20 補助明細コード	X	2	3040	1289	補助明細コード
3.21 明細別材工共コード	X	2	3090	1287	明細別材工共コード
3.22 建設資機材コード	X	40	3170	1279	建設資機材コード
3.23 コード送信側変換結果コード	X	2	3180	1280	コード送信側変換結果コード
3.24 コード受信側変換結果コード	X	2	3200	1282	コード受信側変換結果コード
3.25 C-CADEC 機器分類コード	X	40	3210	1405	C-CADEC 機器分類コード
3.26 配管用途コード	X	2	3270	1283	配管用途コード
3.27 建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード
3.28 施工区分コード	X	6	3290	1285	施工区分コード
3.29 明細別運賃コード	X	2	3400	1286	明細別運賃コード
3.30 明細別変更コード	X	1	3520	1413	明細別変更コード
3.31 明細別 CI-NET 区分コード	X	1	4130	1426	明細別 CI-NET コード
3.32 請求出来高立替控除区分コード	X	1	4140	1427	請求出来高立替控除区分コード
3.33 CAD データ／属性データ区分コード	X	1	5080	1509	CAD データ／属性データ区分
3.34 CAD データ形式コード	X	1	5090	1510	CAD データ形式コード
3.35 データ圧縮識別コード	X	1	5220	1523	データ圧縮識別コード
3.36 打切精算区分コード	X	1	1421	1317	打切精算区分コード
3.37 消費税計算区分コード	X	1	3392	1318	消費税計算区分コード

(注) X 属性の場合、1文字=1バイト。K 属性の場合、1文字=2バイト

3.19 明細データ属性コード

明細データ属性コードは、タグNo.[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコードである。

3.19.1 明細データ属性コードの属性・文字バイト数

明細データ属性コードの属性はX、文字バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.19.2 明細データ属性コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3030] タグNo. [1288] : 「明細データ属性コード」

3.19.3 明細データ属性コードリスト

- 「0」・・・総括明細データ
- 「1」・・・見積条件等（見積条件）
- 「2」・・・見積条件等（メーカーリスト）
- 「3」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「4」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「5」・・・内訳明細データ
- 「9」・・・本文
- 「E」・・・エレメント親行
- 「B」・・・別紙親行
- 「Q」・・・代価親行

注) 自由採番・・・見積条件等の内容で、特に指定したい属性があれば、取引の当事者が、合意の上で自由に採番して使用することができる番号。

・・・

3.36 打切精算区分コード

打切精算区分コードは、合意打切申込・承諾情報および合意精算申込・承諾情報において使用される合意打切申込・承諾メッセージにおいて、打切、増精算、減精算のいずれであるかを示すためのコードである。

3.36.1 打切精算区分コードの属性・バイト数

打切精算区分コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.36.2 打切精算区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1421] タグNo. [1317] : 「打切精算区分コード」

3.36.3 打切精算区分コードリスト

- 「1」・・・打切
- 「2」・・・増精算
- 「3」・・・減精算

3.37 消費税計算区分コード

消費税計算区分コードは、タグNo.[1376] 明細別消費税率と組み合わせて使用する、消費税の計算方法の種類を表すコードである。

3.37.1 消費税計算区分コードの属性・文字バイト数

消費税計算区分コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.37.2 消費税計算区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3392] タグNo. [1318] : 「消費税計算区分コード」

3.37.3 消費税計算区分コードリスト

- 「1」・・・請求毎
- 「2」・・・注文毎（[1204] 明細別参照帳票No. 毎）
- 「3」・・・納品毎（[1377] 明細別参照帳票No.2 毎）
- 「4」・・・明細毎
- 「9」・・・その他（消費税額を自動計算しない）

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

(1) 打切精算区分コード

合意精算申込情報および合意精算承諾情報の新設に伴い、合意打切申込情報および合意打切承諾情報と同一メッセージである合意打切申込メッセージおよび合意打切承諾メッセージを流用する運用ルールとしたことから、打切、増精算、減精算のいずれであるかを示すためのコードを新設する必要が生じた。

(2) 消費税計算区分コード

[1376] 明細別消費税率 の追加に伴い、消費税の計算方法を表す区分を示すためのコードを新設する必要が生じた。

(3) 明細データ属性コード

明細に[1175] 特記事項、[1174] 発注者側見積・契約条件、[1069] 受注者側見積・契約条件、[1393] 約款 を新設するに伴い、明細行がこれらのいずれに該当するかを示すためのコードを[1288]明細データ属性コードに追加する必要が生じた。

【参考】**(1) 打切精算**

契約の打切とは、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点における出来高を精算し、精算以降の契約内容を無かったことにする契約措置をいう。契約の打切は、発注者、受注者の合意にもとづいて行われる場合（合意打切）と、相手方の契約違反、倒産時といった緊急の状況等に契約当事者の一方が相手方に一方的に通知する場合（一方的打切通知）とがある。

(2) 合意精算

契約の精算とは、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点までの出来高（これ以上出来高が発生しない場合を指す）をすべて精算する契約措置をいう。

合意精算業務は契約工事の最終確定段階で契約内容の変更を伴ってはいるものの一種の事務処理として取り扱うことを考えている。すなわち、契約数量等の変更があることは分かっても箇所、時期、要領等が特定できず、最終確定段階になって数量が明確になる場合等において、合意して精算を実施するような場合の利用を想定している。

なお、契約内容の変更といっても、その違いは明細情報の中で、当初想定した作業や資材の数量の微小な変更で発注者、受注者双方の合意に基づいて行われることを基本とし、これ以外の変更内容を伴う場合には、確定注文・注文請けメッセージを用いて別途追加・変更契約を締結する方法をとることが望ましい。

この精算業務を EDI にて実施するにあたっては、当事者双方が事前に精算する状況、方法などを合意して契約に記載するなどの処置を取り実施することが求められる。

【既存ユーザ等への影響】

上記はいずれも、任意項目として追加されるため、既存ユーザ等への影響は少ないと考えられる。

(b) チェックリスト

(No. B-2017-006&007&008)

**CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト**

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年1月23日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 打切精算区分のコード追加、消費税計算区分のコード追加、明細データ属性コードの追加
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。全メッセージについて、画面と帳票の変更が生じるため、システム改修度合いは高い。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	△ 打切精算区分や消費税計算区分を考慮した業務に見直し、変更する必要がある。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件	①各社の帳票出力に	帳票出力レイアウトを新たに定める必要がある。

チェック項目		チェック	指摘事項等
か	依存する項目が否か	△	
4. 二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	約款添付によりデータ保管料の負担が大きくなっていることから、即時対応されることが望ましい。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(4) B-2018-001：基本契約メッセージの新設

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2018-001)

CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日 2018年 8月 8日		受 信 日 年 月 日	
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名 標準 BPWG			
担当者名			
TEL:			
連 絡 先 FAX:			
件 名 基本契約メッセージの新設			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
基本契約メッセージの新設について、以下のとおり改訂することを要求する。			
(1) 改訂対象			
・基本契約メッセージ (新設)			
(2) 改訂内容			
以下のとおり変更する。			
<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.6 P. 56-57>			
変 更 前	<本文>		
	1.1.1. 情報区分コードリスト		
表 5 情報区分コードリスト			
	業務単位	情報種類	メッセージ
			情報区分 コード

1. 見積	1.1 建築見積依頼情報	建築見積依頼メッセージ	0305
	1.2 建築見積回答情報	建築見積回答メッセージ	0306
	1.3 設備見積依頼情報	設備見積依頼メッセージ	0303
	1.4 設備見積回答情報	設備見積回答メッセージ	0304
	1.5 設備機器見積依頼情報	設備機器見積依頼メッセージ	0307
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積回答メッセージ	0308
2. 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	購買見積依頼メッセージ	0301
	2.2 購買見積回答情報	購買見積回答メッセージ	0302
	2.3 見積不採用通知情報	見積不採用通知メッセージ	0309
3. 注文	3.1 確定注文情報	確定注文メッセージ	0502
	3.2 注文請け情報	注文請けメッセージ	0506
	3.3 鑑項目合意変更申込情報	鑑項目合意変更申込メッセージ	0503
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報	鑑項目合意変更承諾メッセージ	0507
	3.5 合意解除申込情報	合意解除申込メッセージ	0504
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除承諾メッセージ	0508
	3.7 一方的解除通知情報	一方的解除通知メッセージ	0514
	3.8 合意打切申込情報	合意打切申込メッセージ	0505
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0509
	3.10 一方的打切通知情報	一方的打切通知メッセージ	0515
	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	0516
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0517
4. 納入	4.1 出荷情報	出荷メッセージ	0704
	4.2 入荷情報	入荷メッセージ	0705
	4.3 工事物件案内情報		0706
5. 出来高	5.1 出来高要請情報	出来高要請メッセージ	0904
	5.2 出来高報告情報	出来高報告メッセージ	0902
	5.3 出来高確認情報	出来高確認メッセージ	0903
6. 立替	6.1 立替金報告情報	立替金報告メッセージ	1204
	6.2 立替金確認情報	立替金確認メッセージ	1208
7. 支払	7.1 請求情報	請求メッセージ	1104
	7.2 請求確認情報	請求確認メッセージ	1108
	7.3 支払通知情報	支払通知メッセージ	1106
	7.4 総括請求情報	総括請求メッセージ	1109
	7.5 工事請負契約外請求情報	工事請負契約外請求メッセージ	1101
	7.6 工事請負契約外請求確認情報	工事請負契約外請求確認メッセージ	1102
8. 技術データ	8.1 技術データ情報	(技術データ封筒メッセージ) *1	5001
	8.2 CADデータ情報	CADデータ封筒メッセージ	5101

交換	8.3 メッセージなし データ情報 ^{※2}		9301
システム 運用情報	受信確認情報 ^{※3}		9001
	0件データ情報 ^{※3}		9101
	エラー情報 ^{※3}		9201

※1 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。

※2 「メッセージなしデータ情報」の情報区分コード「9301」は標準メッセージが制定されていないテキストまたはバイナリーデータをCIIシンタクスルール1.51以上を利用して伝送する際に使用する。封筒情報なしに技術データやCADデータを伝送するために使用することができる。

※3 CI-NET運用諸規則「第4章 第2節 CI-NET運用ルール」を参照されたい。

変更後

<本文>

1.1.1. 情報区分コードリスト

表6 情報区分コードリスト

業務単位	情報種類	メッセージ	情報区分コード
1. 見積	1.1 建築見積依頼情報	建築見積依頼メッセージ	0305
	1.2 建築見積回答情報	建築見積回答メッセージ	0306
	1.3 設備見積依頼情報	設備見積依頼メッセージ	0303
	1.4 設備見積回答情報	設備見積回答メッセージ	0304
	1.5 設備機器見積依頼情報	設備機器見積依頼メッセージ	0307
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積回答メッセージ	0308
2. 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	購買見積依頼メッセージ	0301
	2.2 購買見積回答情報	購買見積回答メッセージ	0302
	2.3 見積不採用通知情報	見積不採用通知メッセージ	0309
3. 注文	3.1 確定注文情報	確定注文メッセージ	0502
3. 契約	3.2 注文請け情報	注文請けメッセージ	0506
	3.3 鑑項目合意変更申込情報	鑑項目合意変更申込メッセージ	0503
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報	鑑項目合意変更承諾メッセージ	0507
	3.5 合意解除申込情報	合意解除申込メッセージ	0504
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除承諾メッセージ	0508
	3.7 一方的解除通知情報	一方的解除通知メッセージ	0514
	3.8 合意打切申込情報	合意打切申込メッセージ	0505

	3.9 合意打切承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0509
	3.10 一方的打切通知情報	一方的打切通知メッセージ	0515
	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	0516
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0517
	<u>3.13 基本契約申込情報</u>	<u>基本契約申込メッセージ</u>	<u>0521</u>
	<u>3.14 基本契約承諾情報</u>	<u>基本契約承諾メッセージ</u>	<u>0522</u>
4. 納 入	4.1 出荷情報	出荷メッセージ	0704
	4.2 入荷情報	入荷メッセージ	0705
	4.3 工事物件案内情報		0706
5. 出来高	5.1 出来高要請情報	出来高要請メッセージ	0904
	5.2 出来高報告情報	出来高報告メッセージ	0902
	5.3 出来高確認情報	出来高確認メッセージ	0903
6. 立 替	6.1 立替金報告情報	立替金報告メッセージ	1204
	6.2 立替金確認情報	立替金確認メッセージ	1208
7. 支 払	7.1 請求情報	請求メッセージ	1104
	7.2 請求確認情報	請求確認メッセージ	1108
	7.3 支払通知情報	支払通知メッセージ	1106
	7.4 総括請求情報	総括請求メッセージ	1109
	7.5 工事請負契約外請求情報	工事請負契約外請求メッセージ	1101
	7.6 工事請負契約外請求確認情報	工事請負契約外請求確認メッセージ	1102
8. 技 術 データ 交 換	8.1 技術データ情報	(技術データ封筒メッセージ) *1	5001
	8.2 CADデータ情報	CADデータ封筒メッセージ	5101
	8.3 メッセージなし データ情報**2		9301
9. システム 運用情報	受信確認情報**3		9001
	0件データ情報**3		9101
	エラー情報**3		9201

※1 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。

※2 「メッセージなしデータ情報」の情報区分コード「9301」は標準メッセージが制定されていないテキストまたはバイナリーデータをCIIシンタックスルール1.51以上を利用して伝送する際に使用する。封筒情報なしに技術データやCADデータを伝送するために使用することができる。

※3 CI-NET 運用諸規則「第4章 第2節 CI-NET 運用ルール」を参照されたい。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

従来は紙媒体で行っていた基本契約業務を CI-NET で行うため、メッセージを新設することを要望された。
2020 年 4 月に民法改正が施行される見込みであることから、早急にメッセージを新設することを要望されている。

【既存ユーザ等への影響】

本メッセージは新設となるため、既存ユーザへの影響は特に無い。

(b) チェックリスト

(No. B-2018-001) (No. L-2018-001)

**CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト**

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年8月8日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 基本契約メッセージの新設
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	△ 基本契約メッセージは基本契約書等の約款を交換する際に利用することを想定して新設するものである。基本契約書の取り交わしは従来書面で行っているため、メッセージを用いて取り交わす運用に変更する場合は、「データ交換協定書」や「運用マニュアル」の見直しが必要である。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ メッセージの新設であり、メッセージの利用は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による	

チェック項目		チェック	指摘事項等
	対応可否の検討有無	/	
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	従来は注文メッセージに添付していた「約款」を帳票出力するために、レイアウトを定める必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	約款添付によりデータ保管料の負担が大きくなっていることから、即時対応されることが望ましい。また、2020年4月に民法改正が施行される見込みであることから、施行前に基本契約メッセージを実装することが望まれる。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外/該当しない

×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(5) B-2018-002：基本契約書の印刷出力様式を指定するためのコードの新設

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2018-002)

CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日 2018年 8月 8日		受 信 日 年 月 日	
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名 標準 BPWG			
担当者名			
TEL:			
連 絡 先			
FAX:			
件 名 様式コードの新設			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
基本契約書の印刷出力様式を指定するためのコードの新設について、以下のとおり改訂することを要求する。			
(1) 改訂対象 [1373]様式コード			
(2) 改訂内容 以下のとおり変更する。			
<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.6 P. 174>			
変 更 前	<p><本文></p> <p>3. CI-NET 標準データコード (CD)</p> <p>「CI-NET 標準データコード」とは、メッセージを処理するにあたって必要な情報をコード化し、標準化したものである。標準ビジネスプロトコルを利用する全ての企業は、CI-NET 標準データコードを使用しなければならない。</p>		

表7 CI-NET標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】

CI-NET No.	タグNo.	項目名	属性	桁数 (注)	コードの本節での参照箇所
20	2	情報区分コード	X	4	3.1 情報区分コード
40	4	発注者コード	X	12	3.2 標準企業コード
50	5	受注者コード	X	12	
80	9	訂正コード	X	1	3.3 訂正コード
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
480	1005	J V工事フラグ	X	1	3.6 J V工事フラグ
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
810	1138	取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
820	1049	施工者・納入者コード	X	12	3.2 標準企業コード
1110	1074	運送者コード	X	12	
1180	1312	出来高査定方式識別コード	X	1	3.9 出来高査定方式識別コード
1190	57	消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
1200	59	課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
1230	1084	補助数量計単位	K	6	3.12 単位コード
1250	1086	明細数量計単位	K	6	
1560	1314	請求完了区分コード	X	1	3.13 請求完了区分コード
1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	3.14 出来高・請求・立替査定結果コード
1580	1316	請求確認コード	X	1	3.15 請求確認コード
3000	1200	明細コード	X	50	3.16 明細コード
3010	1294	階層レベル	9	2	3.17 階層レベル
3020	1295	階層内通し番号	9	4	3.18 階層内通し番号
3030	1288	明細データ属性コード	X	1	3.19 明細データ属性コード
3040	1289	補助明細コード	X	2	3.20 補助明細コード
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
3090	1287	明細別材工共コード	X	2	3.21 明細別材工共コード
3170	1279	建設資機材コード	X	40	3.22 建設資機材コード
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2	3.23 コード送信側変換結果コード

3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2	3.24 コード受信側変換結果コード
3210	1405	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3.25 C-CADEC 機器分類コード
3270	1283	配管用途コード	X	2	3.26 配管用途コード
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3.27 建設資機材メーカー／型番コード
3290	1285	施工区分コード	X	6	3.28 施工区分コード
3340	1209	使用期間単位	K	6	3.12 単位コード
3360	1217	補助数量単位	K	6	
3380	1219	明細数量単位	K	6	
3390	1220	明細別消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
3400	1286	明細別運賃コード	X	2	3.29 明細別運賃コード
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
3520	1413	明細別変更コード	X	1	3.30 明細別変更コード
4130	1426	明細別 CI-NET コード	X	1	3.31 明細別 CI-NET 区分コード
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1	3.32 請求出来高立替控除区分コード
5080	1509	CAD データ／属性データ区分	X	1	3.33 CAD データ／属性データ区分コード
5090	1510	CAD データ形式コード	X	1	3.34 CAD データ形式コード
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1	3.35 データ圧縮識別コード

(注) X 属性の場合、1文字=1バイト。K 属性の場合、1文字=2バイト

下表では、CI-NET 標準データコードに関して各コードに対応するデータ項目名について整理、提示している。

表 8 CI-NET 標準データコード一覧表【コード順】

コード	属性	桁数 (注)	CI-NET No.	タグNo.	データ項目名
3.1 情報区分コード	X	4	20	2	情報区分コード
3.2 標準企業コード	X	12	40	4	発注者コード
			50	5	受注者コード
			820	1049	施工者・納入者コード
			1110	1074	運送者コード
3.3 訂正コード	X	1	80	9	訂正コード
3.4 建設業許可区分・登録 コード	K	20	440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード
			590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード
3.5 建設業許可工事業種	K	12	450	1167	受注者建設業許可工事業種

			600	1171	発注者建設業許可工事 業種
3.6 J V工事フラグ	X	1	480	1005	J V工事フラグ
3.7 工事場所・受渡し場所 所在地コード (JIS)	X	5	710	1371	工事場所・受渡し場所 所在地コード (JIS)
3.8 取引区分コード	X	5	810	1138	取引区分コード
			3080	1203	明細別取引区分コード
3.9 出来高査定方式識別コード	X	1	1180	1312	出来高査定方式識別 コード
3.10 消費税コード	X	1	1190	57	消費税コード
			3390	1220	明細別消費税コード
3.11 課税分類コード	X	1	1200	59	課税分類コード
			3410	1221	明細別課税分類コード
3.12 単位コード	K	6	1230	1084	補助数量計単位
			1250	1086	明細数量計単位
			3340	1209	使用期間単位
			3360	1217	補助数量単位
			3380	1219	明細数量単位
3.13 請求完了区分コード	X	1	1560	1314	請求完了区分コード
3.14 出来高・請求・立替査定 結果コード	X	2	1570	1315	出来高・請求・立替査定 結果コード
3.15 請求確認コード	X	1	1580	1316	請求確認コード
3.16 明細コード	X	50	3000	1200	明細コード
3.17 階層レベル	9	2	3010	1294	階層レベル
3.18 階層内通し番号	9	4	3020	1295	階層内通し番号
3.19 明細データ属性コード	X	1	3030	1288	明細データ属性コード
3.20 補助明細コード	X	2	3040	1289	補助明細コード
3.21 明細別材工共コード	X	2	3090	1287	明細別材工共コード
3.22 建設資機材コード	X	40	3170	1279	建設資機材コード
3.23 コード送信側変換結果 コード	X	2	3180	1280	コード送信側変換結果 コード
3.24 コード受信側変換結果 コード	X	2	3200	1282	コード受信側変換結果 コード
3.25 C-CADEC 機器分類コード	X	40	3210	1405	C-CADEC 機器分類コード
3.26 配管用途コード	X	2	3270	1283	配管用途コード
3.27 建設資機材メーカー／型番 コード	X	25	3280	1284	建設資機材メーカー ／型番コード
3.28 施工区分コード	X	6	3290	1285	施工区分コード
3.29 明細別運賃コード	X	2	3400	1286	明細別運賃コード
3.30 明細別変更コード	X	1	3520	1413	明細別変更コード
3.31 明細別 CI-NET 区分コード	X	1	4130	1426	明細別 CI-NET コード

3.32 請求出来高立替控除区分コード	X	1	4140	1427	請求出来高立替控除区分コード
3.33 CADデータ/属性データ区分コード	X	1	5080	1509	CADデータ/属性データ区分
3.34 CADデータ形式コード	X	1	5090	1510	CADデータ形式コード
3.35 データ圧縮識別コード	X	1	5220	1523	データ圧縮識別コード

(注) X属性の場合、1文字=1バイト。K属性の場合、1文字=2バイト

...

3.19 明細データ属性コード

明細データ属性コードは、タグNo.[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコードである。

3.19.1 明細データ属性コードの属性・文字数

明細データ属性コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.19.2 明細データ属性コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3030] タグNo. [1288] : 「明細データ属性コード」

3.19.3 明細データ属性コードリスト

- 「0」・・・総括明細データ
- 「1」・・・見積条件等(見積条件)
- 「2」・・・見積条件等(メーカーリスト)
- 「3」・・・見積条件等(自由採番 注)
- 「4」・・・見積条件等(自由採番 注)
- 「5」・・・内訳明細データ
- 「E」・・・エレメント親行
- 「B」・・・別紙親行
- 「Q」・・・代価親行

注) 自由採番・・・見積条件等の内容で、特に指定したい属性があれば、取引の当事者が、合意の上で自由に採番して使用することができる番号。

...

変更後

<本文>

3. CI-NET 標準データコード (CD)

「CI-NET 標準データコード」とは、メッセージを処理するにあたって必要な情報をコード化し、標準化したものである。標準ビジネスプロトコルを利用する全ての企業は、CI-NET 標準データコードを使用しなければならない。

表 9 CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】

CI-NET No.	タグ No.	項目名	属性	桁バイト数	コードの本節での参照箇所
20	2	情報区分コード	X	4	3.1 情報区分コード
40	4	発注者コード	X	12	3.2 標準企業コード
50	5	受注者コード	X	12	
80	9	訂正コード	X	1	3.3 訂正コード
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
480	1005	J V工事フラグ	X	1	3.6 J V工事フラグ
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
810	1138	取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
820	1049	施工者・納入者コード	X	12	3.2 標準企業コード
1110	1074	運送者コード	X	12	
1180	1312	出来高査定方式識別コード	X	1	3.9 出来高査定方式識別コード
1190	57	消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
1200	59	課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
1230	1084	補助数量計単位	K	6	3.12 単位コード
1250	1086	明細数量計単位	K	6	
1411	1373	様式コード	X	2	3.38 様式コード
1421	1317	打切精算区分コード	X	1	3.36 打切精算区分コード
1560	1314	請求完了区分コード	X	1	3.13 請求完了区分コード
1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	3.14 出来高・請求・立替査定結果コード
1580	1316	請求確認コード	X	1	3.15 請求確認コード
3000	1200	明細コード	X	50	3.16 明細コード

3010	1294	階層レベル	9	2	3.17 階層レベル
3020	1295	階層内通し番号	9	4	3.18 階層内通し番号
3030	1288	明細データ属性コード	X	1	3.19 明細データ属性コード
3040	1289	補助明細コード	X	2	3.20 補助明細コード
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
3090	1287	明細別材工共コード	X	2	3.21 明細別材工共コード
3170	1279	建設資機材コード	X	40	3.22 建設資機材コード
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2	3.23 コード送信側変換結果コード
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2	3.24 コード受信側変換結果コード
3210	1405	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3.25 C-CADEC 機器分類コード
3270	1283	配管用途コード	X	2	3.26 配管用途コード
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3.27 建設資機材メーカー／型番コード
3290	1285	施工区分コード	X	6	3.28 施工区分コード
3340	1209	使用期間単位	K	6	3.12 単位コード
3360	1217	補助数量単位	K	6	
3380	1219	明細数量単位	K	6	
3390	1220	明細別消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
3392	1318	消費税計算区分コード	X	1	3.37 消費税計算区分コード
3400	1286	明細別運賃コード	X	2	3.29 明細別運賃コード
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
3520	1413	明細別変更コード	X	1	3.30 明細別変更コード
4130	1426	明細別 CI-NET コード	X	1	3.31 明細別 CI-NET 区分コード
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1	3.32 請求出来高立替控除区分コード
5080	1509	CAD データ／属性データ区分	X	1	3.33 CAD データ／属性データ区分コード
5090	1510	CAD データ形式コード	X	1	3.34 CAD データ形式コード
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1	3.35 データ圧縮識別コード

(注) X 属性の場合、1文字=1バイト。K 属性の場合、1文字=2バイト

下表では、CI-NET 標準データコードに関して各コードに対応するデータ項目名について整理、提示している。

表 10 CI-NET 標準データコード一覧表【コード順】

コード	属性	枠 バイ ト数	CI-NET No.	タ ク No.	データ項目名
3.1 情報区分コード	X	4	20	2	情報区分コード
3.2 標準企業コード	X	12	40	4	発注者コード
			50	5	受注者コード
			820	1049	施工者・納入者コード
			1110	1074	運送者コード
3.3 訂正コード	X	1	80	9	訂正コード
3.4 建設業許可区分・登録 コード	K	20	440	1166	受注者建設業許可区分・ 登録コード
			590	1170	発注者建設業許可区分・ 登録コード
3.5 建設業許可工事業種	K	12	450	1167	受注者建設業許可工事業種
			600	1171	発注者建設業許可工事業種
3.6 J V工事フラグ	X	1	480	1005	J V工事フラグ
3.7 工事場所・受渡し場所 所在地コード (JIS)	X	5	710	1371	工事場所・受渡し場所 所在地コード (JIS)
3.8 取引区分コード	X	5	810	1138	取引区分コード
			3080	1203	明細別取引区分コード
3.9 出来高査定方式識別コード	X	1	1180	1312	出来高査定方式識別 コード
3.10 消費税コード	X	1	1190	57	消費税コード
			3390	1220	明細別消費税コード
3.11 課税分類コード	X	1	1200	59	課税分類コード
			3410	1221	明細別課税分類コード
3.12 単位コード	K	6	1230	1084	補助数量計単位
			1250	1086	明細数量計単位
			3340	1209	使用期間単位
			3360	1217	補助数量単位
			3380	1219	明細数量単位
3.13 請求完了区分コード	X	1	1560	1314	請求完了区分コード
3.14 出来高・請求・立替査定 結果コード	X	2	1570	1315	出来高・請求・立替査定 結果コード
3.15 請求確認コード	X	1	1580	1316	請求確認コード
3.16 明細コード	X	50	3000	1200	明細コード
3.17 階層レベル	9	2	3010	1294	階層レベル
3.18 階層内通し番号	9	4	3020	1295	階層内通し番号

3.19	明細データ属性コード	X	1	3030	1288	明細データ属性コード
3.20	補助明細コード	X	2	3040	1289	補助明細コード
3.21	明細別材工共コード	X	2	3090	1287	明細別材工共コード
3.22	建設資機材コード	X	40	3170	1279	建設資機材コード
3.23	コード送信側変換結果 コード	X	2	3180	1280	コード送信側変換結果 コード
3.24	コード受信側変換結果 コード	X	2	3200	1282	コード受信側変換結果 コード
3.25	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3210	1405	C-CADEC 機器分類コード
3.26	配管用途コード	X	2	3270	1283	配管用途コード
3.27	建設資機材メーカー／型番 コード	X	25	3280	1284	建設資機材メーカー ／型番コード
3.28	施工区分コード	X	6	3290	1285	施工区分コード
3.29	明細別運賃コード	X	2	3400	1286	明細別運賃コード
3.30	明細別変更コード	X	1	3520	1413	明細別変更コード
3.31	明細別 CI-NET 区分コード	X	1	4130	1426	明細別 CI-NET コード
3.32	請求出来高立替控除区分 コード	X	1	4140	1427	請求出来高立替控除 区分コード
3.33	CAD データ／属性データ 区分コード	X	1	5080	1509	CAD データ ／属性データ区分
3.34	CAD データ形式コード	X	1	5090	1510	CAD データ形式コード
3.35	データ圧縮識別コード	X	1	5220	1523	データ圧縮識別コード
3.36	打切精算区分コード	X	1	1421	1317	打切精算区分コード
3.37	消費税計算区分コード	X	1	3392	1318	消費税計算区分コード
3.38	様式コード	X	2	1411	1373	様式コード

(注) X 属性の場合、1文字=1バイト。K 属性の場合、1文字=2バイト

3.19 明細データ属性コード

明細データ属性コードは、タグNo.[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコードである。

3.19.1 明細データ属性コードの属性・文字バイト数

明細データ属性コードの属性はX、文字バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.19.2 明細データ属性コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3030] タグNo. [1288] : 「明細データ属性コード」

3.19.3 明細データ属性コードリスト

- 「0」・・・総括明細データ
- 「1」・・・見積条件等（見積条件）
- 「2」・・・見積条件等（メーカーリスト）
- 「3」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「4」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「5」・・・内訳明細データ
- 「9」・・・本文
- 「E」・・・エレメント親行
- 「B」・・・別紙親行
- 「Q」・・・代価親行

注) 自由採番・・・見積条件等の内容で、特に指定したい属性があれば、取引の当事者が、合意の上で自由に採番して使用することができる番号。

...

3.36 打切精算区分コード

打切精算区分コードは、合意打切申込・承諾情報および合意精算申込・承諾情報において使用される合意打切申込・承諾メッセージにおいて、打切、増精算、減精算のいずれであるかを示すためのコードである。

3.36.1 打切精算区分コードの属性・文字バイト数

打切精算区分コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.36.2 打切精算区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1421] タグNo. [1317] : 「打切精算区分コード」

3.36.3 打切精算区分コードリスト

- 「1」・・・打切
- 「2」・・・増精算
- 「3」・・・減精算

3.37 消費税計算区分コード

消費税計算区分コードは、タグNo.[1376] 明細別消費税率と組み合わせて使用する、消費税の計算方法の種類を表すコードである。

3.37.1 消費税計算区分コードの属性・文字バイト数

消費税計算区分コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.37.2 消費税計算区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3392] タグNo. [1318] : 「消費税計算区分コード」

3.37.3 消費税計算区分コードリスト

- 「1」・・・明細毎
- 「2」・・・注文毎（[1204] 明細別参照帳票No. 毎）
- 「3」・・・納品毎（[1377] 明細別参照帳票No.2 毎）

3.38 様式コード

様式コードは、基本契約書等を印刷出力する際の様式の種類を表すコードである。

3.38.1 様式コードの属性・文字バイト数

様式コードの属性はX、文字数は2バイト（2文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.38.2 様式コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1411] タグNo. [1373] : 「様式コード」

3.38.3 様式コードリスト

「11」・・・鑑あり

「12」・・・鑑なし

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

基本契約書の様式には、「鑑あり」(契約者情報と約款本文を分けて記載する様式)と、「鑑なし」(約款本文の末尾に契約者情報を記載する様式)の 2 通りがある。このため、基本契約メッセージの新設に伴い、基本契約書の様式を指定するコードを新設する改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

基本契約メッセージの新設に伴うコードの新設であり、既存ユーザ等への影響はない。

(b) チェックリスト

(No. B-2018-002)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年8月8日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 様式コードの新設
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。(B-2018-001と併せて実施される。)
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 業務の見直しは生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 既存ユーザへの影響はない。B-2018-001で新設される基本契約メッセージのユーザのみが対象となる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件	①各社の帳票出力に	各社の基本契約書の帳票出力に対応した帳票出力

チェック項目		チェック	指摘事項等
か	依存する項目が否か	△	レイアウトのタイプを登録する必要がある。
4. 二重要件 か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5. 定義の明 確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊 急度	①即時対応の必要性の有無	△	約款添付によりデータ保管料の負担が大きくなっていることから、即時対応されることが望ましい。また、2020年4月に民法改正が施行される見込みであることから、施行前に基本契約メッセージを実装することが望まれる。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(6) B-2018-003 : 軽減税率を指定するためのコードの追加

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2018-003)

CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2018年 8月 8日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名	標準 BPWG		
担当者名			
TEL:			
連 絡 先			
FAX:			
件 名 軽減税率を指定するためのコードの追加			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
[59]課税分類コードにおける軽減税率を指定するためのコードの追加について、以下のとおり改訂することを要求する。			
(1) 改訂対象			
[59]課税分類コード			
(2) 改訂内容			
以下のとおり変更する。			
<CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver. 1.6 P. 174>			
変 更 前	<本文>		
	3. CI-NET 標準データコード (CD)		
	. . .		
	3.11. 課税分類コード		

	<p>課税分類コードは、メッセージ、明細データの金額における消費税に係る課税処理の分類を示す。</p> <p>3.11.1. 課税分類コードの属性・文字数</p> <p>課税分類コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。</p> <p>3.11.2. 課税分類コードを使用するデータ項目</p> <p>CI-NETNo. [1200] タグNo. [59] : 「課税分類コード」 CI-NETNo. [3410] タグNo. [1221] : 「明細別課税分類コード」</p> <p>3.11.3. 課税分類コードリスト</p> <p>「1」・・・当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 「2」・・・当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。 「3」・・・当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。 「4」・・・当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 「9」・・・当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。</p> <p>・・・</p>
変更後	<p><本文></p> <p>3. CI-NET 標準データコード (CD)</p> <p>・・・</p> <p>3.11. 課税分類コード</p> <p>課税分類コードは、メッセージ、明細データの金額における消費税に係る課税処理の分類を示す。</p> <p>3.11.1. 課税分類コードの属性・文字数</p> <p>課税分類コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。</p>

3.11.2. 課税分類コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1200] タグNo. [59] : 「課税分類コード」

CI-NETNo. [3410] タグNo. [1221] : 「明細別課税分類コード」

3.11.3. 課税分類コードリスト

- 「1」・・・当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。
- 「2」・・・当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。
- 「3」・・・当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。
- 「4」・・・当該取引が経過措置 (注1) の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。
- 「5」・・・当該取引が軽減税率 (注2) の対象にあることを示し、軽減税率の処理を行う。
- 「9」・・・当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。

(注1) 「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

(注2) 「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

・・・

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

平成31年10月より消費税の軽減税率制度が実施されることに伴い、課税分類を指定するコードを新設する改訂を行う必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

既存のデータ項目におけるコードの新設であり、既存ユーザへの周知が必要である。

(b) チェックリスト

(No. B-2018-003)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年8月8日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 軽減税率を指定するためのコードの追加
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。消費税の計算処理について変更が生じる。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○ 業務の見直しは生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 対象メッセージは、工事請負契約外請求/請求確認のみと想定される。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件	①各社の帳票出力に	工事請負契約外請求/請求確認について、帳票出

チェック項目		チェック	指摘事項等
か	依存する項目が否か	△	レイアウトの変更が必要である。
4. 二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	平成31年10月より軽減税率制度が施行されることから、これまでに対応する必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(7) B-2018-009：適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設）

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2018-009)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	2018年 12月 13日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名	標準 BPWG		
担当者名			
TEL:			
連 絡 先			
FAX:			
件 名 [新規]適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設）			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
消費税軽減税率制度の実施に伴い、適格請求書等保存方式の導入を受けて、適格請求書発行事業者の登録番号について、以下のとおり新設することを要求する。			
(1) 改訂対象			
[新規]適格請求書発行事業者登録番号			
(2) 改訂内容			
以下の箇所について、【CR 別添①】 および【CR 別添②】 のとおり改訂する。			
<標準 BP Ver.1.5→Ver.1.7>			
「2.4 データ項目定義およびマトリックス。」(p.54-p.83)			
「2.5 標準メッセージ一覧表」(p.84-p.173)			

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

平成 35 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

この適格請求書には、適格請求書発行事業者の名称や「登録番号」などを記載する必要がある。この登録番号を「T+法人番号」(適格請求書発行事業者が法人番号を有する場合)、または、個人事業主に新たに付番予定の番号とすることが定められたことを受けて、新設する必要があるが生じた。

【既存ユーザ等への影響】

消費税軽減税率制度の施行に伴う改訂となるため、すべてのユーザにおいて対応が必須となる。

(b) チェックリスト

(No. B-2018-009)

**CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト**

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2019年2月22日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [新規]適格請求書発行事業者登録番号の新設 (インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設)
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修 (画面及び帳票レイアウト変更を含む) が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 業務の見直しは生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 対象メッセージは、請求関連メッセージは必須であり、その他についても、エビデンスとなるすべてのメッセージに及ぶことが想定される。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	△ インボイス制度に対する今後の行政側の解釈により、対象メッセージの範囲が変わる可能性がある。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 法制度対応につき、ユーザの賛同によらず実施する必要がある。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件	①各社の帳票出力に	既存項目であり、既存の帳票出力には依存しない。

チェック項目		チェック	指摘事項等
か	依存する項目が否か	○	
4. 二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	平成 35 年 10 月 1 日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入が施行されることから、これまでに対応する必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外／該当しない
- ×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(8) B-2017-010 : バイト数の拡張

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2017-010/L-2017-010)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約

改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 9月 14日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン:			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL:							
連 絡 先 FAX:							
件 名 バイト数の拡張							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
メッセージに利用するデータ項目およびデータ項目の属性、データ長等の定義について、法令改正や利便性向上のため、改訂することを要求する。							
(1) 改訂対象							
表「改訂対象および改訂内容」に記載のとおり。 改善要求書チェンジリクエスト別添①参照。							
(2) 改訂内容							
表「改訂対象および改訂内容」に記載のとおり。 改善要求書チェンジリクエスト別添①参照。							
表 改訂対象および改訂内容							
データ項目名称	Ver.2.1ad.7(or 8)		Ver.2.2ad.1				
	バイト数 (文字数)	マルチ	バイト数 (文字数)	マルチ			

[1013]受注者名	K40(20)		K120(60)	
[1015]受注者代表者氏名	K28(14)		K60(30)	
[1165]受注者決裁者名	K40(20)	1	K60(30)	1
[1017]受注者担当部署名	K40(20)	1	K120(60)	1
[1018]受注者担当者名	K20(10)	1	K60(30)	1
[1024]発注者名	K56(28)		K120(60)	
[1003]発注者 JV 構成企業名	K56(28)	3	K120(60)	3
[1026]発注者代表者氏名	K28(14)		K60(30)	
[1169]発注者決裁者名	K40(20)	2	K60(30)	2
[1028]発注者担当部署名	K40(20)	2	K120(60)	2
[1029]発注者担当者名	K20(10)	2	K60(30)	2
[1069]受注者側見積・契約条件	M76(38)	20	M80(40)	20
[1174]発注者側見積・契約条件	M62(31)	8	M80(40)	20
[1175]特記事項	M76(38)	10	M80(40)	20
[1176]特記事項2	M76(38)	20	M80(40)	20
[1042]工事場所・受渡し場所名称	K76(38)		K80(40)	
[1044]別途受渡し場所名称	K76(38)		K80(40)	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

取引先の名称に関するデータ項目(企業名、部署名、氏名等)において、バイト数の不足するケースが生じており、注文書・請書等においてこれらの正式名称を伝達できない事態が問題であるとして、当該データ項目についてバイト数を拡張することが要望された。

【既存ユーザ等への影響】

変更対象となるデータ項目は、すべてのメッセージに共通するため、すべての既存ユーザが影響を受ける。また、バイト数変更はシステム改修負荷も高く、サービスベンダ側への影響も大きい。このため、本改訂にかかるシステム改修については、その移行計画策定や事前周知等を十分に検討、準備した上で、実施する必要がある。

(b) チェックリスト

(No. B-2017-010) (No. L-2017-010)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年12月19日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG、LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) バイト数の拡張
------	--

チェック項目		チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△	実稼動しているシステムの改修が必要である。 同一データ項目でバージョン毎に異なるバイト数を管理する必要があるため、改修度合いは高い。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○	業務の見直し、変更の影響度は低い。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△	発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△	各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○	立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/	
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/	

チェック項目		チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	各社の帳票出力に依存する項目ではないが、バイト数が拡張されるため、帳票出力時のレイアウトを変更する必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	規約全体を通して定義を明確にしている。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	即時対応の必要性はない。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

／：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

8.2.2. LiteS 規約 WG

8.2.2.1. CI-NET LiteS 実装規約 改善要求 (2018年度分)

(1) L-2017-004 : データ項目「本文」の新設

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2017-004)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日		2018年 月 日		受 信 日		年 月 日	
会 社 名 LiteS 規約 WG				改訂対象 :			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL:							
連絡先 FAX:							
件 名 明細コードにおける「本文」の新設							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
基本契約業務を行うため、以下のデータ項目を新設することを要求する。							
(1) 改訂対象							
・ [1428] 本文							
(2) 改訂内容							
(2-1) 以下の箇所について、【CR 別添①】 および【CR 別添②】 のとおり改訂する。							
<LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1>							
「B.情報表現規約 X.メッセージごとの使用データ項目」(p.499-p.520)							
(2-2) 以下の箇所について、次表のとおり改訂する。							
<LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1>							
「2.3. データ項目定義と運用の詳細」							

(p.233-p.295)

(2-3) 以下の箇所について、次表のとおり改訂する。

<LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 指針・参考資料→LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.1 指針・参考資料>

「B.V.電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例」

(p.135-p.162)

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2. 1 ad. 7 p.233-p.295>

変更前

<本文>

B. VI. 注文

・・・

(1) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

・・・

注文メッセージ個別ルール

・・・

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI-1 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名

メーカー・リスト 行		を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

- ・エレメント、別紙、代価（[1288]=E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

- ・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI-2 補助明細コード

明細行の 種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。

		<p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 <p>※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

- ・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額	
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000	壁、床、浴室の明細金額の和が、この行の単価
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000	
総括明細本体	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000	浴室壁1~床2の明細金額の和が、この行の単価
内訳本体	000100030001	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030002	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030003	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030004	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000	
内訳小計	000100030005	5	90	浴室小計					40000	外壁タイル、外床タイルの明細金額の和が、この行の単価
総括明細本体	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000	
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000	

図 B.VI- 1 明細行間の金額の関係の例

③明細のページ見出し行について

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾4桁を見出し行用の一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
〃	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
〃	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
〃	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000
内訳コメント行	000100030001	5	80	浴室タイル工事					
内訳本体	000100030002	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030003	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030004	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030005	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030006	5	90	浴室小計					40000

図 B.VI-2 明細のページ見出し行の例

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VI-3 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。

	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、 02、 03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 1 階層下に明細データを持つことができない。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> 任意の位置に記載して良い。 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 1 階層下に明細データを持つことができない。
<p>【運用上の留意点】</p> <p>明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>				
変更後	<p><本文></p> <p>B. VI. 注文</p> <p>...</p> <p>(1) 明細情報部分のデータ項目</p> <p>1) 明細の階層構造を表すデータ項目</p>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[1200]明細コード</p> <p>明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。</p> </div>			

全メッセージ共通ルール

・・・

注文メッセージ個別ルール

・・・

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI-4 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名 を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
本文	9	約款等の本文を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

・エレメント、別紙、代価 ([1288]=E、B、Q) は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI-5 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 <p>※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与す</p>

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約款等の内容を記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文行のみを別帳票で印字する。
改ページ	82	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改ページコードを記載する行。 ・改ページコード以外は記載しない。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票印字の際に改ページする。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1~4) の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット) 表現とすることを推奨する。(理由: 将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

- ・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

- ・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額	
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000	壁、床、浴室の明細金額の和が、この行の単価
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000	
総括明細本体	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000	浴室壁1~床2の明細金額の和が、この行の単価
内訳本体	000100030001	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030002	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030003	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030004	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000	
内訳小計	000100030005	5	90	浴室小計					40000	
総括明細本体	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000	外壁タイル、外床タイルの明細金額の和が、この行の単価
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000	

図 B.VI- 3 明細行間の金額の関係の例

③明細のページ見出し行について

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾4桁を見出し行用の一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
〃	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
〃	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
〃	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
〃	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000
内訳コメント行	000100030001	5	80	浴室タイル工事					
内訳本体	000100030002	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030003	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030004	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
〃	000100030005	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030006	5	90	浴室小計					40000

ページ見出し

図 B.VI-4 明細のページ見出し行の例

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VI-6 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現(約款等以外の場合)

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> 任意の位置に記載して良い。 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 1階層下に明細データを持つことができない。

表 B.VI-7 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現(約款等の場合)

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
本文	約款等の本文行	9	81	<ul style="list-style-type: none"> 約款等の本文行を 80byte 毎で分割して[1428]本文 に収録する。 連続する複数行にわたって本文を記載する場合も[1289]補助明細コードは「81」に固定する。
改ページ	約款等の改ページ	9	82	<ul style="list-style-type: none"> [1428]本文 は空欄とする。 帳票印刷時に改ページする。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

【参考】 <CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料 Ver. 2.1 ad.7 P.135->

変更前

<本文>

B. 参考資料

V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例
(確定注文書、注文請け書等)

V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例 (確定注文書、注文請け書等)

1. 内容

- (1) ヘッダ仕様
- (2) 注文書送り状
- (3) 注文書
- (4) 注文請書送り状
- (5) 注文請書
- (6) 特記・条件
- (7) 使用メーカー名・商社名
- (8) 解除理由
- (9) その他事項
- (10) 内訳明細書
- (11) 内訳明細書 2

2. 対象メッセージ

情報区分コード メッセージ

- (1) 0502 確定注文メッセージ
- (2) 0506 注文請け
- (3) 0504 合意解除申込
- (4) 0508 合意解除承諾
- (5) 0514 一方的解除通知
- (6) 0503 鑑項目合意変更申込
- (7) 0507 鑑項目合意変更承諾

ヘッダ仕様

...

確定注文書送り状

...

確定注文書

...

注文請け書送り状

...

注文請け書

...

特記事項・契約条件

...

仕様メーカー名・商社名一覧

...

解除理由

...

その他事項

...

内訳明細書

...

内訳明細書2

...

変 更 後	<p><本文></p> <p>B. 参考資料</p> <p>V. 電子契約データにおける注文契約業務帳票の印刷例 (確定注文書、注文請け書等)</p> <p>V. 電子契約データにおける注文契約業務帳票の印刷例 (確定注文書、注文請け書等)</p> <p>1. 内容</p> <p>(1) ヘッダ仕様</p> <p>(2) 注文書送り状</p> <p>(3) 注文書</p> <p>(4) 注文請書送り状</p> <p>(5) 注文請書</p> <p>(6) 特記・条件</p> <p>(7) 使用メーカー名・商社名</p> <p>(8) 解除理由</p> <p>(9) その他事項</p> <p>(10) 内訳明細書</p> <p>(11) 内訳明細書 2</p> <p>(12) 基本契約書</p> <p>2. 対象メッセージ</p> <p>情報区分コード メッセージ</p> <p>(1) 0502 確定注文メッセージ</p> <p>(2) 0506 注文請けメッセージ</p> <p>(3) 0504 合意解除申込メッセージ</p> <p>(4) 0508 合意解除承諾メッセージ</p> <p>(5) 0514 一方的解除通知メッセージ</p> <p>(6) 0503 鑑項目合意変更申込メッセージ</p> <p>(7) 0507 鑑項目合意変更承諾メッセージ</p>
-------------	---

- (8) 0521 基本契約申込メッセージ
- (9) 0522 基本契約承諾メッセージ

ヘッダ仕様

...

確定注文書送り状

...

確定注文書

...

注文請け書送り状

...

注文請け書

...

特記事項・契約条件

...

仕様メーカー名・商社名一覧

...

解除理由

...

その他事項

...

内訳明細書

...

内訳明細書2

...

約款

「電子公文書の文書型定義」(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dtd01.htm#04

にて、電子公文書の入力・表示・印刷レイアウトについて、ワープロソフトの設定値は、サイズをA4(1頁36行、1行40文字)、表示のフォントを10.5ポイントとすることが定められていることに倣い、A4縦の用紙に10.5ポイント40文字で印字する。

工事請負契約約款

(総則)

発注者(以下第一条「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この約款

(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

・・・

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月)において、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体の対応が取り纏められ、その対応策の一つとして、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入が示された。これに対応して、大手総合工事業者各社では、取引先数千社と基本契約書を結び直したことから、膨大な人手を要する事態が生じた。今後も、法制度等の改正に対応して、契約書の再締結が必要となるケースがあると考えられることから、基本契約書の取り交わし業務におけるCI-NETの適用について検討することが提案された。

これを受けて、以下の2通りの方法で基本契約書の取り交わし業務を行うことが決定され、これに伴い、明細行に「本文」を設定するためのデータ項目を新設する改訂を行う必要が生じた。

- ・「注文・注文請けメッセージ」(既存)を用いる方法
- ・「基本契約メッセージ」(新設)を用いる方法

なお、平成28年度に、基本契約書の取り交わし業務における「注文・注文請けメッセージ」の適用運用ルール(案)を作成済みであり、基本契約メッセージの新設は平成29年度に確定予定であるが、「注文・注文請けメッセージ」(既存)を用いた基本契約書の取り交わし業務は、「基本契約メッセージ」が新設されるまでの仮運用との位置付けであり、「基本契約メッセージ」が新設された後は、基本契約書の取り交わし業務は「基本契約メッセージ」(新設)を用いる方法に一本化する。

明細行に「本文」を設定するためのデータ項目を新設することにより、従来、「注文・注文請けメッセージ」にファイル添付していた約款のデータ保管容量も削減可能となることが期待される。

【既存ユーザ等への影響】

データ項目の新設となるため、発注者と受注者間の合意により利用の可否を取り決めることが可能である。(本改訂に係るシステム改修等はユーザの任意である。)

(b) チェックリスト

(No. B-2017-004) (No. L-2017-004)

**CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト**

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年5月29日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 基本契約書等の約款を交換する際に利用することを目的として、データ項目に「本文」を新設する。
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	△ データ項目「本文」は基本契約書等の約款を交換する際に利用することを想定して新設するものである。基本契約書の取り交わしは従来書面で行っているため、メッセージを用いて取り交わす運用に変更する場合は、「データ交換協定書」や「運用マニュアル」の見直しが必要である。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 広く利用されているデータ項目の追加である。また、追加データ項目は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による	

チェック項目		チェック	指摘事項等
	対応可否の検討有無	/	
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	従来は注文メッセージに添付していた「約款」を帳票出力するために、レイアウトを定める必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	約款添付によりデータ保管料の負担が大きくなっていることから、即時対応されることが望ましい。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(2) B-2017-010/L-2017-010：バイト数の拡張

(a) チェンジリクエスト

(No. B-2017-010/L-2017-010)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約

改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 9月 14日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン：			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL：							
連 絡 先							
FAX：							
件 名 バイト数の拡張							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
メッセージに利用するデータ項目およびデータ項目の属性、データ長等の定義について、法令改正や利便性向上のため、改訂することを要求する。							
(1) 改訂対象							
表「改訂対象および改訂内容」に記載のとおり。							
改善要求書チェンジリクエスト別添①参照。							
(2) 改訂内容							
表「改訂対象および改訂内容」に記載のとおり。							
改善要求書チェンジリクエスト別添①参照。							
表 改訂対象および改訂内容							
データ項目名称	Ver.2.1ad.7(or 8)		Ver.2.2ad.1				
	バイト数 (文字数)	マルチ	バイト数 (文字数)	マルチ			

[1013]受注者名	K40(20)		K120(60)	
[1015]受注者代表者氏名	K28(14)		K60(30)	
[1165]受注者決裁者名	K40(20)	1	K60(30)	1
[1017]受注者担当部署名	K40(20)	1	K120(60)	1
[1018]受注者担当者名	K20(10)	1	K60(30)	1
[1024]発注者名	K56(28)		K120(60)	
[1003]発注者 JV 構成企業名	K56(28)	3	K120(60)	3
[1026]発注者代表者氏名	K28(14)		K60(30)	
[1169]発注者決裁者名	K40(20)	2	K60(30)	2
[1028]発注者担当部署名	K40(20)	2	K120(60)	2
[1029]発注者担当者名	K20(10)	2	K60(30)	2
[1069]受注者側見積・契約条件	M76(38)	20	M80(40)	20
[1174]発注者側見積・契約条件	M62(31)	8	M80(40)	20
[1175]特記事項	M76(38)	10	M80(40)	20
[1176]特記事項2	M76(38)	20	M80(40)	20
[1042]工事場所・受渡し場所名称	K76(38)		K80(40)	
[1044]別途受渡し場所名称	K76(38)		K80(40)	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

取引先の名称に関するデータ項目(企業名、部署名、氏名等)において、バイト数の不足するケースが生じており、注文書・請書等においてこれらの正式名称を伝達できない事態が問題であるとして、当該データ項目についてバイト数を拡張することが要望された。

【既存ユーザ等への影響】

変更対象となるデータ項目は、すべてのメッセージに共通するため、すべての既存ユーザが影響を受ける。また、バイト数変更はシステム改修負荷も高く、サービスベンダ側への影響も大きい。このため、本改訂にかかるシステム改修については、その移行計画策定や事前周知等を十分に検討、準備した上で、実施する必要がある。

(b) チェックリスト

(No. B-2017-010) (No. L-2017-010)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年12月19日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/標準BPWG、LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) バイト数の拡張
------	--

チェック項目		チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△	実稼動しているシステムの改修が必要である。 同一データ項目でバージョン毎に異なるバイト数を管理する必要があるため、改修度合いは高い。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○	業務の見直し、変更の影響度は低い。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△	発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○	及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△	各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○	立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/	
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/	

チェック項目		チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	各社の帳票出力に依存する項目ではないが、バイト数が拡張されるため、帳票出力時のレイアウトを変更する必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	規約全体を通して定義を明確にしている。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	即時対応の必要性はない。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

／：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(3) L-2017-011：メッセージへのデータ項目追加

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2017-011)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 12月 19日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン：			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL：							
連 絡 先 FAX：							
件 名 メッセージへのデータ項目追加							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
<p>【要求内容】</p> <p>メッセージの折り返し利用等における利便性向上のため、下記の通り、メッセージへのデータ項目の追加を要求する。</p> <p>(1) 改訂対象 改善要求書チェンジリクエスト別添②に記載のとおり。</p> <p>(2) 改訂内容 改善要求書チェンジリクエスト別添②に記載のとおり。</p>							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
<p>【要求の理由】</p> <p>見積依頼／回答、確定注文／注文請け等のように、発注者と受注者の間で折り返し、繰り返し、前業務の引継ぎ等によりメッセージを交換するケースに対応するため、メッセージ間の対称性等を高めるためのデータ項目の追加が要求された。</p> <p>【既存ユーザ等への影響】</p> <p>本改訂対象範囲は、ほぼすべてのメッセージに及ぶことから、すべての既存ユーザに影響する。</p>							

(b) チェックリスト

(No. L-2017-011)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年12月19日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) メッセージへのデータ項目追加
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。 メッセージ毎に複数バージョン管理を制御する必要があるため、改修度合は高い。
	②業務の見直し、変更への影響度合	△ 大幅な業務の見直しは生じないが、データ項目の追加や削除に応じて、多少の業務の見直しが生じる可能性がある。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目		チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	各社の帳票出力に依存する項目ではないが、追加されるデータ項目に関して、帳票出力時のレイアウトを一部変更する必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	規約全体を通して定義を明確にしている。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	即時対応の必要性はない。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい
- ／：対象外／該当しない
- ×：問題あり／指摘事項への対応が必要

(4) L-2018-001：基本契約メッセージの新設

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2018-001)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 8月 8日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン：			
企業識別コード				Ver.	2	.	1 ad. 8
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担 当 者 名							
TEL：							
連 絡 先 FAX：							
件 名 基本契約メッセージの新設							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
基本契約メッセージの新設について、以下のとおり改訂することを要求する。							
(1) 改訂対象							
・基本契約メッセージ (新設)							
(2) 改訂内容							
以下のとおり変更する。							
<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. 493>							
変	<本文>						
更	B. 情報表現規約						
前	X. メッセージごとの使用データ項目						

変更後	<p><本文> B. 情報表現規約 X. 基本契約メッセージ (以下、L-2018-001_CR_別添 を参照。) X I. メッセージごとの使用データ項目</p>
<p><CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. 517～521></p>	
変更前	<p><本文> 5. 出来高・請求／工事請負契約外取引の請求メッセージの使用データ項目 一覧表 ・・・ CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.6 からの主な追加・変更点</p>
変更後	<p><本文> 5. 出来高・請求／工事請負契約外取引の請求メッセージの使用データ項目 一覧表 ・・・ 6. 基本契約申込／承諾メッセージの使用データ項目 一覧表 (以下、CR 別添①および② を参照。) CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.6 からの主な追加・変更点</p>

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

従来は紙媒体で行っていた基本契約業務を CI-NET で行うため、メッセージを新設することを要望された。
2020年4月に民法改正が施行される見込みであることから、早急にメッセージを新設することを要望されている。

【既存ユーザ等への影響】

本メッセージは新設となるため、既存ユーザへの影響は特に無い。

(b) チェックリスト

(No. B-2018-001) (No. L-2018-001)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年8月8日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 基本契約メッセージの新設
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	△ 基本契約メッセージは基本契約書等の約款を交換する際に利用することを想定して新設するものである。基本契約書の取り交わしは従来書面で行っているため、メッセージを用いて取り交わす運用に変更する場合は、「データ交換協定書」や「運用マニュアル」の見直しが必要である。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ メッセージの新設であり、メッセージの利用は任意であるため、利用希望ユーザのみの対応でよい。
	②業務の変更による	

チェック項目		チェック	指摘事項等
	対応可否の検討有無	/	
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	△	従来は注文メッセージに添付していた「約款」を帳票出力するために、レイアウトを定める必要がある。
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	約款添付によりデータ保管料の負担が大きくなっていることから、即時対応されることが望ましい。また、2020年4月に民法改正が施行される見込みであることから、施行前に基本契約メッセージを実装することが望まれる。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外/該当しない

×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(5) L-2018-004 : [1058] 支払条件 : 部分払い割合のセット方法に関する追記

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2018-004)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 12月 13日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン :			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL:							
連 絡 先 FAX:							
件 名 [1058] 支払条件 : 部分払い割合のセット方法に関する追記							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
[1058] 支払条件 : 部分払い割合のセット方法について、以下のとおり改訂することを要求する。							
(1) 改訂対象							
[1058] 支払条件 : 部分払い割合							
(2) 改訂内容							
以下のとおり変更する。							
<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 確定注文/注文請けメッセージ>							
変 更 前	<本文> (記載なし。)						

変 更 後	<p><本文></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[1058]支払条件：部分払い割合</p> <p>部分払いでの出来高に対する%割合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回迄の累積出来高金額にこの比を乗じた額が、今回迄の累積請求金額となる。また、その差が今回迄の累積保留金額となる。 ・<u>出来高請求メッセージを利用しない、あるいは、支払条件を CI-NET 以外の手段で取り交わしている場合には、「0」をセットする。</u> </div>
-------------	---

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

[1058]支払条件:部分払い割合のセット方法について、出来高請求メッセージを利用しないあるいは支払条件が固定の場合、当該データ項目が N 属性であり、「空欄」をセットすることができないことから、「スペース(SP)」または「0」をセットすることを追記すべきであるとの指摘を受けて、改訂を行う。

【既存ユーザ等への影響】

既存のデータ項目であるが、運用ルールの追加であるため、既存ユーザへの大きな影響はないと考えられる。

(b) チェックリスト

(No. L-2018-004)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年11月16日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [1058]支払条件：部分払い割合のセット方法に関する追記。
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	○ 既存の運用ルールにおいて、「0」がセットされた場合にシステム処理で部分払い割合を「0」としているケースはないと考えられることから、実稼動しているシステムの改修は不要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○ 既存の業務ルールへの追加であるため、業務の見直し、変更への影響はない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージのユーザのみが対象となる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ ①の実稼働システムの改修がない前提で、即時対応が可能である。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目		チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	緊急性は特にはない。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(6) L-2018-006 : [1313] 請求算定方式コードのセット方法に関する追記

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2018-006)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 12月 13日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				改訂対象：			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL：							
連 絡 先 FAX：							
件 名 請求算定方式コードのセット方法に関する追記							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
<p>確定注文・注文請けメッセージに以下のデータ項目を追加したことに伴い、以下のとおり改訂することを要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [1313]請求算定方式コード <p>(1) 改訂対象 [1313]請求算定方式コード</p> <p>(2) 改訂内容 以下のとおり変更する。</p> <p><CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 確定注文・注文請けメッセージ></p>							
変 更 前	<p><本文></p> <p>(記載なし。)</p>						

変更後

<本文>

[1313]請求算定方式コード

請求金額の算定方式を表すコード。

A： 税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式（累積請求額差引）

B： 税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式（累積支払額差引）

C： 税抜き累積額査定、税込当月請求額算定方式（累積請求額差引）

D： 税込累積額査定、税込当月請求額算定方式（累積請求額差引）

- ・ 「2.2 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」を参照。
- ・ 出来高請求メッセージを利用しない、あるいは、請求額算定方式を CI-NET 以外の手段で取り交わしている場合には、ブランクをセットする。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

確定注文／注文請けメッセージに、[1313]請求算定方式コードを追加することに伴い、出来高要請／報告／確認メッセージを使用しない場合あるいは支払条件が固定の場合におけるセット方法を明記する必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

本データ項目は、任意項目として追加されることと、セット方法については運用ルールの変更であるため、既存ユーザ等への影響は少ないと考えられる。

(b) チェックリスト

(No. L-2018-006)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年11月16日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [1313]請求算定方式コードのセット方法に関する追記。
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼働しているシステムの改修度合い	○ 既存の運用ルールにおいても[1313]請求算定方式コードを使用しない場合には空白がセットされていると考えられるため、変更による影響はない。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○ 業務の見直し、変更への影響はない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージのユーザのみが対象となる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ ①の実稼働システムの改修がない前提で、即時対応が可能である。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

チェック項目		チェック	指摘事項等
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	緊急性は特にない。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(7) L-2018-008 : [1288] 明細データ属性コード及び [1289] 補助明細コードの追加に伴うメッセージ個別ルールの変更

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2018-008)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 11月 16日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン:			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担当者名							
TEL:							
連 絡 先 FAX:							
件 名 [1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの共通ルールの変更							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
<p>【要求内容】</p> <p>[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの共通ルールについて、以下のとおり改訂することを要求する。</p> <p>(1) 改訂対象</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建築見積依頼メッセージ • 建築見積回答メッセージ • 設備見積依頼メッセージ • 設備見積回答メッセージ • 設備機器見積依頼メッセージ • 設備機器見積回答メッセージ • 購買見積依頼メッセージ • 購買見積回答メッセージ • 確定注文メッセージ • 注文請けメッセージ • 合意打切申込メッセージ • 合意打切承諾メッセージ 							

- 一方的打切通知メッセージ
- 出来高要請メッセージ
- 出来高報告メッセージ
- 出来高確認メッセージ
- 立替金報告メッセージ
- 立替金確認メッセージ
- 請求メッセージ
- 請求確認メッセージ
- 支払通知メッセージ
- 工事請負契約外請求メッセージ
- 工事請負契約外請求確認メッセージ
- 基本契約申込メッセージ (新設)
- 基本契約承諾メッセージ (新設)

(2-1) 改訂内容①

次のメッセージについて、以下のとおり変更する。

- 購買見積依頼メッセージ
- 購買見積回答メッセージ
- 確定注文メッセージ
- 注文請けメッセージ

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. ■>確定注文/注文請けメッセージの例

変更前	<本文>													
	<p>[1288]明細データ属性コード</p> <p>[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。</p>													
	<p>全メッセージ共通ルール</p>													
	<p>表 B.VI-8 明細データ属性コード</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">明細行の種類</th> <th style="width: 20%;">[1288] 明細データ属性 コード</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括明細行</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>明細書帳票の上位に記載する行。</td> </tr> <tr> <td>見積条件等 見積条件行</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。</td> </tr> <tr> <td>見積条件等</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記</td> </tr> </tbody> </table>		明細行の種類	[1288] 明細データ属性 コード	内容	総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。	見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。	見積条件等	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記
明細行の種類	[1288] 明細データ属性 コード	内容												
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。												
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。												
見積条件等	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記												

メーカー・リスト 行		載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

- ・エレメント、別紙、代価（[1288]=E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

- ・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI-9 補助明細コード

明細行の 種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	（定義） ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。

		<p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 <p>※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。

注文メッセージ個別ルール
以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。

・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

【例】

図 B.VI- 5 明細行間の金額の関係の例

～省略～

③明細のページ見出し行について

・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。

・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾4桁を見出し行用の一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。

【例】

図 B.VI- 6 明細のページ見出し行の例

～省略～

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VI- 10[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括 明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積 条件 等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、 02、 03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

変更後

<本文>

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI- 11 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性 コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

・エレメント、別紙、代価（[1288]=E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI-12 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 <p>※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する

		<p>場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約款等の内容を記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本文行のみを別帳票で印字する。
改ページ	82	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改ページコードを記載する行。 ・ 改ページコード以外は記載しない。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票印字の際に改ページする。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

・ 総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。

・見積条件行([1288]=1~4) の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001~9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]明細金額)$$

【例】

図 B.VI-7 明細行間の金額の関係の例

～省略～

③明細のページ見出し行について

・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。

・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾4桁を見出し行用の一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。

【例】

図 B.VI-8 明細のページ見出し行の例

～省略～

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括 明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> ・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
見積 条件 等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	<ul style="list-style-type: none"> ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、 02、 03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
本文	約款等の本文行	9	81	<ul style="list-style-type: none"> ・約款等の本文行を 80byte 毎で分割して[1428]本文 に収録する。 ・連続する複数行にわたって本文を記載する場合も[1289]補助明細コードは「81」に固定する。

	約款等の改ページ	9	82	<ul style="list-style-type: none"> ・ [1428]本文 は空欄とする。 ・ 帳票印刷時に改ページする。
--	----------	---	----	---

⑤本文([1289]=81 および 82) についての取り扱い

- ・ 1 階層下に明細データを持たない（フラット）表現とする。
- ・ [1288]=9 のとき、使用可能な明細行の種類は、[1428]本文のみとする。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

(2-2) 改訂内容②

次のメッセージについて、以下のとおり変更する。

- ・ 建築見積依頼メッセージ
- ・ 建築見積回答メッセージ
- ・ 設備見積依頼メッセージ
- ・ 設備見積回答メッセージ
- ・ 設備機器見積依頼メッセージ
- ・ 設備機器見積回答メッセージ
- ・ 合意打切申込メッセージ
- ・ 合意打切承諾メッセージ
- ・ 一方的打切通知メッセージ
- ・ 出来高要請メッセージ
- ・ 出来高報告メッセージ
- ・ 出来高確認メッセージ
- ・ 立替金報告メッセージ
- ・ 立替金確認メッセージ
- ・ 請求メッセージ
- ・ 請求確認メッセージ
- ・ 支払通知メッセージ
- ・ 工事請負契約外請求メッセージ
- ・ 工事請負契約外請求確認メッセージ

<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad.7 P. ■>出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの例

変更前

<本文>

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII-1 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①エレメント、別紙、代価の不使用

- ・エレメント、別紙、代価（[1288]=E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

- ・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括

明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII-2 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。

	(用法上の注意)
--	----------

	・1階層下に明細データを持つことができる。
--	-----------------------

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。

・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

A. 階層構造の最下位行における累積出来高金額の計算方法

階層構造の最下位である内訳明細行([1288]=5)では、累積出来高金額を以下の通り算定する。なお、乗算の算定結果は小数点以下切捨てとする。なお、総括明細行([1288]=0)であっても子を持たない行ではこれに準じる。

A.1 累積査定方式の場合

[1235]今回迄累積出来高金額明細=0.01×[1297]×[1234]×[1222]

[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1234]今回迄累積出来高数量明細

[1222]単価

A.2 当月査定方式の場合

[1235]今回迄累積出来高金額明細=[1233]+[1223]

[1223]=[1218]×[1222]

[1233]前回迄累積出来高金額明細

[1223]明細金額 (=今回分出来高金額)

[1218]明細数量 (=今回分出来高数量)

B. 子を持つ明細行における累積出来高金額の計算方法

子を持つ明細行では、累積出来高金額は子の累積出来高金額の和として求める。

子を持つ明細行の[1235]今回迄累積出来高金額明細=[1234]×Σ([1235])

※Σの範囲は、当該行の直接の子のうち、[1289]補助明細コード=00の行

※[1234]今回迄累積出来高数量

なお、子を持つ明細行では、[1234]今回迄累積出来高数量明細の値を[1224]契約数量明細と同一とし、また累積査定方式であっても[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率は使用しない。このため総括明細行では、内訳明細行における上記の出来高数量、単価、出来高金額間の算定式が成立しない。

図 B.VII- 1 明細行間の金額の関係

～省略～

親の明細行の数量が1式ではなく複数の場合は、子の各行では1式あたりの数量、金額を記載し、親の明細行の累積出来高金額を算定する段階で数量を乗じる。次例の「覆工版」を参照。

図 B.VII- 2 明細行間の金額の関係 (2式の場合)

～省略～

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VII- 3[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、 02、 03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 																					
<p>【運用上の留意点】</p> <p>明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。</p>																									
変更 後	<p><本文></p> <p>[1288]明細データ属性コード</p> <p>[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。</p>																								
全メッセージ共通ルール																									
表 B.VII-4 明細データ属性コード																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1341 512 1491">明細行の種類</th> <th data-bbox="512 1341 804 1491">[1288] 明細データ属性コード</th> <th data-bbox="804 1341 1430 1491">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1491 512 1541">総括明細行</td> <td data-bbox="512 1491 804 1541">0</td> <td data-bbox="804 1491 1430 1541">明細書帳票の上位に記載する行。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1541 512 1637">見積条件等 見積条件行</td> <td data-bbox="512 1541 804 1637">1</td> <td data-bbox="804 1541 1430 1637">明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1637 512 1783">見積条件等 メーカー・リスト 行</td> <td data-bbox="512 1637 804 1783">2</td> <td data-bbox="804 1637 1430 1783">明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1783 512 1883">見積条件等 自由採番</td> <td data-bbox="512 1783 804 1883">3</td> <td data-bbox="804 1783 1430 1883">他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1883 512 1984">見積条件等 自由採番</td> <td data-bbox="512 1883 804 1984">4</td> <td data-bbox="804 1883 1430 1984">同上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1984 512 2020">内訳明細行</td> <td data-bbox="512 1984 804 2020">5</td> <td data-bbox="804 1984 1430 2020">明細書帳票の下位に記載する行。</td> </tr> </tbody> </table>					明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容	総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。	見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。	見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。	見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。	見積条件等 自由採番	4	同上	内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容																							
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。																							
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。																							
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。																							
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。																							
見積条件等 自由採番	4	同上																							
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。																							

本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①本文、エレメント、別紙、代価の不使用

- ・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

- ・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII-5 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする

仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 <p>※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約款等の内容を記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文行のみを別帳票で印字する。
改ページ	82	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改ページコードを記載する行。 ・改ページコード以外は記載しない。 ・この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票印字の際に改ページする。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5)の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。

・見積条件行([1288]=1~4)の場合、1階層下に明細データを持たない(フラット)表現とすることを推奨する。(理由:将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため)

②金額集計の考え方

A. 階層構造の最下位行における累積出来高金額の計算方法

階層構造の最下位である内訳明細行([1288]=5)では、累積出来高金額を以下の通り算定する。なお、乗算の算定結果は小数点以下切捨てとする。なお、総括明細行([1288]=0)であっても子を持たない行ではこれに準じる。

A.1 累積査定方式の場合

$$[1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = 0.01 \times [1297] \times [1234] \times [1222]$$

[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1234]今回迄累積出来高数量明細

[1222]単価

A.2 当月査定方式の場合

$$[1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = [1233] + [1223]$$

$$[1223] = [1218] \times [1222]$$

[1233]前回迄累積出来高金額明細

[1223]明細金額 (=今回分出来高金額)

[1218]明細数量 (=今回分出来高数量)

B. 子を持つ明細行における累積出来高金額の計算方法

子を持つ明細行では、累積出来高金額は子の累積出来高金額の和として求める。

$$\text{子を持つ明細行の} [1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = [1234] \times \Sigma ([1235])$$

※ Σ の範囲は、当該行の直接の子のうち、[1289]補助明細コード=00の行

※[1234]今回迄累積出来高数量

なお、子を持つ明細行では、[1234]今回迄累積出来高数量明細の値を[1224]契約数量明細と同一とし、また累積査定方式であっても[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率は使用しない。このため総括明細行では、内訳明細行における上記の出来高数量、単価、出来高金額間の算定式が成立しない。

図 B.VII-3 明細行間の金額の関係

～省略～

親の明細行の数量が1式ではなく複数の場合は、子の各行では1式あたりの数量、金額を記載し、親の明細行の累積出来高金額を算定する段階で数量を乗じる。次例の「覆工版」を参照。

図 B.VII-4 明細行間の金額の関係 (2式の場合)

～省略～

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VII- 6 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とすること。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。

④本文行 ([1289]=81、82) についての取り扱い

- ・本文行 ([1289]=81、82) は使用しない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

(2-3) 改訂内容③

次のメッセージについて、CR 管理番号：L-2018-001 のとおり変更する。

- ・基本契約申込メッセージ（新設）
- ・基本契約承諾メッセージ（新設）

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)**【要求の理由】**

基本契約メッセージの新設において、[1428] 本文 を新設するに伴い、[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの共通ルールにおいて、「9 本文」、「81 本文行」、「82 改ページ」を利用可能なメッセージを明記する必要性が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

既存メッセージの共通ルール及び個別ルールには変更を生じないため、既存ユーザへの影響は特に無い。

(b) チェックリスト

(No. L-2018-008)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2018年12月19日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの追加に伴うメッセージ個別ルールの変更。
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ トランスレータおよびASPサービスを含め、メッセージを新設する改修を行う必要がある。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 既存業務への影響はない。新規に基本契約メッセージを利用する業務のみが対象となる。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 既存ユーザへの影響はない。新規に基本契約メッセージを利用するユーザのみが対象となる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 実稼働システムの改修が生じるため、即時対応は行えない。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件	①各社の帳票出力に	

チェック項目		チェック	指摘事項等
か	依存する項目が否か	/	
4. 二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	民法改正に伴う基本契約再締結のタイミングまでに対応する必要がある。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外/該当しない

×：問題あり/指摘事項への対応が必要

(8) L-2018-009：適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設）

(a) チェンジリクエスト

(No. L-2018-009)

CI-NET LiteS 実装規約改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄				事務局記入欄			
発 信 日 2018年 12月 13日				受 信 日 年 月 日			
会 社 名				反映対象バージョン：			
企業識別コード				Ver.	2	.	2 ad. 0
部 署 名 LiteS 規約 WG				事務局処理記入欄			
担 当 者 名							
TEL：							
連 絡 先 FAX：							
件 名 [1310/1309]発注者／受注者適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設）							
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)							
【要求内容】							
消費税軽減税率制度の実施に伴い、適格請求書等保存方式の導入を受けて、適格請求書発行事業者の登録番号について、以下のとおり新設することを要求する。							
(1) 改訂対象							
[1310] 発注者適格請求書発行事業者登録番号							
[1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号							
(2) 改訂内容							
以下のとおり変更する。							
<CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 ad. 7 請負契約外請求／請求確認メッセージ、請求／請求確認メッセージ、立替金報告／確認メッセージ> (見積依頼／回答メッセージ、確定注文／注文請けメッセージについては検討中。)							

変更前	<p><本文></p> <p>(記載なし)</p>
変更後	<p><本文></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[1310] 発注者適格請求書発行事業者登録番号</p> <p>[1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号</p> <p>税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」の登録番号</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・法人事業者の場合：” T” +法人番号（13桁）の計14桁。 ・個人事業主の場合：<u>個人事業主に付番される番号</u> ←正式名称は未定。 <p>(注1) 「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された13桁（チェックデジットを含む）の番号。</p> <p>(注2) 「<u>個人事業主に付番される番号</u>」は、<u>個人事業主に対して国税庁（未定）により付番される個人事業主を特定するための番号。</u> ←正式な付番ルール等は未定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負契約外請求／請求確認メッセージおよび請求／請求確認メッセージでは、受注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。 ・立替金報告／確認メッセージでは、発注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

平成35年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

この適格請求書には、適格請求書発行事業者の名称や「登録番号」などを記載する必要がある。この登録番号を「T+法人番号」(適格請求書発行事業者が法人番号を有する場合)、または、個人事業主に新たに付番予定の番号とすることが定められたことを受けて、新設する必要が生じた。

【既存ユーザ等への影響】

消費税軽減税率制度の施行に伴う改訂となるため、すべてのユーザにおいて対応が必須となる。

(b) チェックリスト

(No. L-2018-009)

**CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る
改訂チェックリスト**

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2019年2月■日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 標準委員会/LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [新規]適格請求書発行事業者登録番号の新設（インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設）。
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 実稼動しているシステムの改修が必要である。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 従来業務からの変更は特に生じない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 及ぼす影響の範囲は明確化されている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 各 EDI サービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いによる対応の差異は特にない。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	/
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件	①各社の帳票出力に	請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるた

チェック項目		チェック	指摘事項等
か	依存する項目が否か	△	め、併せてシステム改修が必要である。
4. 二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	他項目での類似機能はない。
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	類似項目に、「法人番号・事業所コード」があるが、類似項目との違いは明確である。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	インボイス制度への対応が必要な場合には、制度施行に合わせて改修する必要がある、即時対応が必要となる。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

2019年3月31日 発行

【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12

虎ノ門 4 丁目MTビル2号館

tel. 03-5473-4573

fax. 03-5473-4580

E-mail ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>